

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM\_TOUSHIN\_1.2

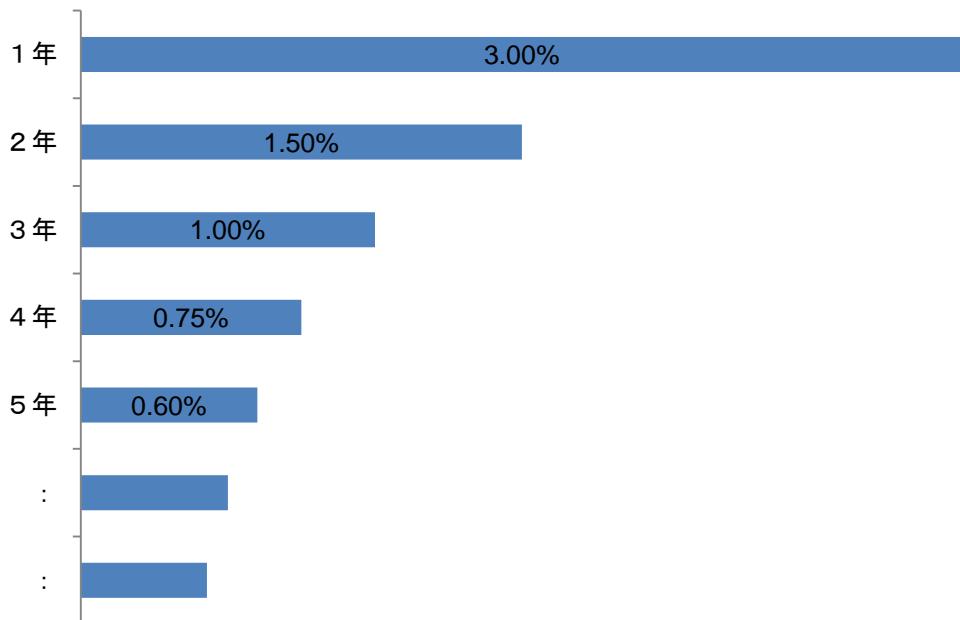
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)



三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2021年4月17日

# 通貨選択型 エマージング・ボンド・ファンド



## エマージング・ボンド・ファンド

- 円コース(毎月分配型)
- 豪ドルコース(毎月分配型)
- ニュージーランドドルコース(毎月分配型)
- ブラジルレアルコース(毎月分配型)
- 南アフリカランドコース(毎月分配型)
- トルコリラコース(毎月分配型)
- 中国元コース(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券

## マネープールファンド

追加型投信／国内／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**三井住友信託銀行株式会社**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれてありますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。



本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいいます。

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)	:円コース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)	:豪ドルコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)	:ニュージーランドドルコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)	:ブラジルレアルコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)	:南アフリカランドコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)	:トルコリラコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)	:中国元コース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)	:マネープールファンド

※各ファンドおよび下記のファンドを総称して「通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド」といいます。

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

## 委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2021年2月26日現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	9兆7,463億円(2021年2月26日現在)

## 商品分類・属性区分

ファンド名	商品分類				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)		
各ファンド(マネープールファンドを除く)	追加型	海外	債券		
マネープールファンド		国内			
属性区分					
ファンド名	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
円コース(毎月分配型)	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	あり(フルヘッジ)
豪ドルコース(毎月分配型)					なし
ニュージーランドドルコース(毎月分配型)					なし
ブラジルレアルコース(毎月分配型)					なし
南アフリカランドコース(毎月分配型)					なし
トルコリラコース(毎月分配型)					なし
中国元コース(毎月分配型)					なし
マネープールファンド					なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年4月16日に関東財務局長に提出しており、2021年4月17日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的

### ▶各ファンド（マネープールファンドを除く）

当ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### ▶マネープールファンド

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 各ファンド（マネープールファンドを除く）は、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

- 各ファンド（マネープールファンドを除く）は、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「TRP Global Emerging Markets Bond Fund(以下、「グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」、または「GEMBF」)」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- 各ファンド（マネープールファンドを除く）におけるグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます。  
※当ファンドの信託期間が終了する数ヵ月程度前からは、キャッシュの保有比率を高くすることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率が高位とならない場合もあります。
- グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とします。  
※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。  
※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。
- グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが運用を行います。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、委託会社が運用を行います。

### ▶マネープールファンド

- マネープールファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。  
※マネープールファンドへの取得申込みは、マネープールファンドを除く通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドからスイッチングした場合に限定します。また、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドに新たなファンドが追加された場合は、当該ファンドがスイッチングによるお買付対象ファンドに追加されることがあります。  
※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。



# ファンドの目的・特色

**2**

為替取引手法の異なる7つのコースとマネーポールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

- マネーポールファンドへの取得申込みは、マネーポールファンドを除く通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドからスイッチングした場合に限定します。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドについては、上記8ファンド以外のファンドもあります。また、今後新たなファンドが追加されることがあります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

**3**

各ファンド（マネーポールファンドを除く）は、毎月の決算時に分配を目指します。

- 各ファンド（マネーポールファンドを除く）の決算日は毎月16日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 分配のイメージ（マネーポールファンドを除く）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
決算	決算	決算									
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## ▶マネーポールファンド

マネーポールファンドは、年2回の決算時に分配金額を決定します。

- マネーポールファンドの決算日は毎年1月、7月の16日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

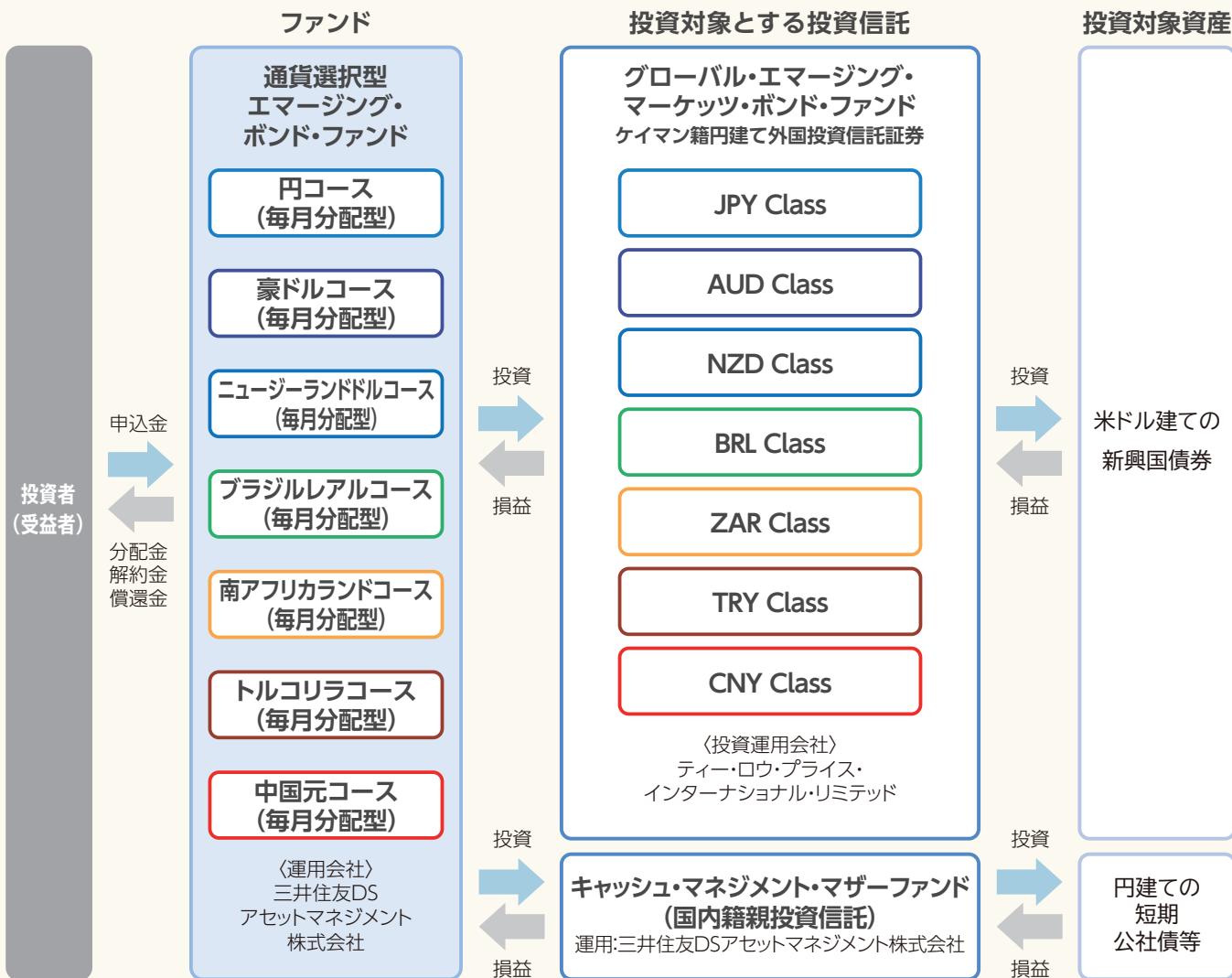
※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3

## ファンドのしくみ

### ▶各ファンド(マネーポールファンドを除く)

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※各ファンド(マネーポールファンドを除く)は「グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米ドル建ての新興国債券となります。

■グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。

ファンド	為替予約取引等
JPY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。
AUD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。
NZD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。
BRL Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。
ZAR Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。
TRY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。
CNY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。

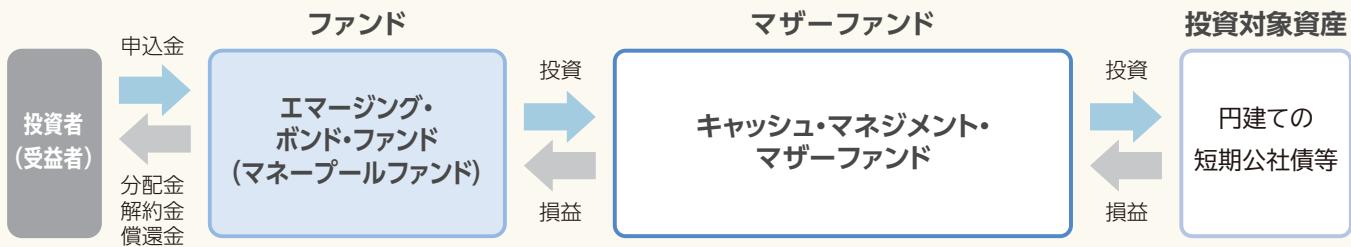
(注1) 外国投資信託証券で行われる為替取引とは、「米ドルの売りと取引対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と取引対象通貨の為替変動リスクがあります。

(注2) 為替予約取引の代わりにNDF(直物為替先渡取引)を行う場合があります。



## ▶マネーポールファンド

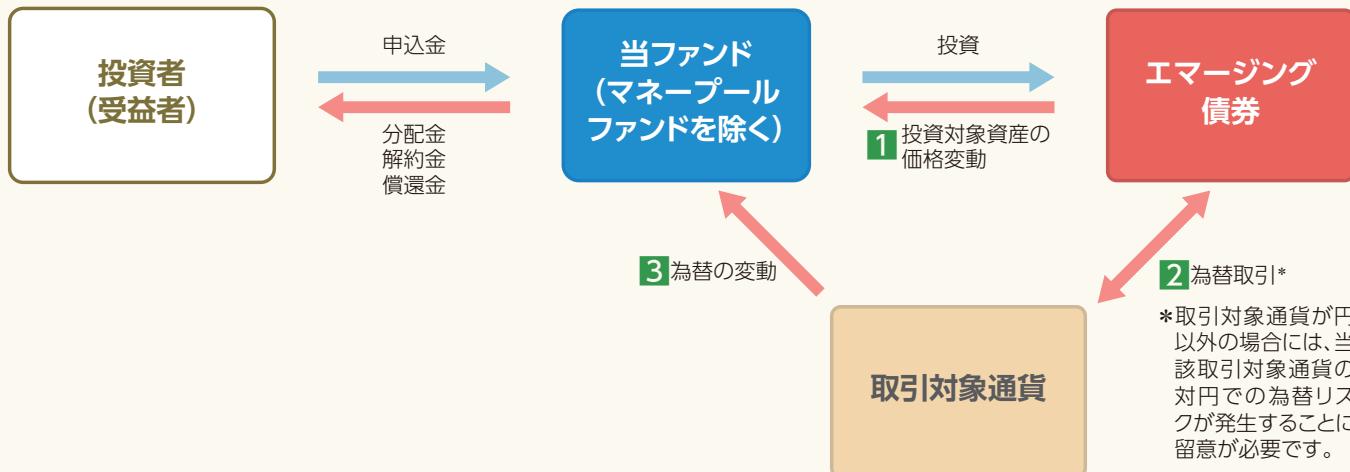
■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



## 通貨選択型ファンドの収益のイメージ

当ファンド(マネープールファンドを除く)は主に米ドル建てのエマージング債券への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

### 当ファンド(マネーブールファンドを除く)のイメージ図



※上記はイメージです。

当ファンド(マネーブールファンドを除く)の収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 エマージング債券の利息収入、値上がり/値下がり	<b>債券価格の上昇</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>金利低下</li> <li>債券の発行体の信用力上昇</li> <li>など</li> </ul> <b>債券価格の下落</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>金利上昇</li> <li>債券の発行体の信用力低下</li> <li>など</li> </ul>	
2 為替取引によるプレミアム/コスト	<b>プレミアム(金利差相当分の収益)の発生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象通貨の短期金利 &gt; 米ドルの短期金利</li> </ul> <b>為替差益の発生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象通貨に対して円安</li> </ul>	<b>コスト(金利差相当分の費用)の発生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象通貨の短期金利 &lt; 米ドルの短期金利</li> </ul> <b>為替差損の発生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象通貨に対して円高</li> </ul>
3 為替差益/差損		

※円コース(毎月分配型)は、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減に努めます。

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

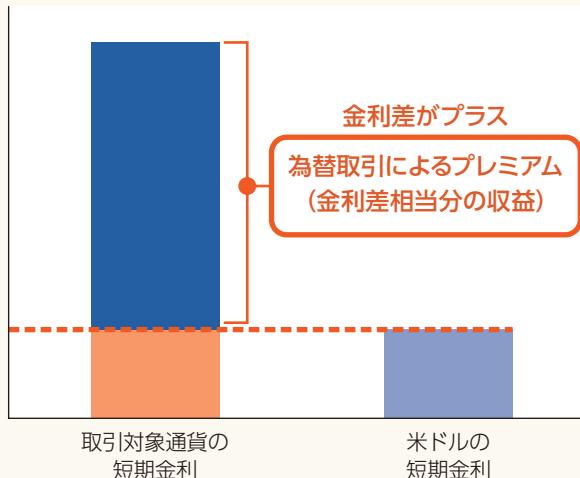


# ファンドの目的・特色

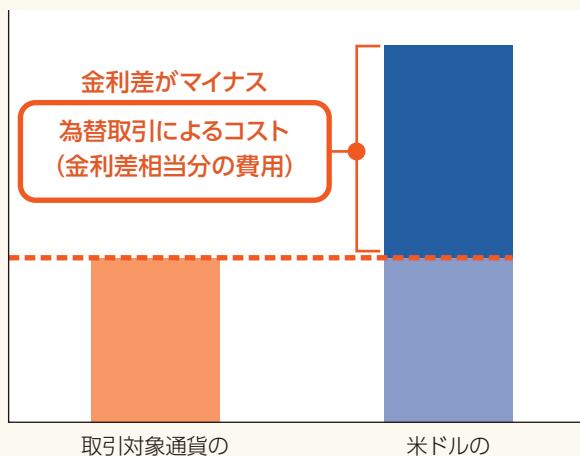
## 為替取引によるプレミアム／コストについて

### ▶為替取引を活用した収益機会のイメージ

[取引対象通貨の短期金利>米ドルの短期金利の場合]



[取引対象通貨の短期金利<米ドルの短期金利の場合]



※上記はイメージです。

一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

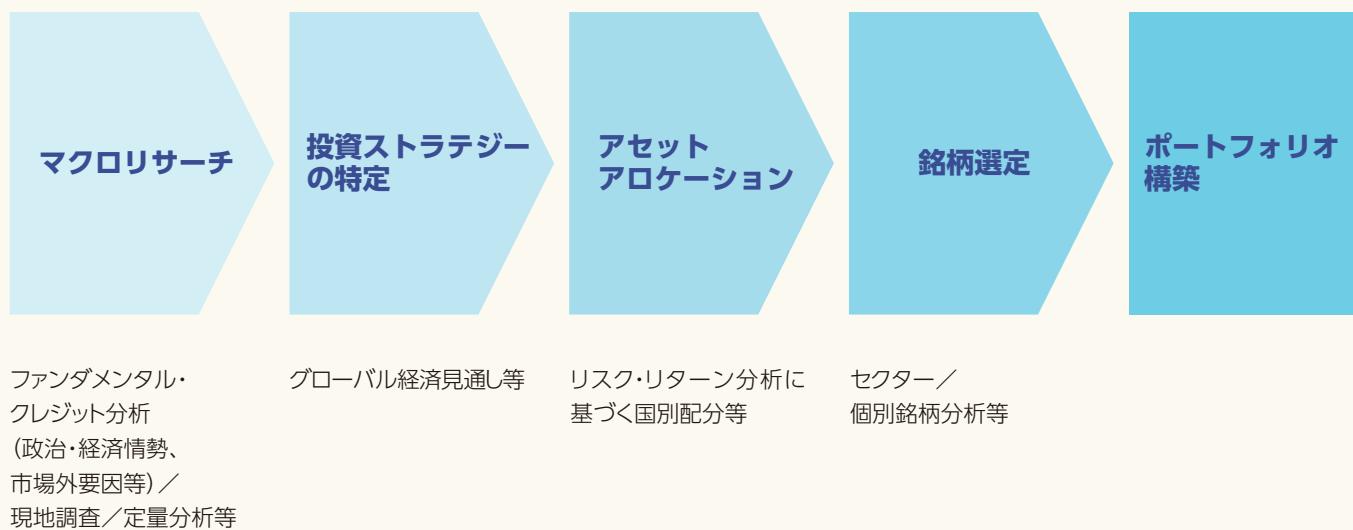
※NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

## 投資対象とする外国投資信託証券の運用会社について

### ▶ ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

- ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(所在地:英国ロンドン)は、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。
- ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

### ▶ ティー・ロウ・プライスにおけるエマージング債券運用プロセス



※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

### ▶各ファンド(マネープールファンドを除く)

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

### ▶マネーブールファンド

- 株式への実質投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資は行いません。

## 分配方針

### ▶各ファンド(マネーブールファンドを除く)

- 毎月16日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
  - 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
  - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

各ファンド(マネーブールファンドを除く)は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

### ▶マネーブールファンド

- 年2回(原則として毎年1月および7月の16日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

マネーブールファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払わると、その金額相当分、基準価額は下がります。

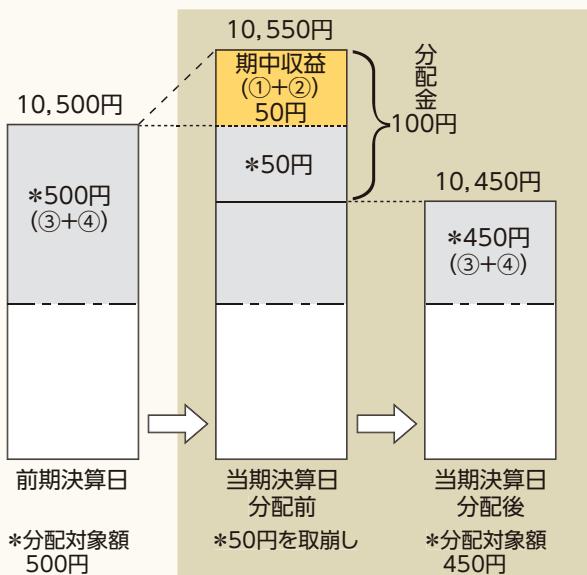


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

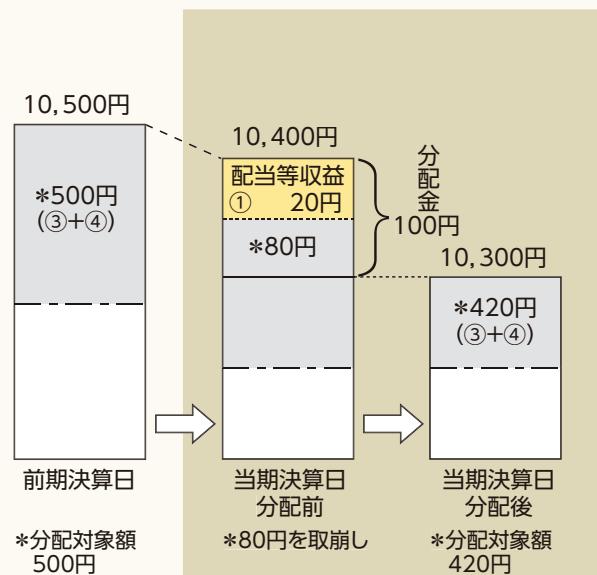
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### [ 前期決算日から基準価額が上昇した場合 ]



#### [ 前期決算日から基準価額が下落した場合 ]

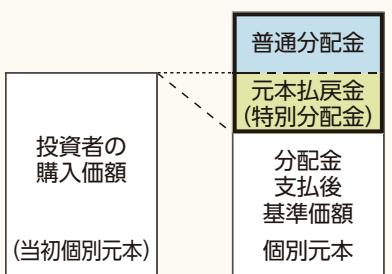


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。  
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

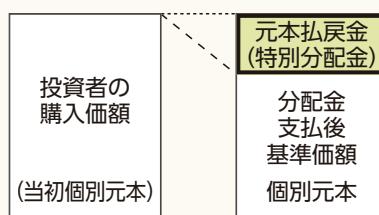
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### [ 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合 ]



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### [ 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合 ]



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

### ▶グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

**JPY Class/AUD Class/NZD Class/BRL Class/ZAR Class/TRY Class/CNY Class**

基 本 的 性 格	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建て																
運 用 目 的	主に新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。																
主 要 投 資 対 象	新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資します。また、外国為替予約取引等を活用します。																
運 用 方 針	<p>1. 各ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府、政府機関等が発行または保証する債券を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● デュレーションは、エマージング債券市場平均(*)に対して±2年の範囲とします。 *エマージング債券市場平均とは、代表的な債券指数であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドの数値をいいます。</li> <li>● ポートフォリオの平均格付けは、原則として、B-格相当以上とします。</li> <li>● 米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。</li> <li>● 事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。</li> <li>● 政府以外の発行する同一発行体の債券への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の10%以内とします。ただし、同一発行体の事業債への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の3%以内とします。</li> <li>● キャッシュ運用目的や新興国債券市場の非常事態時等においては、米国国債およびAAA格相当以上の米ドル建ての公社債へ投資する場合があります。</li> </ul> <p>2. 各ファンドにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンド</th> <th>為替予約取引等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JPY Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>AUD Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>NZD Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>BRL Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>ZAR Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>TRY Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>CNY Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等)によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>	ファンド	為替予約取引等	JPY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。	AUD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。	NZD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。	BRL Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。	ZAR Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。	TRY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。	CNY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。
ファンド	為替予約取引等																
JPY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。																
AUD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。																
NZD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。																
BRL Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。																
ZAR Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。																
TRY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。																
CNY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。																
投 資 運 用 会 社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Ltd)																
運 用 開 始 日	JPY Class/AUD Class/NZD Class/BRL Class/ZAR Class/TRY Class 2009年7月17日 CNY Class 2010年2月1日																
会 計 年 度	毎年3月末																
収 益 の 分 配	原則毎月行います。																

管理報酬およびその他費用等	<p>管理報酬等:年0.09%(程度)</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>運用報酬はかかりません(運用会社の報酬は、各ファンド(マネーパールファンドを除く)の委託者報酬から支弁されます。)。</p> <p>※上記の報酬等は将来変更になる場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
その他	-

### ▶キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	1.本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 2.資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	1.株式への投資は行いません。 2.外貨建資産への投資は行いません。 3.デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社



## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

### ▶各ファンド(マネープールファンドを除く)

#### 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることになったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

#### 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

#### 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## 為替リスク

<各ファンド(円コース(毎月分配型)およびマネープールファンドを除く)>

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかるごとにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

<円コース(毎月分配型)>

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかるごとにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

## カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- 政治体制の変化
- 社会不安の高まり
- 他国との外交関係の悪化
- 海外からの投資に対する規制
- 海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。



## ▶マネーポールファンド

### 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることになったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関する格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

### 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## その他の留意点

### ファンド固有の留意点

#### 為替取引に関する留意点

- 各ファンド(マネーパールファンドを除く)の主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF(直物為替先渡取引)等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。
- また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

#### 投資信託に関する留意点

- マネーパールファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。



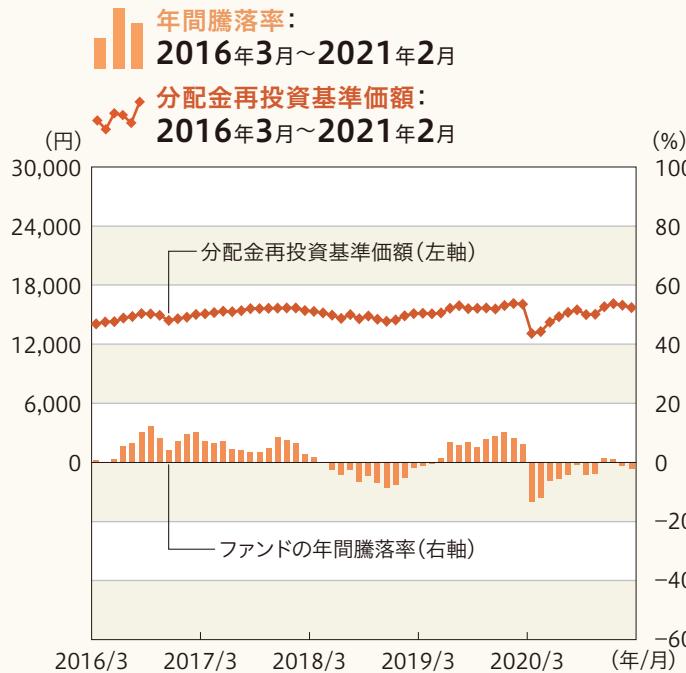
# 投資リスク

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### [ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ]

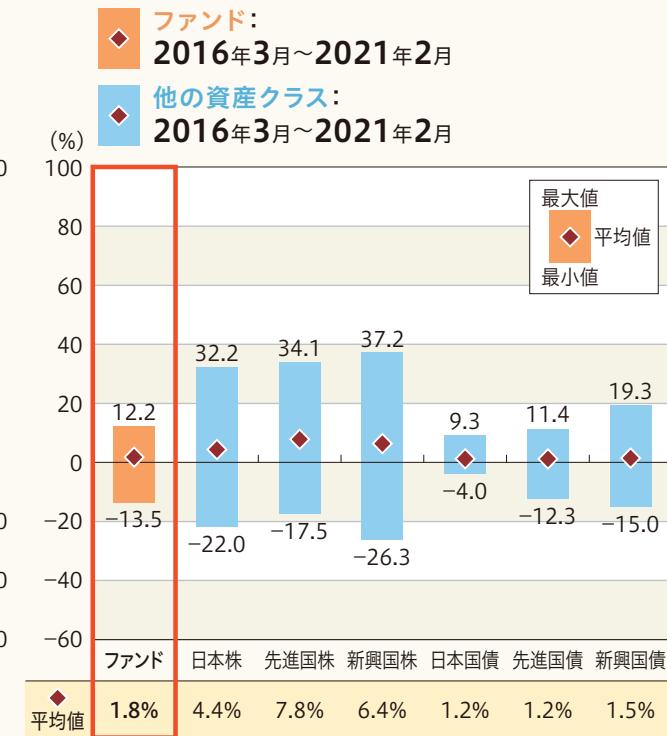
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

#### ■ 円コース (毎月分配型)

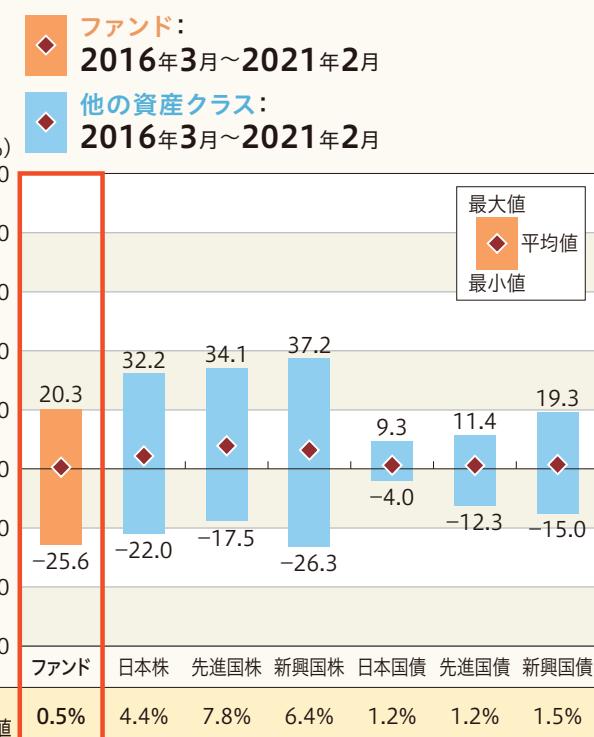
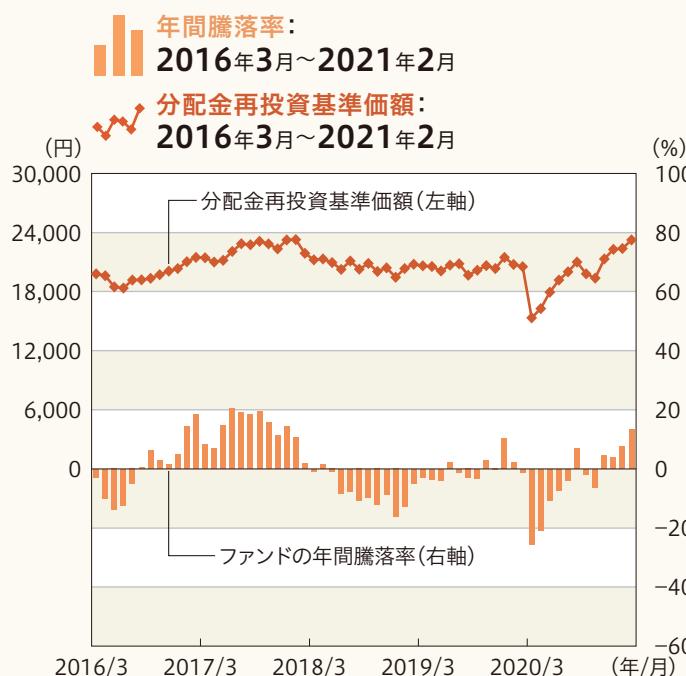


### [ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ]

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



#### ■ 豪ドルコース (毎月分配型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

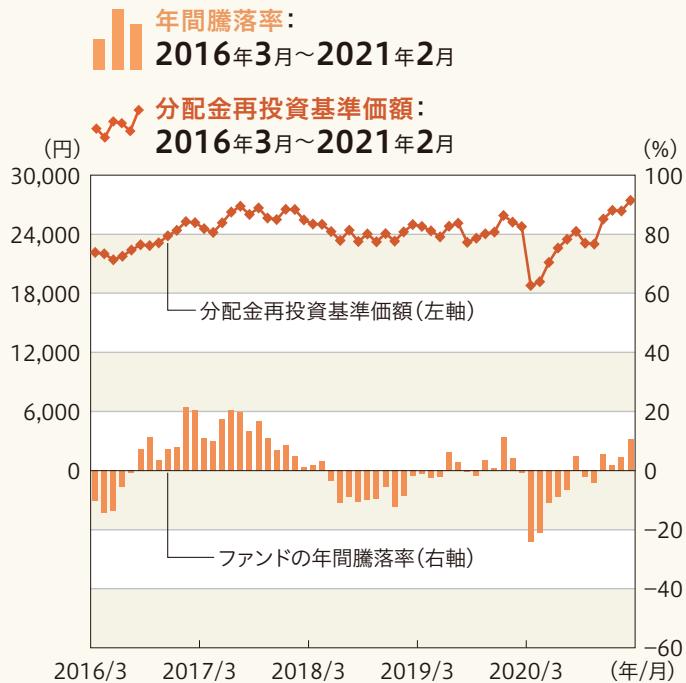
※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### ■ ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

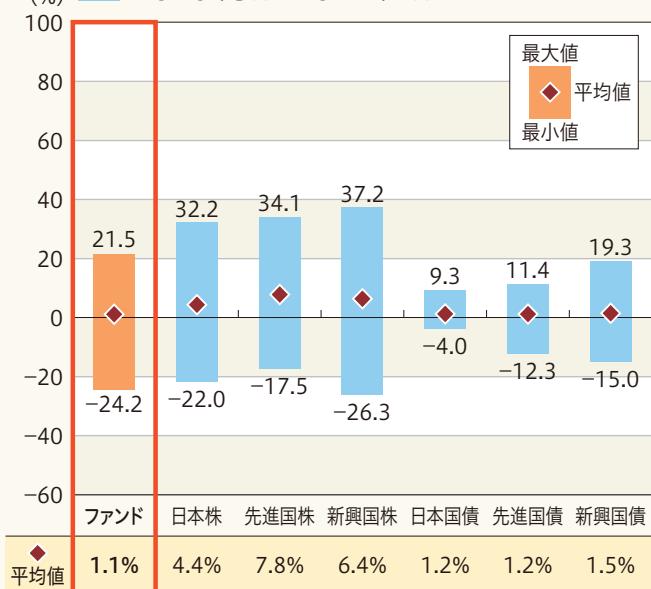


## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

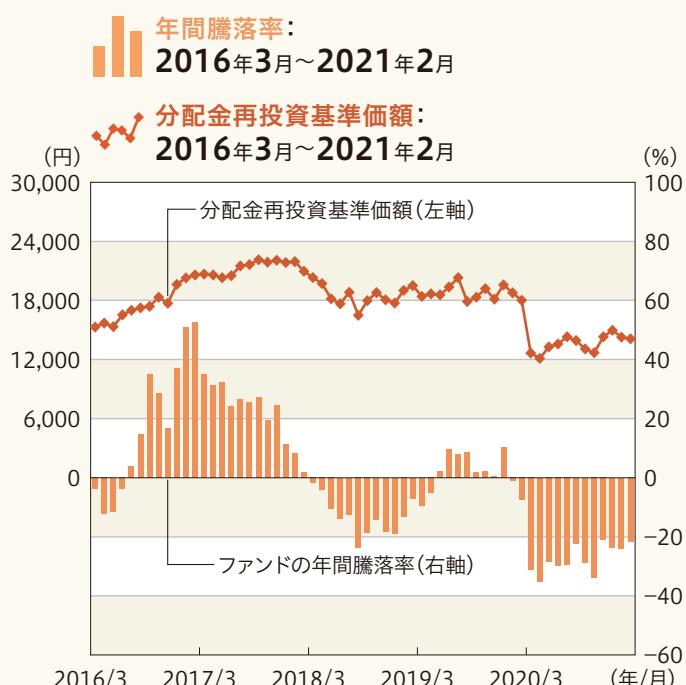
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月

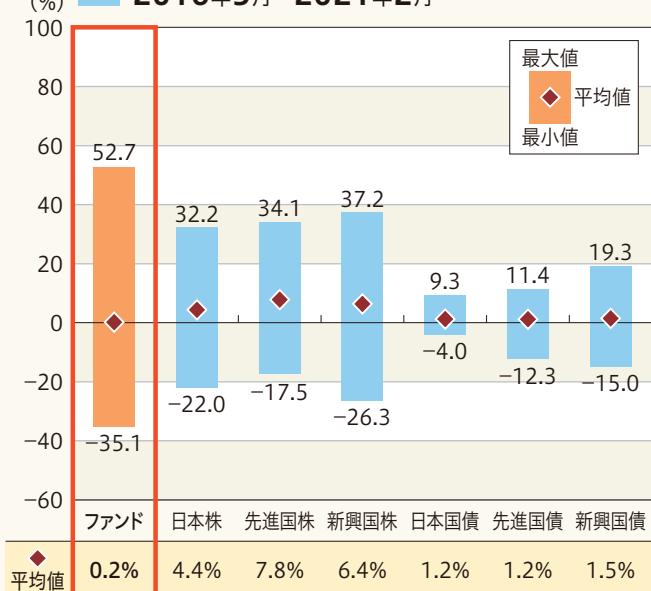


### ■ ブラジルレアルコース(毎月分配型)



◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月



\*年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

\*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

\*ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

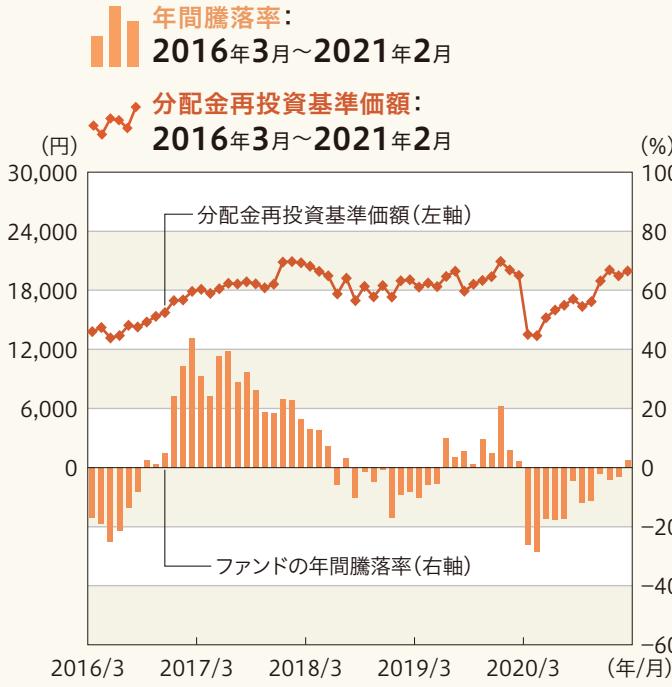


# 投資リスク

## 〔 ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### ■ 南アフリカランドコース(毎月分配型)

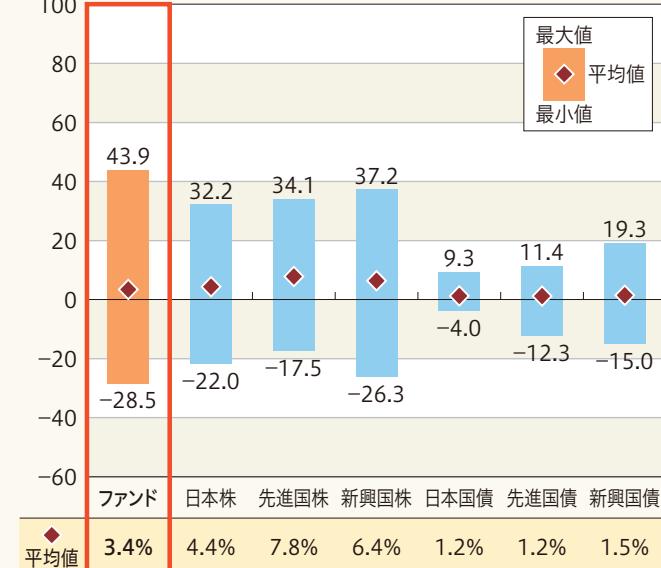


## 〔 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 〕

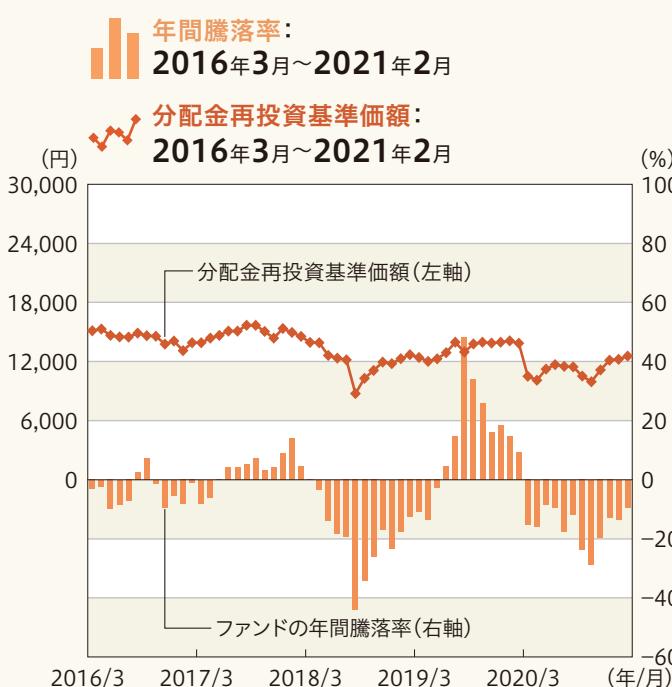
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月

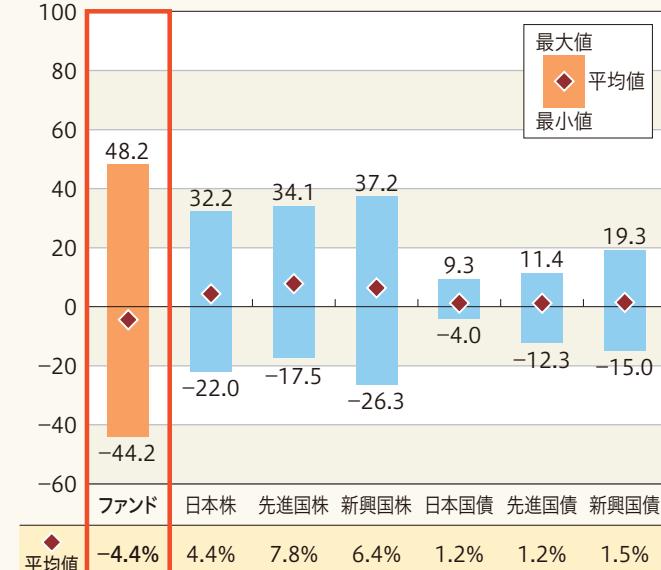


### ■ トルコリラコース(毎月分配型)



◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

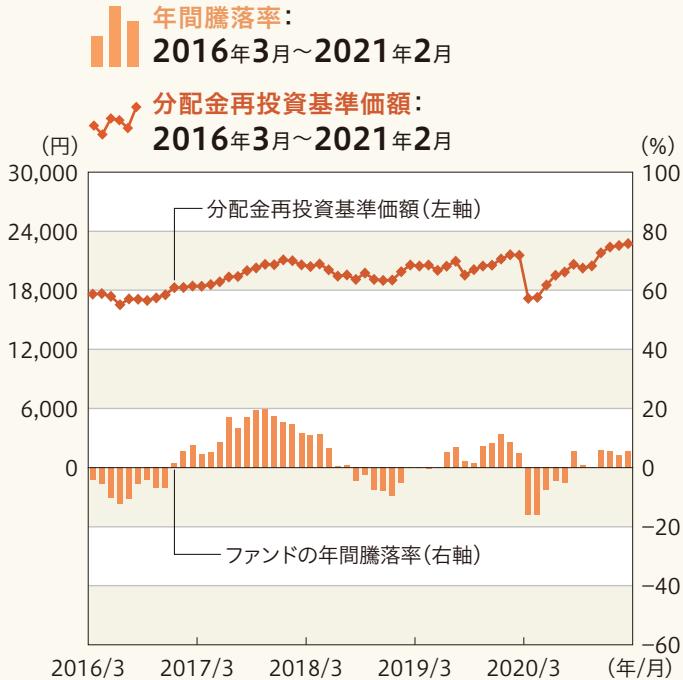
※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### ■ 中国元コース(毎月分配型)

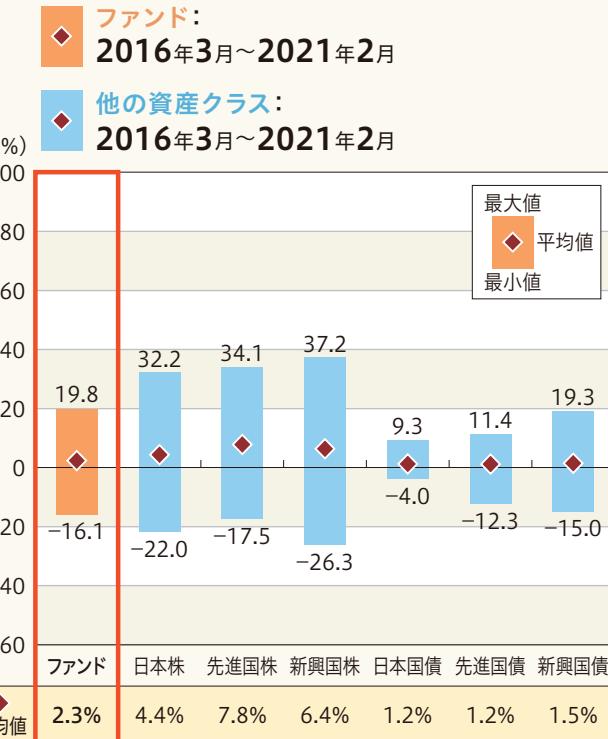


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

## 〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



# 投資リスク

## 〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

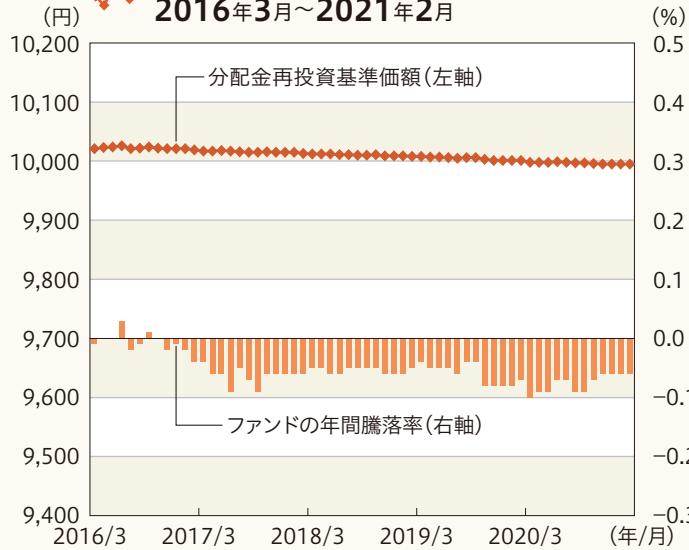
### ■ マネーポールファンド

年間騰落率:

2016年3月～2021年2月

分配金再投資基準価額:

2016年3月～2021年2月



## 〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕



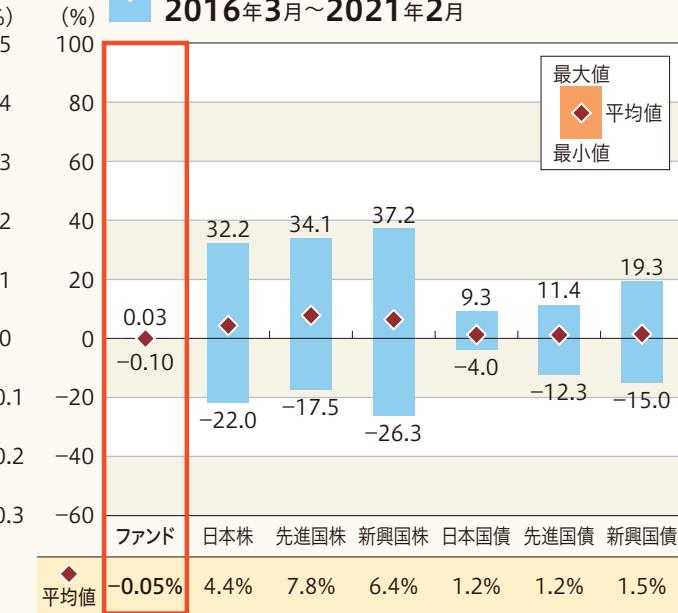
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド:

2016年3月～2021年2月

他の資産クラス:

2016年3月～2021年2月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指標

日本 株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国 株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本 国 債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国 債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国 債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。

基準日:2021年2月26日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

## 分配の推移

## ■ 円コース(毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	15円
2021年 1月	15円
2020年12月	15円
2020年11月	15円
2020年10月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	8,755円

\*分配金は1万口当たり、税引前

## ■ 豪ドルコース(毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	10円
2021年 1月	10円
2020年12月	10円
2020年11月	10円
2020年10月	10円
直近1年間累計	150円
設定来累計	14,940円

\*分配金は1万口当たり、税引前

## ■ ニュージーランドドルコース(毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	35円
2021年 1月	35円
2020年12月	35円
2020年11月	35円
2020年10月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	13,570円

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。



# 運用実績

基準日:2021年2月26日

\* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
\* 委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ■ ブラジルレアルコース (毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	10円
2021年 1月	10円
2020年12月	10円
2020年11月	10円
2020年10月	10円
直近1年間累計	150円
設定来累計	13,320円

\*分配金は1万口当たり、税引前

## ■ 南アフリカランドコース (毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	15円
2021年 1月	15円
2020年12月	15円
2020年11月	15円
2020年10月	15円
直近1年間累計	210円
設定来累計	12,110円

\*分配金は1万口当たり、税引前

## ■ トルコリラコース (毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	5円
2021年 1月	5円
2020年12月	5円
2020年11月	5円
2020年10月	5円
直近1年間累計	75円
設定来累計	11,285円

\*分配金は1万口当たり、税引前

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

# 運用実績

基準日:2021年2月26日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ■ 中国元コース(毎月分配型)

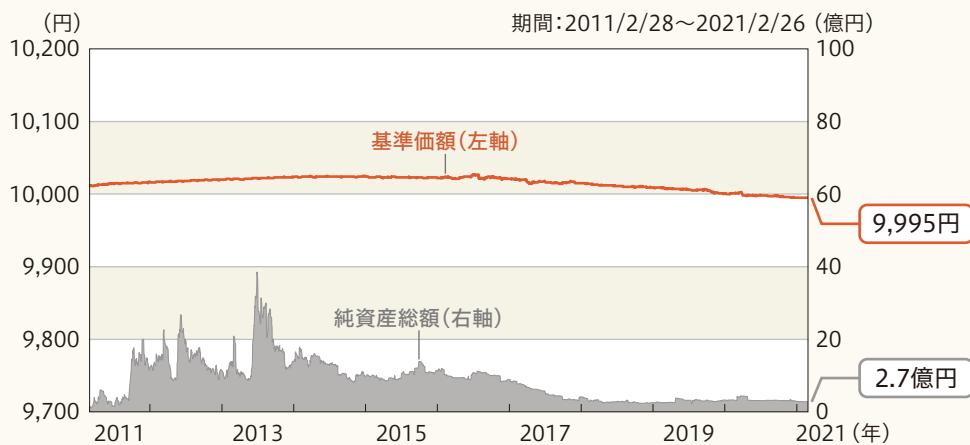


\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

決算期	分配金
2021年 2月	40円
2021年 1月	40円
2020年12月	40円
2020年11月	40円
2020年10月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	5,280円

\*分配金は1万口当たり、税引前

## ■ マネーポールファンド



決算期	分配金
2021年1月	0円
2020年7月	0円
2020年1月	0円
2019年7月	0円
2019年1月	0円
設定来累計	0円

\*分配金は1万口当たり、税引前

24

運用実績

## 主要な資産の状況

### ■ 円コース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class	97.9%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.8%

### ■ 豪ドルコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class	98.2%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	1.0%

### ■ ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class	98.4%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.7%

### ■ ブラジルレアルコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class	97.8%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	1.1%

\*投資比率は全て純資産総額対比



# 運用実績

基準日: 2021年2月26日

\* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
\* 委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ■ 南アフリカランドコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class	98.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.7%

## ■ トルコリラコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class	98.4%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.9%

## ■ 中国元コース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class	98.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.5%

## ■ マネープールファンド

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.0%

\*投資比率は全て純資産総額対比

## ▶ 投資対象とする投資信託の現況

### ■ グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

#### 上位10銘柄

	投資銘柄	国名	種別	クーポン	償還日	投資比率
1	UKRAINE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	ウクライナ	国債証券	7.750%	2025/9/1	3.7%
2	PERTAMINA PERSERO PT	インドネシア	社債券	6.000%	2042/5/3	2.9%
3	EGYPT GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	エジプト	国債証券	8.500%	2047/1/31	2.8%
4	VIETNAM GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	ベトナム	国債証券	4.800%	2024/11/19	2.8%
5	MEXICO CITY AIRPORT TRUST	メキシコ	社債券	5.500%	2047/7/31	2.4%
6	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND	ドミニカ共和国	国債証券	6.850%	2045/1/27	2.3%
7	PETROLEOS MEXICANOS	メキシコ	社債券	5.625%	2046/1/23	2.3%
8	GHANA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	ガーナ	国債証券	8.125%	2026/1/18	2.1%
9	EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA	インド	社債券	3.375%	2026/8/5	2.1%
10	BAHAMAS GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	バハマ	国債証券	7.125%	2038/4/2	2.1%

\*投資比率はグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの純資産総額対比

### ■ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

#### 上位10銘柄

	投資銘柄	種別	投資比率
1	9 政保道路機構	特殊債券	21.3%
2	1政保地方公共8年	特殊債券	15.0%
3	149 政保道路機構	特殊債券	5.6%
4	135 政保道路機構	特殊債券	2.8%
5	14 政保政策投資B	特殊債券	2.2%
6	34 東京瓦斯	社債券	2.1%
7	145 政保道路機構	特殊債券	2.1%
8	23-1 横浜市公債	地方債証券	2.1%
9	22 国際協力銀行	特殊債券	2.1%
10	58 日本学生支援	特殊債券	2.1%

\*投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

# 運用実績

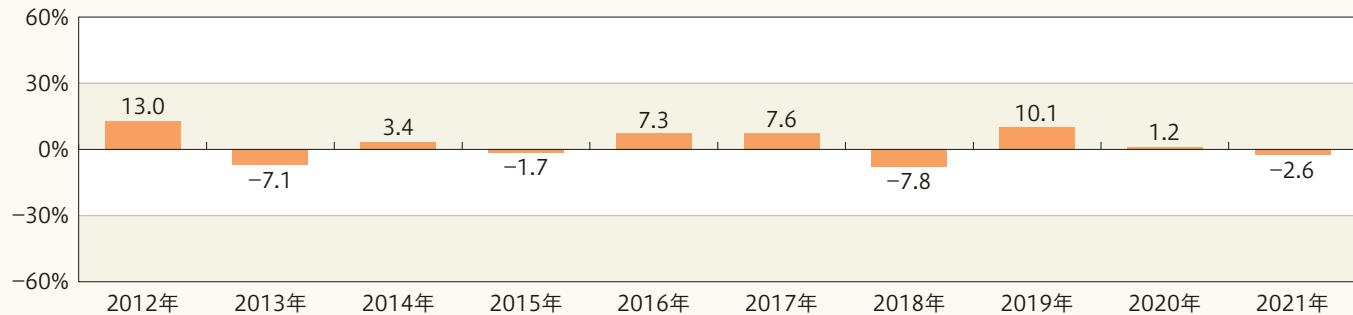
基準日:2021年2月26日

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

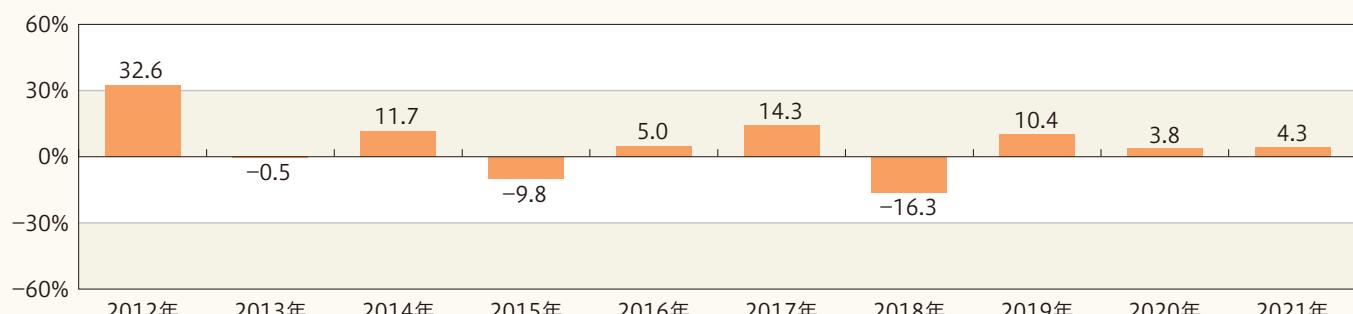
\*委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間收益率の推移(暦年ベース)

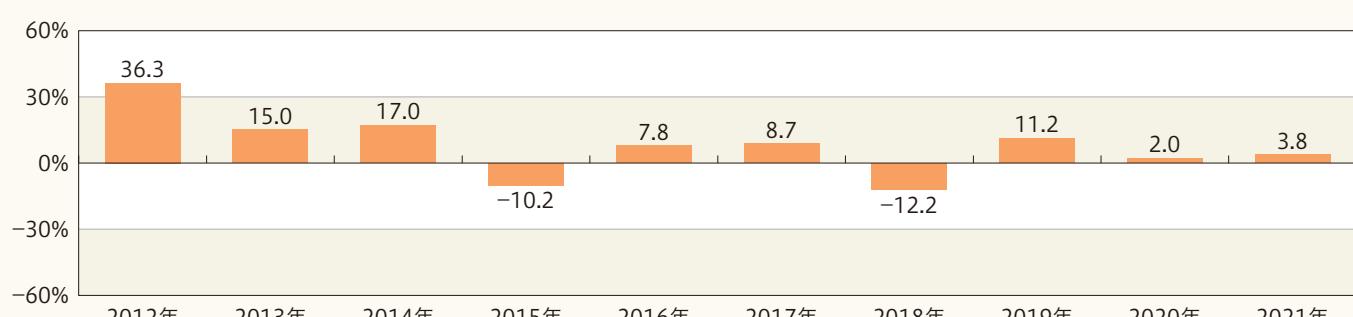
### ■ 円コース(毎月分配型)



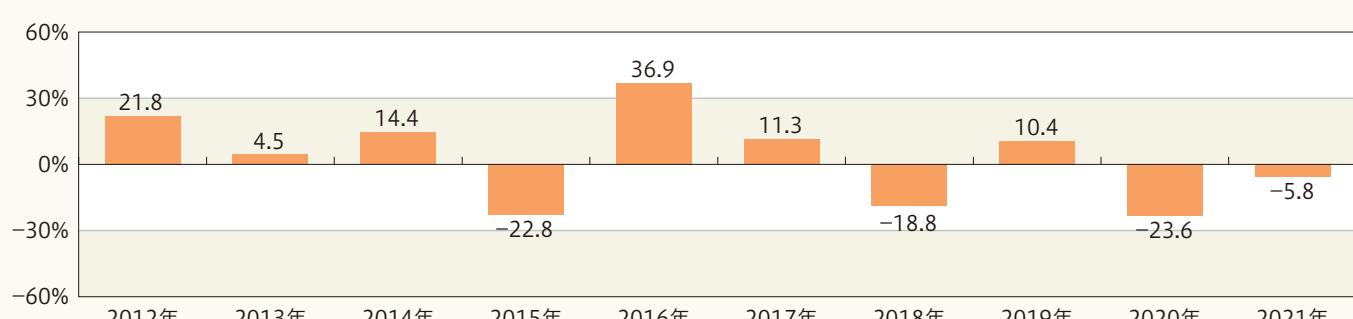
### ■ 豪ドルコース(毎月分配型)



### ■ ニュージーランドドルコース(毎月分配型)



### ■ ブラジルレアルコース(毎月分配型)



\*ファンドの收益率は暦年ベースで表示しております。但し、2021年は2月末までの收益率です。

\*ファンドの年間收益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

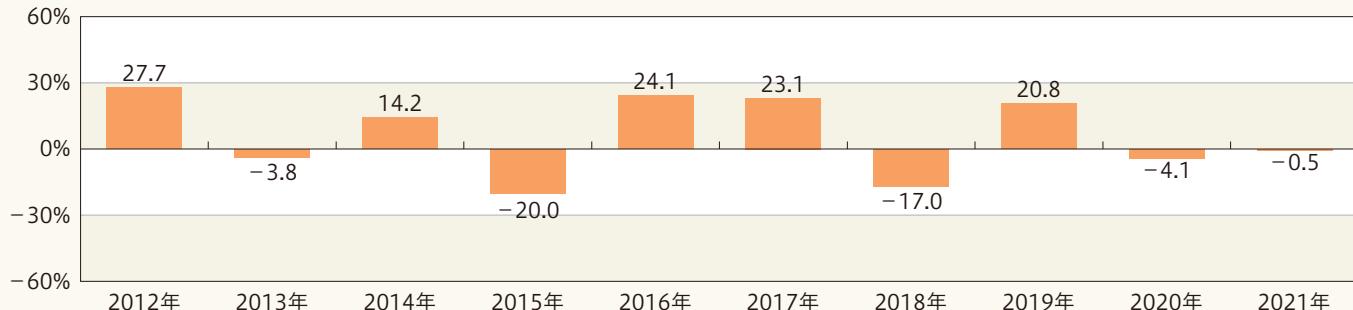
\*ファンドには、ベンチマークはありません。

# 運用実績

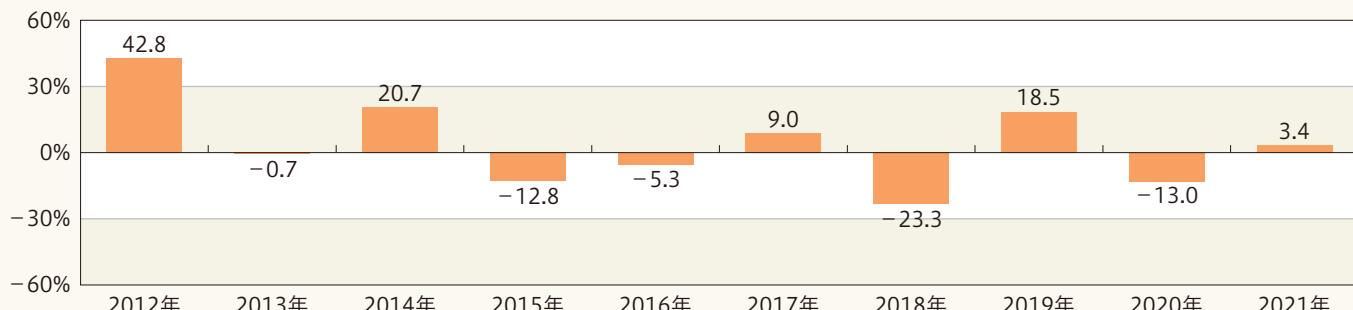
基準日: 2021年2月26日

\* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
\* 委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

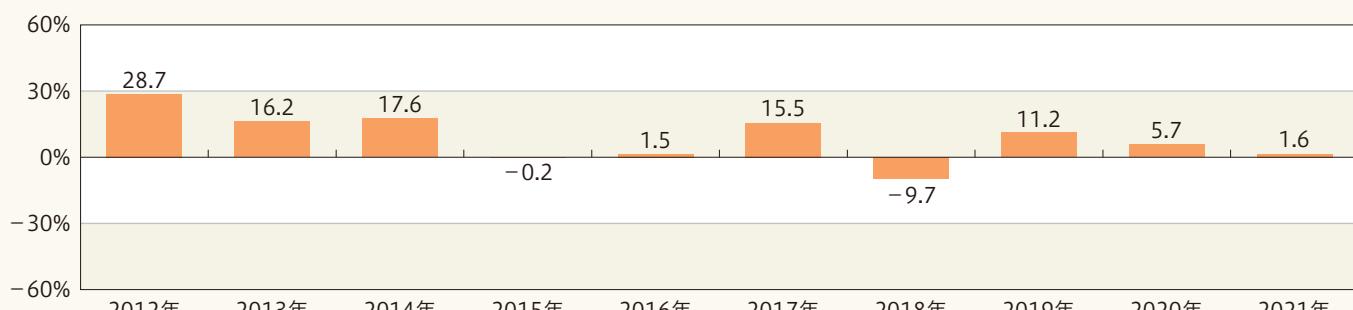
## ■ 南アフリカランドコース(毎月分配型)



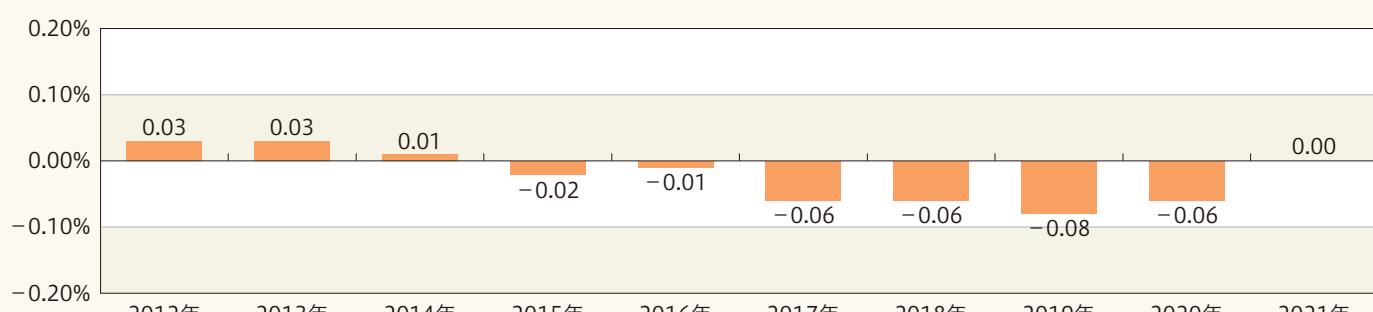
## ■ トルコリラコース(毎月分配型)



## ■ 中国元コース(毎月分配型)



## ■ マネーパールファンド



\* ファンドの收益率は暦年ベースで表示しております。但し、2021年は2月末までの收益率です。

\* ファンドの年間收益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

\* ファンドには、ベンチマークはありません。

## お申込みメモ

## 購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンド間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
<b>各ファンド(マネーポールファンドを除く)</b>	
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 <b>マネーポールファンド</b> 換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

## 申込関連

申込締切時間	原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2021年4月17日から2021年10月13日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
<b>各ファンド(マネーポールファンドを除く)</b>	
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>● ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>● 英国証券取引所の休業日</li> <li>● ロンドンの銀行の休業日</li> </ul>
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
<b>各ファンド(マネーポールファンドを除く)</b>	
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。
<b>マネーポールファンド</b>	
	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付中止や既に受け付けた換金申込みの取消しをする場合があります。



## お申込みメモ

## 決算日・収益分配

決 算 日	<b>各ファンド(マネーポールファンドを除く)</b> 毎月16日(休業日の場合は翌営業日) <b>マネーポールファンド</b> 毎年1月、7月の16日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	<b>各ファンド(マネーポールファンドを除く)</b> 年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) <b>マネーポールファンド</b> 年2回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) <b>(共通)</b> <b>分配金受取リコース</b> :原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 <b>分配金自動再投資コース</b> :原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## お申込みメモ

## その他

信託期間	<b>各ファンド(中国元コース(毎月分配型)を除く)</b> 2024年7月16日まで(2009年7月17日設定) <b>中国元コース(毎月分配型)</b> 2024年7月16日まで(2010年2月1日設定)														
繰上償還	<b>各ファンド(マネーポールファンドを除く)</b> 各ファンド(マネーポールファンドを除く)が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、当該ファンドを繰上償還します。 <b>(共通)</b> 以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>● 通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなったとき</li> <li>● その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>														
信託金の限度額	<b>各ファンド(マネーポールファンドを除く)</b> 各々につき7,000億円 <b>マネーポールファンド</b> 1兆円														
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。														
運用報告書	毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。														
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、以下のように掲載されます(ただし、マネーポールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。)。														
	<table> <tbody> <tr> <td><b>円コース(毎月分配型)</b></td> <td>通工マ円</td> </tr> <tr> <td><b>豪ドルコース(毎月分配型)</b></td> <td>通工マ豪</td> </tr> <tr> <td><b>ニュージーランドドルコース(毎月分配型)</b></td> <td>通工マニ</td> </tr> <tr> <td><b>ブラジルレアルコース(毎月分配型)</b></td> <td>通工マブ</td> </tr> <tr> <td><b>南アフリカランドコース(毎月分配型)</b></td> <td>通工マ南</td> </tr> <tr> <td><b>トルコリラコース(毎月分配型)</b></td> <td>通工マト</td> </tr> <tr> <td><b>中国元コース(毎月分配型)</b></td> <td>通工マ元</td> </tr> </tbody> </table>	<b>円コース(毎月分配型)</b>	通工マ円	<b>豪ドルコース(毎月分配型)</b>	通工マ豪	<b>ニュージーランドドルコース(毎月分配型)</b>	通工マニ	<b>ブラジルレアルコース(毎月分配型)</b>	通工マブ	<b>南アフリカランドコース(毎月分配型)</b>	通工マ南	<b>トルコリラコース(毎月分配型)</b>	通工マト	<b>中国元コース(毎月分配型)</b>	通工マ元
<b>円コース(毎月分配型)</b>	通工マ円														
<b>豪ドルコース(毎月分配型)</b>	通工マ豪														
<b>ニュージーランドドルコース(毎月分配型)</b>	通工マニ														
<b>ブラジルレアルコース(毎月分配型)</b>	通工マブ														
<b>南アフリカランドコース(毎月分配型)</b>	通工マ南														
<b>トルコリラコース(毎月分配型)</b>	通工マト														
<b>中国元コース(毎月分配型)</b>	通工マ元														
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。</li> <li>● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2021年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>														



## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 各ファンド(マネープールファンドを除く)

投資者が直接的に負担する費用

#### 購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に <b>3.3% (税抜き3.0%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に <b>年1.628% (税抜き1.48%)</b> の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>		
ファンド	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.85%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.60%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
投資対象とする 投 資 信 託	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。		
	年0.09%程度*		
実質的な 負担	ファンドの純資産総額に対して <b>年1.718% (税抜き1.57%) 程度*</b>		
*当ファンドが投資対象とする投資信託の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあり、ファンドの純資産総額等によっては、年率換算で上記の料率を上回る場合があります。			

その他の費用・手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li> <li>●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li> <li>●資産を外国で保管する場合の費用 等</li> </ul> ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。
------------	---

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

## マネーパールファンド

投資者が直接的に負担する費用

## 購入時・換金時

購入時手数料	없습니다。 ※マネーパールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。 ※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

## 保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドの純資産総額に以下の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</li> <li>信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に0.66(税抜き0.60)を乗じた率とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。ただし、<b>年0.66%(税抜き0.60%)を上限</b>とします。</li> </ul>
------------------	--

## &lt;運用管理費用(信託報酬)の配分&gt;

支払先	純資産総額に上記の率を乗じた額を下記の比率で配分します	役務の内容
委託会社	45%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	45%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	10%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

その他の費用・手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li> <li>有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li> <li>資産を外国で保管する場合の費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。</p>
------------	---

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



## ファンドの費用・税金

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

#### 換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。

また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 少額投資非課税制度

#### NISA

#### 未成年者少額投資非課税制度

#### ジュニアNISA

対象となる 投 資 信 託	公募株式投資信託(新たに購入が必要)	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	<b>20歳以上</b> の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	<b>0~19歳</b> の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長5年間(投資期間は2023年まで)	
利用できる 限 度 額	<b>120万円</b> /年 (最大 <b>600万円</b> )	<b>80万円</b> /年 (最大 <b>400万円</b> )

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2021年2月末現在のものです。

## MEMO

34



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

# 通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド

**エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)**

**エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)**

**エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)**

**エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)**

**エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)**

**エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)**

**エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)**

追加型投信／海外／債券 (課税上は株式投資信託として取扱われます。)

**エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)**

追加型投信／国内／債券 (課税上は株式投資信託として取扱われます。)

## 投資信託説明書（請求目論見書）

2021年4月17日



三井住友DSアセットマネジメント

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、以下の照会先までお問い合わせください。

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

<ホームページ> <https://www.smd-am.co.jp>

<コールセンター> 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

1. 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2021年4月16日に関東財務局長に提出しており、2021年4月17日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条第2項第2号の規定に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

発 行 者 名 三井住友D S アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 猿田 隆

本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

有価証券届出書の写しを  
縦 覧 に 供 す る 場 所 該当ありません。

### 目 次

	頁
第一部 証 券 情 報 .....	1
第二部 フ ァ ン ド 情 報 .....	5
第1 フ ァ ン ド の 状 況 .....	5
第2 管 理 及 び 運 営 .....	77
第3 フ ァ ン ド の 経 理 状 況 .....	86
第4 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	156
第三部 委 託 会 社 等 の 情 報 .....	157
第1 委 託 会 社 等 の 概 況 .....	157
約 款	

# 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）  
以下、上記ファンドを総称して「当ファンド」ということがあります。それを「各ファンド」といいます。また、各ファンドを以下の略称でいいます。  
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）  
：円コース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）  
：豪ドルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）  
：ニュージーランドドルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）  
：ブラジルレアルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）  
：南アフリカランドコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）  
：トルコリラコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）  
：中国元コース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）  
：マネープールファンド  
また、当ファンドおよび下記の追加型証券投資信託を総称して「通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド」といいます。  
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）

## (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D S アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の

信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

各ファンド3兆5,000億円を上限とします。

[マネーブールファンド]

5兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「円コース(毎月分配型)」は「通工マ円」、「豪ドルコース(毎月分配型)」は「通工マ豪」、「ニュージーランドドルコース(毎月分配型)」は「通工マニ」、「ブラジルレアルコース(毎月分配型)」は「通工マブ」、「南アフリカランドコース(毎月分配型)」は「通工マ南」、「トルコリラコース(毎月分配型)」は「通工マト」、「中国元コース(毎月分配型)」は「通工マ元」として掲載されます(ただし、マネーブールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。)。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D S アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

[各ファンド(マネーブールファンドを除く)]

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

[マネーブールファンド]

ありません。

(6)【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2021年4月17日から2021年10月13日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

[マネーブールファンド]

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

なお、マネーブールファンドの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンド(マネーブールファンドを除く)につき、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

[各ファンド(マネーパールファンドを除く)]

当ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

[マネーパールファンド]

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

信託金の限度額

[各ファンド(マネーパールファンドを除く)]

信託金の限度額は、各々につき7,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

[マネーパールファンド]

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
追加型	海 外 内 外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

(<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月) <b>年12回 (毎月)</b>	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	<b>あり (フルヘッジ)</b>
不動産投信	日々	中南米		
<b>その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))</b>	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)	<b>ファンド・オブ・ ファンズ</b>	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		<b>エマージング</b>		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(債券 一般))

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券(一般)とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

(<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<商品分類表>

- エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）
- エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）
- エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）
- エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）
- エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）
- エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<属性区分表>

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）  
 エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）  
 エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）  
 エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）  
 エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）  
 エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月) <b>年12回 (毎月)</b>	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	あり ( )
不動産投信	日々	中南米		
<b>その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))</b>	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)	<b>ファンド・オブ・ ファンズ</b>	<b>なし</b>
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		<b>エマージング</b>		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(債券 一般))

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券(一般)とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<商品分類表>

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

エマージング・ボンド・ファンド（マネーポールファンド）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 <b>年2回</b>	グローバル <b>日本</b>	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	<b>ファミリーファンド</b>
不動産投信	日々	中南米	
<b>その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))</b>	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

(2)【ファンドの沿革】

[各ファンド（中国元コース（毎月分配型）を除く）]

2009年7月17日 信託契約締結

2009年7月17日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住

## 友DSアセットマネジメント株式会社へ承継

### [中国元コース（毎月分配型）]

2010年2月1日 信託契約締結

2010年2月1日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ承継

### (3)【ファンドの仕組み】

#### イ 当ファンドの関係法人とその役割

##### (イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

##### (ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

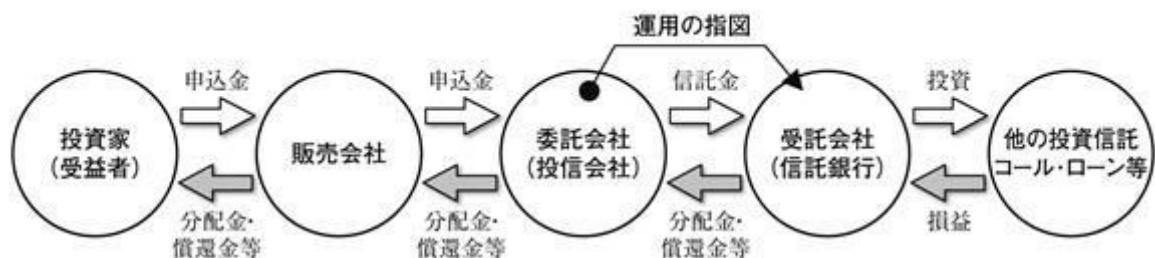
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

##### (ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

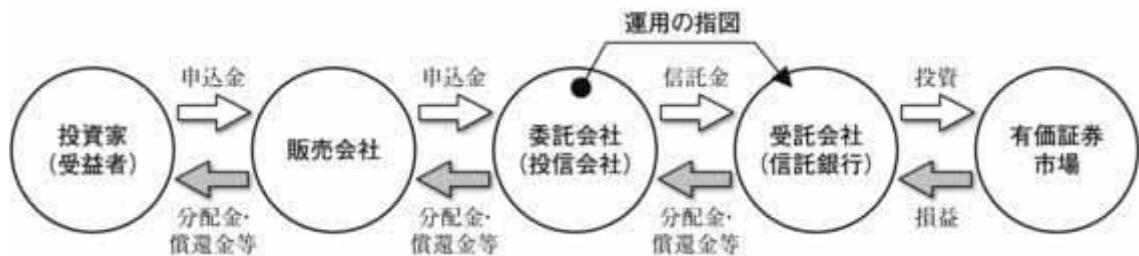
### [各ファンド（マネーパールファンドを除く）]

#### 運営の仕組み



### [マネーパールファンド]

#### 運営の仕組み



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2021年2月26日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

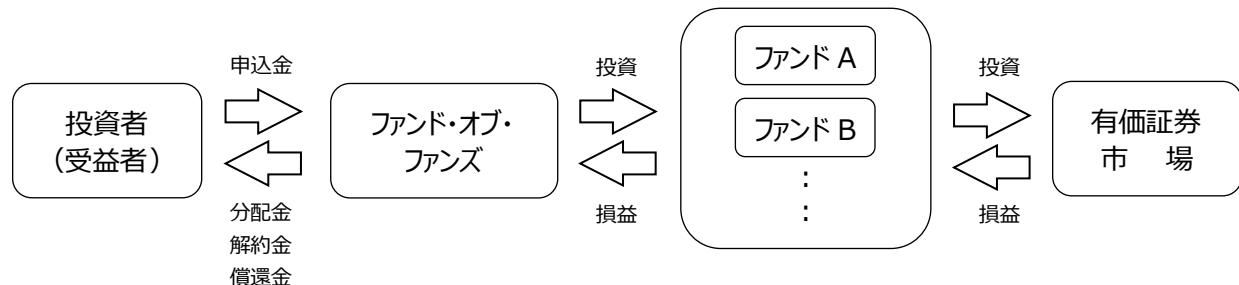
（2021年2月26日現在）

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態

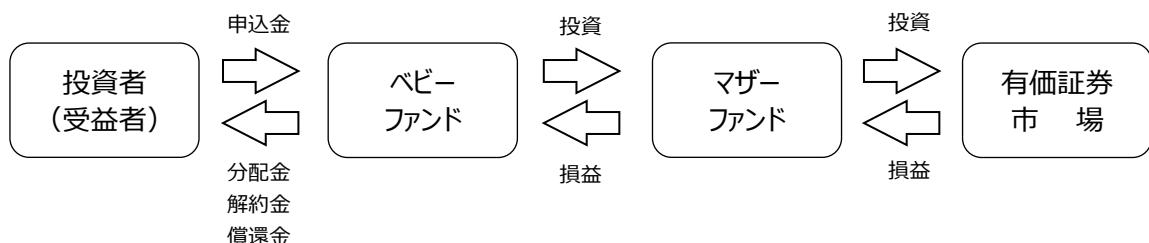
[各ファンド（マネーポールファンドを除く）]（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。



### [マネーポールファンド]（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### [各ファンド(マネーポールファンドを除く)]

主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、下記の各通貨<sup>(注1)</sup>の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券<sup>(注2)</sup>（以下、「指定投資信託証券」といいます。）へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

（注1）各通貨は、以下の各々の場合について、次の通りとします。

円コース（毎月分配型）	円
豪ドルコース（毎月分配型）	豪ドル
ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	ニュージーランドドル
ブラジルレアルコース（毎月分配型）	ブラジルレアル
南アフリカランドコース（毎月分配型）	南アフリカランド
トルコリラコース（毎月分配型）	トルコリラ
中国元コース（毎月分配型）	中国元

（注2）別に定める投資信託証券とは、以下の各々の場合について、次のケイマン籍外国投資信託をいいます。

円コース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class
豪ドルコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class
ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class
ブラジルレアルコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class
南アフリカランドコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class
トルコリラコース（毎月分配型）	TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### [マネープールファンド]

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

### 1

各ファンド(マネーブールファンドを除く)は、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

- 各ファンド(マネーブールファンドを除く)は、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「TRP Global Emerging Markets Bond Fund(以下、「グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」、または「GEMBF」)」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- 各ファンド(マネーブールファンドを除く)におけるグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます。  
※当ファンドの信託期間が終了する数ヵ月程度前からは、キャッシュの保有比率を高くすることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率が高位とならない場合もあります。
- グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とします。  
※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。  
※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。
- グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが運用を行います。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、委託会社が運用を行います。

### ▶マネーブールファンド

- マネーブールファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※マネーブールファンドへの取得申込みは、マネーブールファンドを除く通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドからスイッチングした場合に限定します。また、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドに新たなファンドが追加された場合は、当該ファンドがスイッチングによるお買付対象ファンドに追加されることがあります。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

## 2

為替取引手法の異なる7つのコースとマネープールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

- マネーブールファンドへの取得申込みは、マネーブールファンドを除く通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドからスイッチングした場合に限定します。  
※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドについては、上記8ファンド以外のファンドもあります。また、今後新たなファンドが追加されることがあります。  
※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。  
※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。  
※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

## 3

各ファンド（マネーブールファンドを除く）は、毎月の決算時に分配を目指します。

- 各ファンド（マネーブールファンドを除く）の決算日は毎月16日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 分配のイメージ（マネーブールファンドを除く）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
決算	決算	決算									
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### ▶マネーブールファンド

マネーブールファンドは、年2回の決算時に分配金額を決定します。

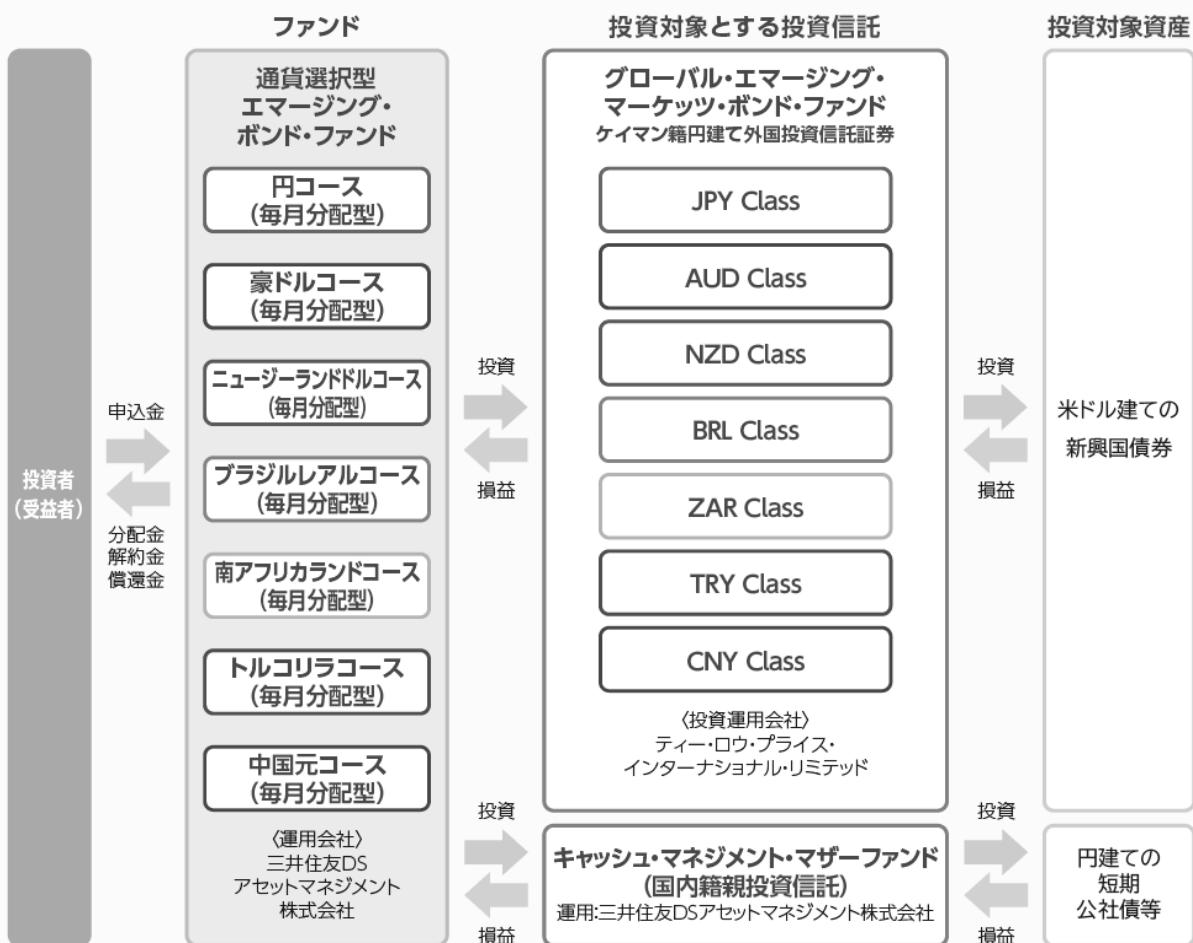
- マネーブールファンドの決算日は毎年1月、7月の16日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

### ▶各ファンド(マネーポールファンドを除く)

□ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※各ファンド(マネーポールファンドを除く)は「グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米ドル建ての新興国債券となります。

□グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。

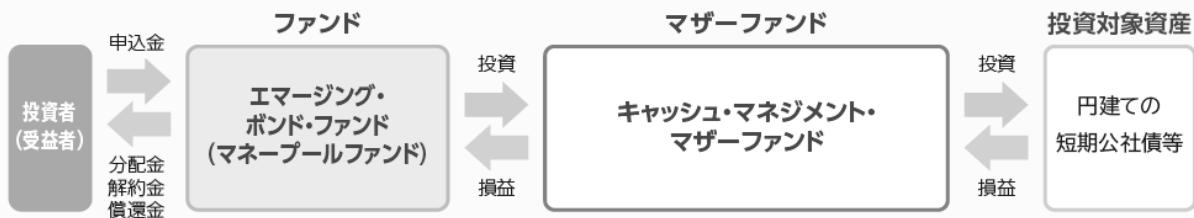
ファンド	為替予約取引等
JPY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。
AUD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。
NZD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。
BRL Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。
ZAR Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。
TRY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。
CNY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。

(注1) 外国投資信託証券で行われる為替取引とは、「米ドルの売りと取引対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と取引対象通貨の為替変動リスクがあります。

(注2) 為替予約取引の代わりにNDF(直物為替先渡取引)を行う場合があります。

## ▶マネーポールファンド

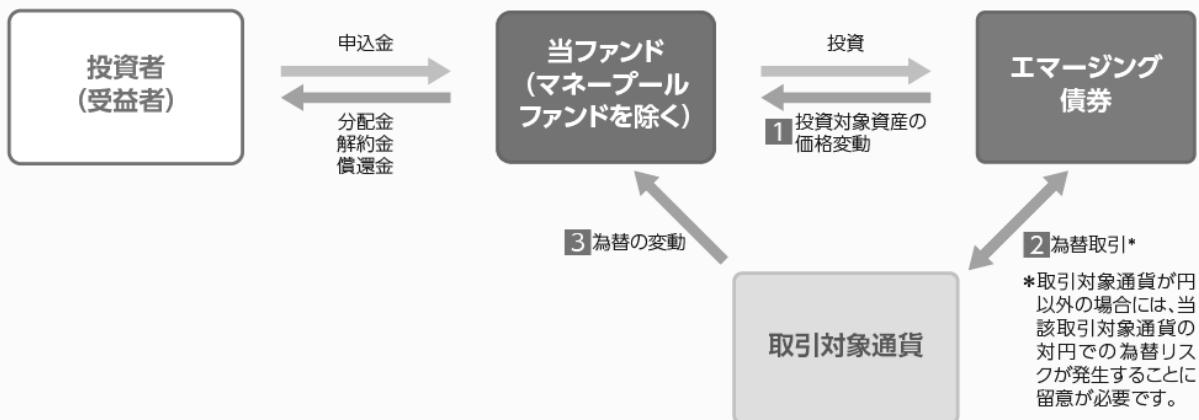
□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



## 通貨選択型ファンドの収益のイメージ

□当ファンド(マネーポールファンドを除く)は主に米ドル建てのエマージング債券への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

## ▶当ファンド(マネーポールファンドを除く)のイメージ図



\*上記はイメージです。

□当ファンド(マネーポールファンドを除く)の収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 エマージング債券の利息収入、 値上がり／値下がり	債券価格の上昇 金利低下 債券の発行体の信用力上昇 など	債券価格の下落 金利上昇 債券の発行体の信用力低下 など
2 為替取引による プレミアム／コスト	プレミアム (金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 >米ドルの短期金利	コスト (金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 <米ドルの短期金利
3 為替差益／差損	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に に対して円高

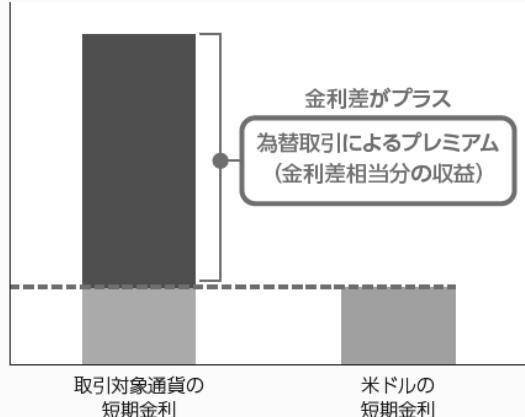
※円コース(毎月分配型)は、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減に努めます。

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

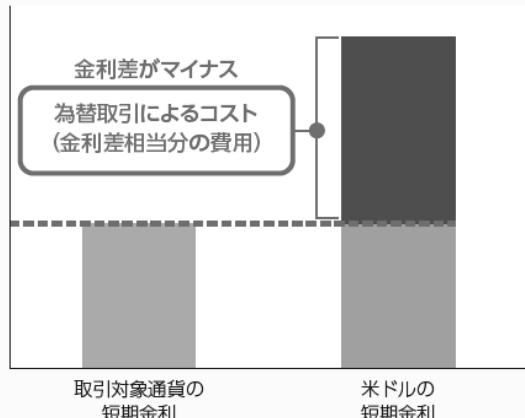
## 為替取引によるプレミアム／コストについて

### ▶為替取引を活用した収益機会のイメージ

[取引対象通貨の短期金利>米ドルの短期金利の場合]



[取引対象通貨の短期金利<米ドルの短期金利の場合]



※上記はイメージです。

□一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

□主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

\*NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

## 投資対象とする外国投資信託証券の運用会社について

### ▶ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

- ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(所在地:英国ロンドン)は、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。
- ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

### ▶ティー・ロウ・プライスにおけるエマージング債券運用プロセス



ファンダメンタル・  
クレジット分析  
(政治・経済情勢、  
市場外要因等)／  
現地調査／定量分析等

グローバル経済見通し等

リスク・リターン分析に  
基づく国別配分等

セクター／  
個別銘柄分析等

※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。

## 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

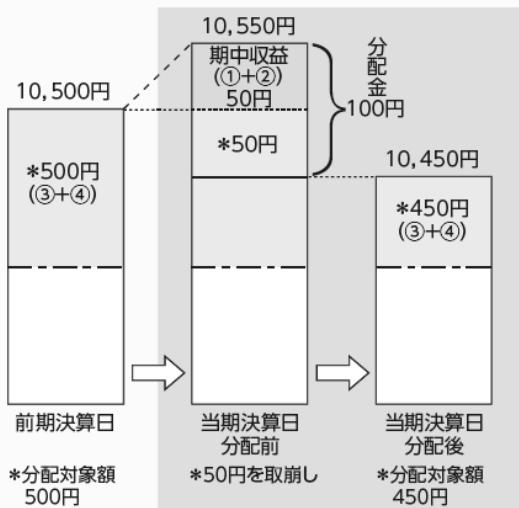


■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

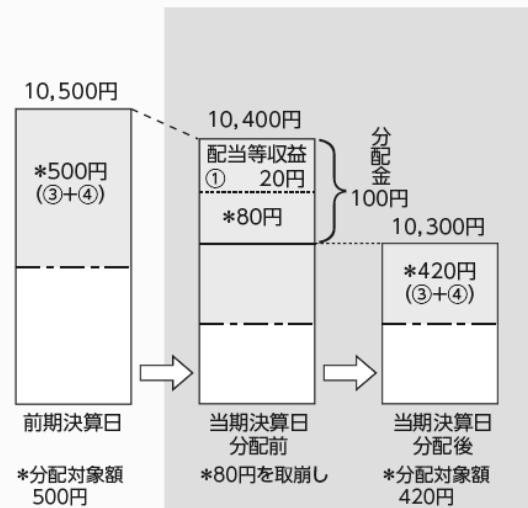
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### [前期決算日から基準価額が上昇した場合]



#### [前期決算日から基準価額が下落した場合]

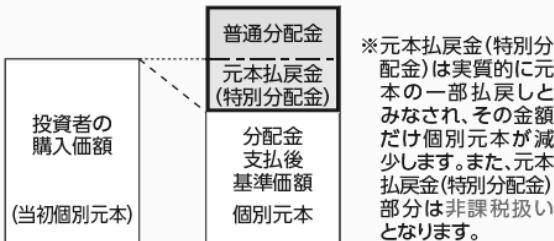


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。  
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

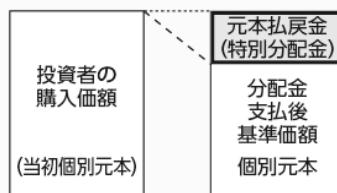
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### [分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合]



#### [分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合]



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

## (2)【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

#### [各ファンド(マネーポールファンドを除く)]

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### [マネーポールファンド]

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
2. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

### 運用の指図範囲

#### [各ファンド(マネーポールファンドを除く)]

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### [マネーポールファンド]

委託会社は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）  
なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8および9の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

#### [各ファンド（マネープールファンドを除く）]

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### [マネープールファンド]

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

**当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券等の概要**

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンド（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

<指定投資信託証券の概要>

ファンド名	TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建て
運用目的	主に新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資します。また、外国為替予約取引等を活用します。
運用方針	<p>1. 各ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府、政府機関等が発行または保証する債券を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>デュレーションは、エマージング債券市場平均<sup>(*)</sup>に対して ± 2 年の範囲とします。</p> <p>* エマージング債券市場平均とは、代表的な債券指数である J P モルガン E M B I グローバル・ダイバーシファイドの数値をいいます。</p> <p>ポートフォリオの平均格付けは、原則として、B - 格相当以上とします。</p> <p>米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。</p> <p>事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。</p> <p>政府以外の発行する同一発行体の債券への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の10%以内とします。ただし、同一発行体の事業債への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の3 %以内とします。</p> <p>キャッシュ運用目的や新興国債券市場の非常事態時等においては、米国国債およびA A A 格相当以上の米ドル建ての公社債へ投資する場合があります。</p>

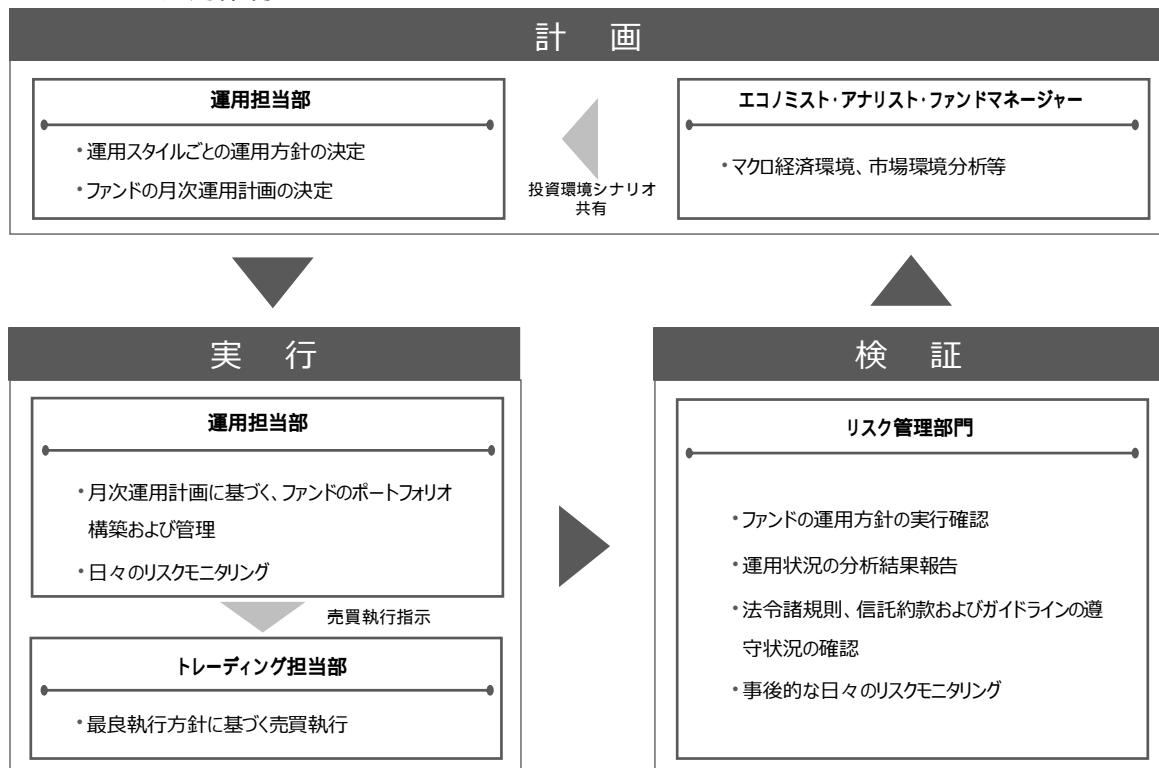
	<p>2. 各ファンドにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンド</th><th>為替予約取引等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JPY Class</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。</td></tr> <tr> <td>AUD Class</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。</td></tr> <tr> <td>NZD Class</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。</td></tr> <tr> <td>BRL Class</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。</td></tr> <tr> <td>ZAR Class</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。</td></tr> <tr> <td>TRY Class</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。</td></tr> <tr> <td>CNY Class</td><td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。</td></tr> </tbody> </table>	ファンド	為替予約取引等	JPY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。	AUD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。	NZD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。	BRL Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。	ZAR Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。	TRY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。	CNY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。
ファンド	為替予約取引等																
JPY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いを行います。																
AUD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、豪ドル買いを行います。																
NZD Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ニュージーランドドル買いを行います。																
BRL Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。																
ZAR Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、南アフリカランド買いを行います。																
TRY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、トルコリラ買いを行います。																
CNY Class	原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、中国元買いを行います。																
	<p>3. 資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>																
投資運用会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Ltd)																
運用開始日	JPY Class / AUD Class / NZD Class / BRL Class / ZAR Class / TRY Class 2009年7月17日 CNY Class 2010年2月1日																
会計年度	毎年3月末																
収益の分配	原則毎月行います。																
管理報酬およびその他費用等	<p>管理報酬等：年0.09%（程度）</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>運用報酬はかかりません（運用会社の報酬は、各ファンド（マネープールファンドを除く）の委託者報酬から支弁されます。）。</p> <p>上記の報酬等は将来変更になる場合があります。</p>																
申込手数料	ありません。																
その他	-																

<マザーファンドの概要>

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (株式会社日本カストディ銀行)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)。
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	-

### (3)【運用体制】

#### イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

#### □ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めていきます。

### (4)【分配方針】

各ファンドの分配方針は以下の通りです。

#### [各ファンド（マネープールファンドを除く）]

毎決算時（毎月の16日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

各ファンド（マネープールファンドを除く）は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があり

ます。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

#### [マネープールファンド]

毎決算時(毎年1月、7月の16日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

マネーブールファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

#### (5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

##### 信託約款に定める投資制限

#### [各ファンド(マネーブールファンドを除く)]

イ. 主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

#### ロ. 公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### ハ. 信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがリックスルーブルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 二．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## ホ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## [マネープールファンド]

### イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

### ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

\* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいいます。以下同じです。

## ハ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(口)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(二)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(二)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

## ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

## ト．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- (a) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (口) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### チ . 公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (口) 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### リ . 公社債の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
  - (口) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

#### ヌ . 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

#### ル . デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ヲ . 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### ワ . 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とし

て、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。  
なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (口)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 力．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）  
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）  
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考)マザーファンドの投資方針  
キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

投資態度

イ. 本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

二. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）

5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用するこ

とを指図することができます。

- 1 . 預金
- 2 . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3 . コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5 . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記 の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二 . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク

を回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- 口 . 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ . 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二 . 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3 【投資リスク】

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

#### [ 各ファンド（マネーパールファンドを除く） ]

##### ( 1 ) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることになったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

##### ( 2 ) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

##### デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

##### ( 3 ) 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

##### ( 4 ) 外国証券投資のリスク

###### <為替リスク>

###### 各ファンド（円コース（毎月分配型）およびマネーパールファンドを除く）

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかるごとにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

### 円コース（毎月分配型）

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかるごとにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

### <カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### (5)新興国への投資のリスク

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### (6)その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

## [マネープールファンド]

### (1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### (2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

### デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

### (3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### (4)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### <その他の留意点>

#### (1)為替取引に関する留意点

各ファンド（マネープールファンドを除く）の主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

#### (2)繰上償還について

各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

#### (3)換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

#### (4)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (5)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

□ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

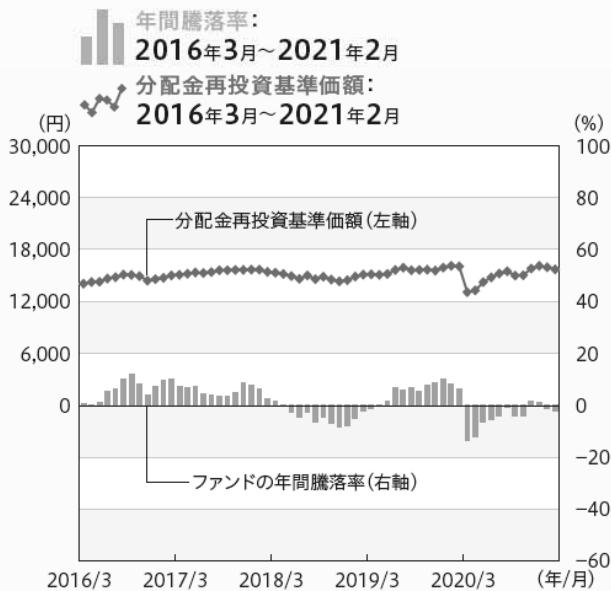
## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### [ ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 ]



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

#### □ 円コース(毎月分配型)



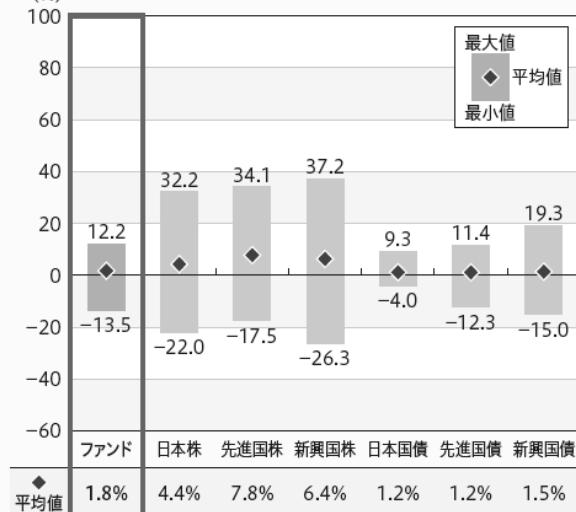
### [ ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 ]



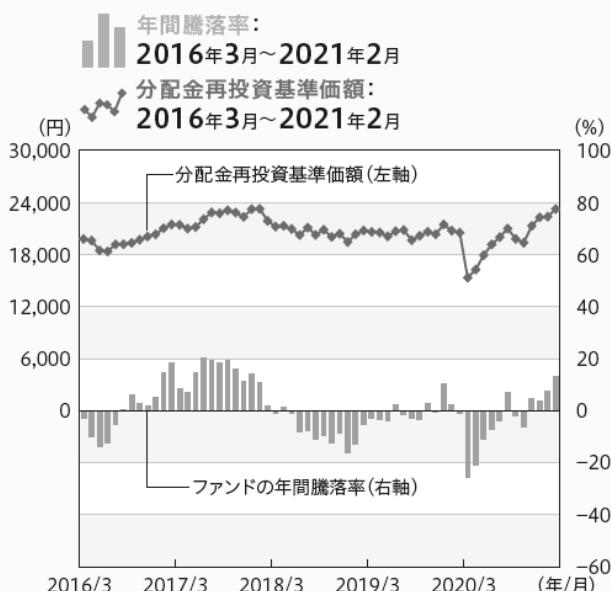
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月

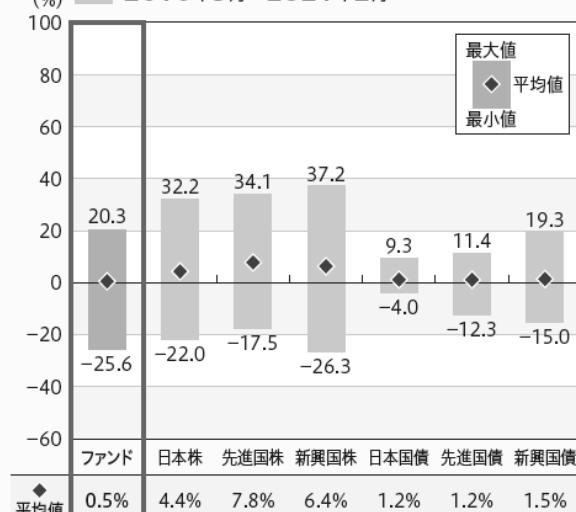


#### □ 豪ドルコース(毎月分配型)



◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月



\*年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

\*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

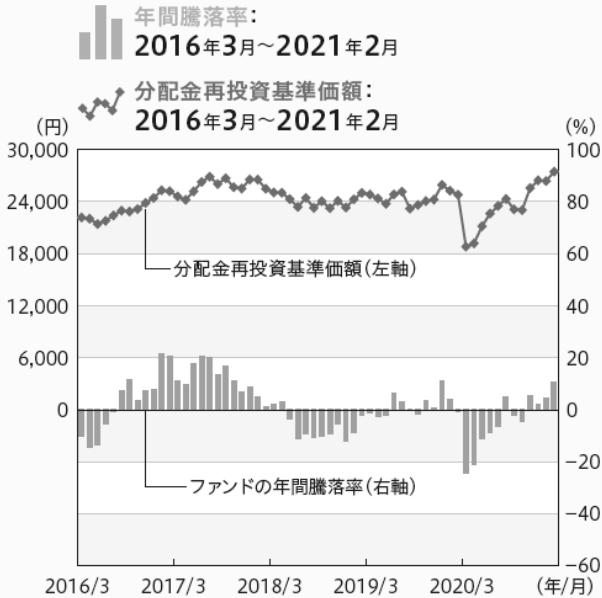
\*ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## [ ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 ]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### ■ ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

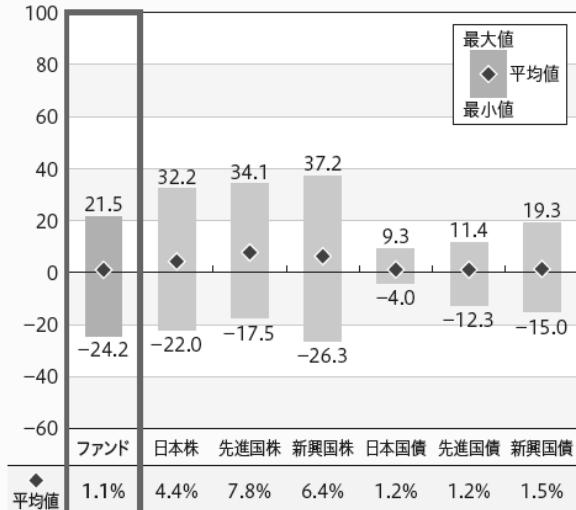


## [ ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 ]

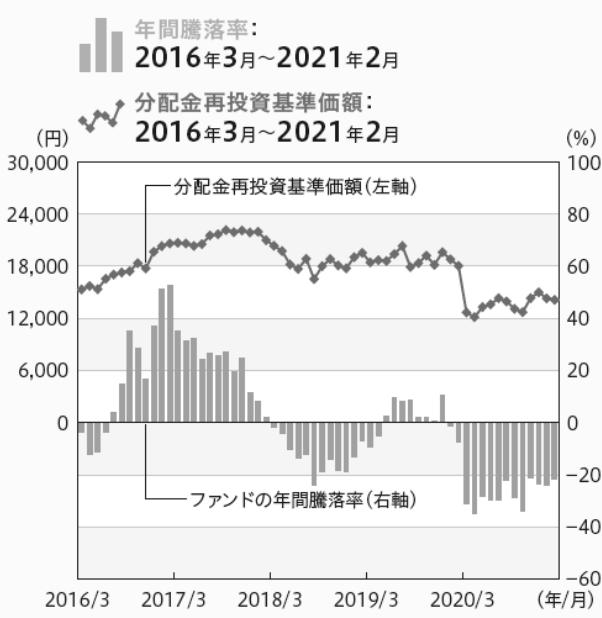
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月

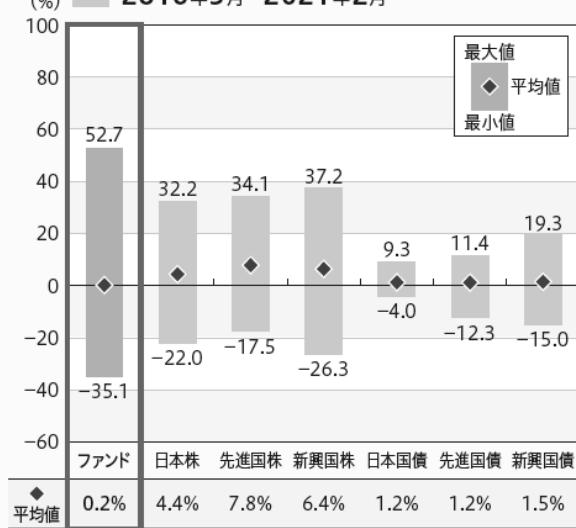


### ■ ブラジルレアルコース(毎月分配型)



◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

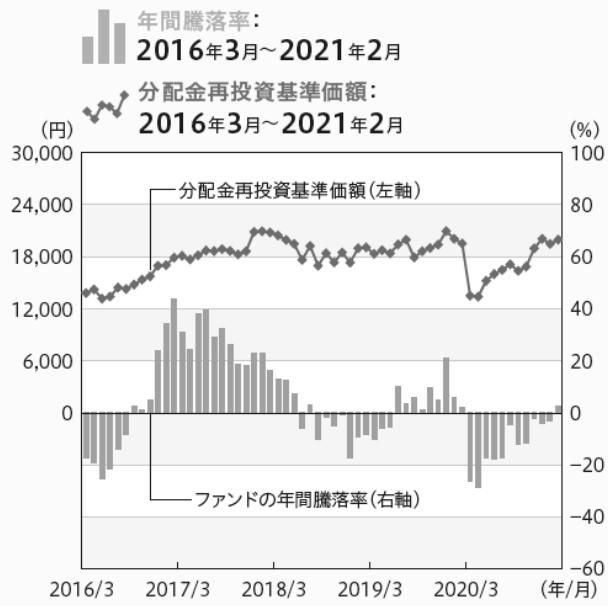
※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## [ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### ■ 南アフリカランドコース (毎月分配型)

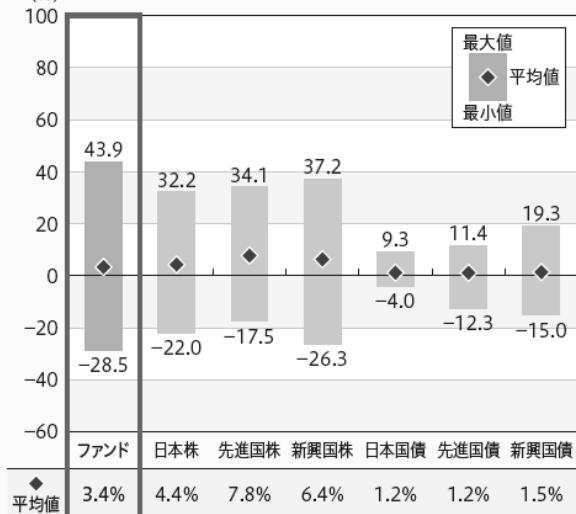


## [ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ]

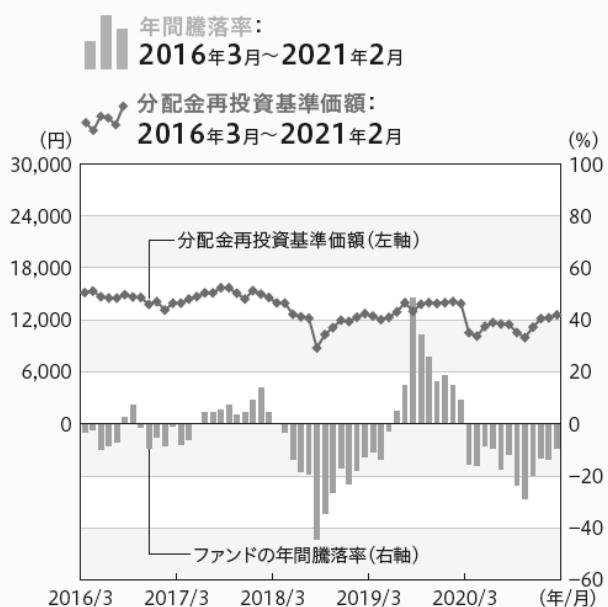
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月

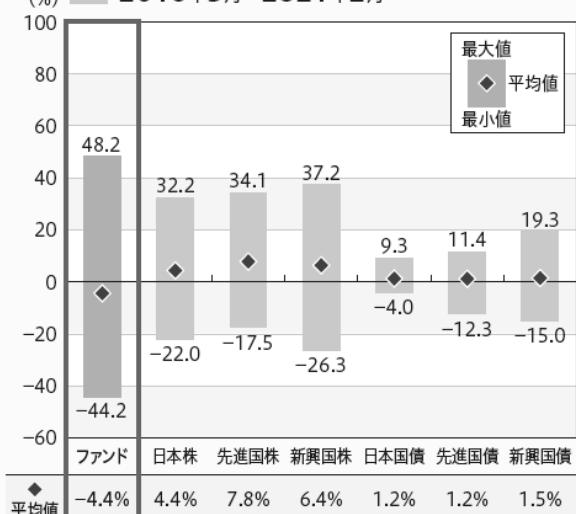


### ■ トルコリラコース (毎月分配型)



◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

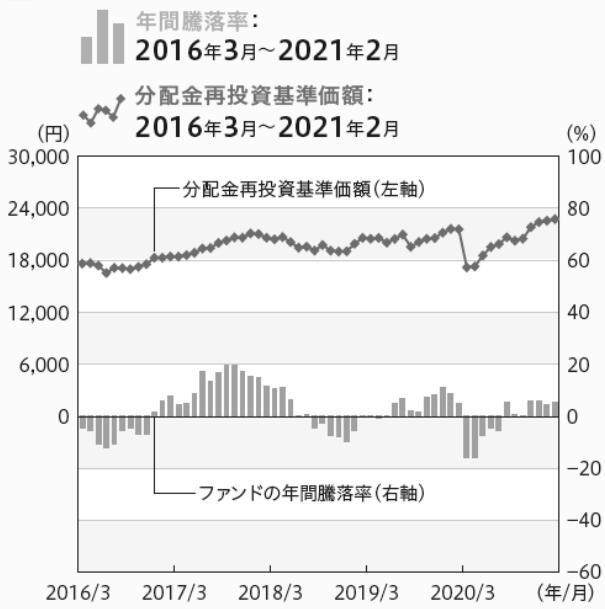
※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## [ ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 ]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### □ 中国元コース(毎月分配型)



\*年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

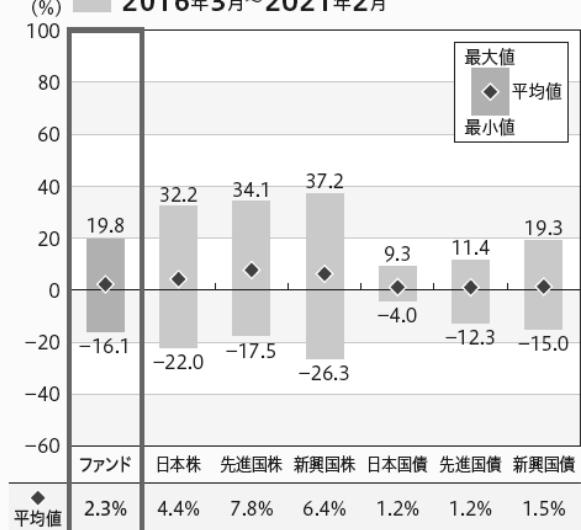
\*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

## [ ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 ]

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

◆ ファンド:  
**2016年3月～2021年2月**

◆ 他の資産クラス:  
**2016年3月～2021年2月**



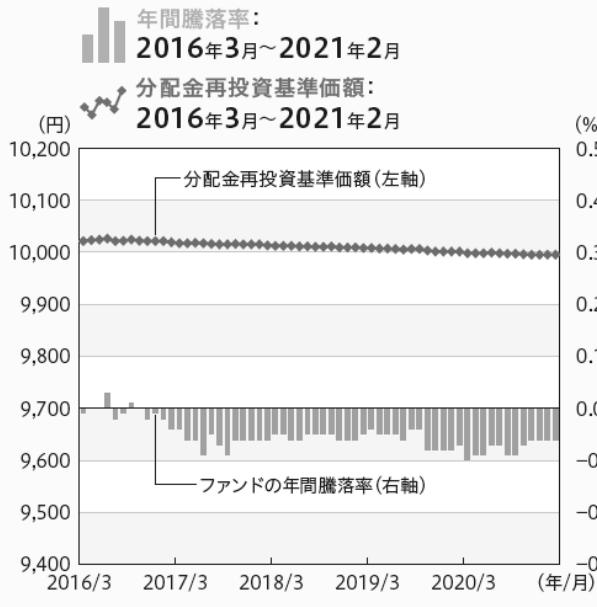
\*ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## [ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### マネープールファンド



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

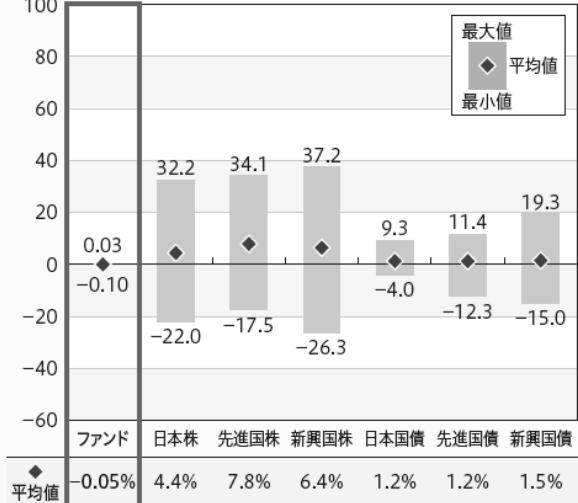
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

## [ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ]

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

◆ ファンド:  
2016年3月～2021年2月

◆ 他の資産クラス:  
2016年3月～2021年2月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指標

### TOPIX(配当込み)

日本株 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指標で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。

### MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)

先進国株 MSCI Inc.が開発した指標で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。

### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)

新興国株 MSCI Inc.が開発した指標で、新興国の株式を対象としています。

### NOMURA-BPI(国債)

日本国債 野村證券株式会社が公表する指標で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

先進国債 FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指標で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

新興国債 J.P. Morganが算出、公表する指標で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### ( 1 ) 【申込手数料】

###### [ 各ファンド ( マネーパールファンドを除く ) ]

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数）に、3.3%（税抜き 3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

###### [ マネーパールファンド ]

ありません。

##### ( 2 ) 【換金（解約）手数料】

###### [ 各ファンド ( マネーパールファンドを除く ) ]

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

###### [ マネーパールファンド ]

解約手数料はありません。

##### ( 3 ) 【信託報酬等】

###### [ 各ファンド ( マネーパールファンドを除く ) ]

ファンド	純資産総額に年1.628%（税抜き1.48%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 <信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.85%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.60%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする 投資信託	年0.09%程度*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年1.718%（税抜き1.57%）程度		

\* 当ファンドが投資対象とする投資信託の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあり、ファンドの純資産総額等によっては、年率換算で上記の料率を上回る場合があります。

\* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることになります。

#### [マネーポールファンド]

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に0.66（税抜き0.60）を乗じた率とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。ただし、年0.66%（税抜き0.60%）を上限とします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

#### <信託報酬の配分>

支払先	純資産総額に上記の率を乗じた額を下記の比率で配分します	役務の内容
委託会社	45%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	45%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	10%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

#### (4)【その他の手数料等】

##### [各ファンド（マネーポールファンドを除く）]

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.0060%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各特定期末（毎年1月、7月に属する計算期末）または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（1）～（4）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

#### [マネーポールファンド]

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年 0.0066%（税抜き 0.0060%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## （5）【課税上の取扱い】

### イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

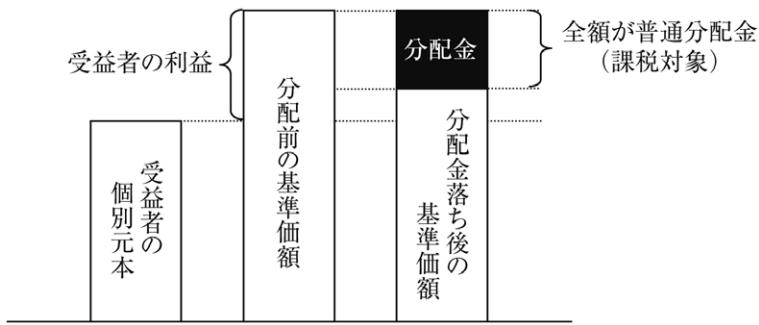
### ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

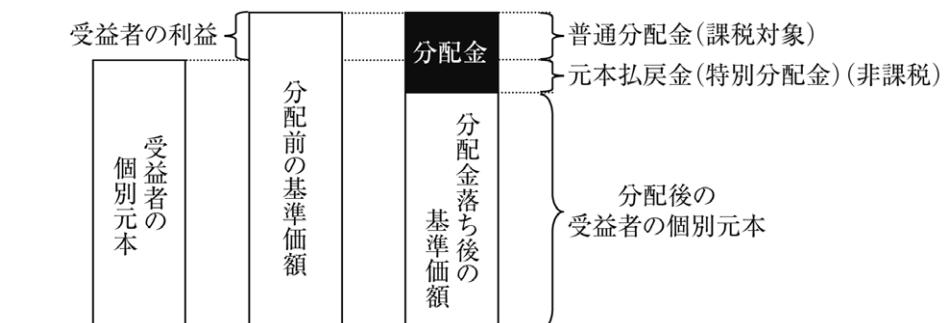
### ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### . 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### . 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

\*NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。  
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる 投資信託	公募株式投資信託（新たに購入が必要）	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる 方	20歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0～19歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長5年間(投資期間は2023年まで)	
利用できる 限度額	120万円／年 (最大600万円)	80万円／年 (最大400万円)

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2021年2月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5 【運用状況】

### 【エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)】

#### (1) 【投資状況】

(2021年2月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	37,119,074	0.84%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	4,347,837,759	97.85%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		58,293,344	1.31%
純資産総額		4,443,250,177	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### (2) 【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年2月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率
1	TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	9,113,053,362	0.4882 4,448,992,654	0.4771 4,347,837,759	-	-	97.85%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	36,545,313	1.0156 37,119,074	1.0157 37,119,074	-	-	0.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.85%
親投資信託受益証券	0.84%
合計	98.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

##### 【投資不動産物件】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

##### 【その他投資資産の主要なもの】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間末 (2011年7月19日)	20,391	21,269	1.0932	1.1382
第5特定期間末 (2012年1月16日)	57,054	58,875	1.0439	1.0914
第6特定期間末 (2012年7月17日)	67,786	70,774	1.0723	1.1203
第7特定期間末 (2013年1月16日)	80,701	84,006	1.0794	1.1274
第8特定期間末 (2013年7月16日)	57,868	61,063	0.9554	1.0034
第9特定期間末 (2014年1月16日)	42,666	45,182	0.9173	0.9653
第10特定期間末 (2014年7月16日)	35,148	37,101	0.9306	0.9786
第11特定期間末 (2015年1月16日)	26,881	28,521	0.8435	0.8915
第12特定期間末 (2015年7月16日)	21,671	23,062	0.8049	0.8529
第13特定期間末 (2016年1月18日)	16,571	17,751	0.7184	0.7664

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14特定期間末 (2016年7月19日)	15,718	16,767	0.7552	0.8032
第15特定期間末 (2017年1月16日)	13,258	14,201	0.7034	0.7514
第16特定期間末 (2017年7月18日)	12,357	13,245	0.6804	0.7284
第17特定期間末 (2018年1月16日)	10,734	11,554	0.6510	0.6990
第18特定期間末 (2018年7月17日)	8,622	9,059	0.5904	0.6184
第19特定期間末 (2019年1月16日)	6,933	7,118	0.5669	0.5809
第20特定期間末 (2019年7月16日)	6,391	6,526	0.5967	0.6087
第21特定期間末 (2020年1月16日)	5,701	5,795	0.5980	0.6075
2020年2月末日	5,532	-	0.5952	-
2020年3月末日	4,440	-	0.4839	-
2020年4月末日	4,457	-	0.4894	-
2020年5月末日	4,737	-	0.5229	-
2020年6月末日	4,845	-	0.5420	-
第22特定期間末 (2020年7月16日)	4,868	4,950	0.5468	0.5558
2020年7月末日	4,948	-	0.5566	-
2020年8月末日	4,990	-	0.5642	-
2020年9月末日	4,782	-	0.5453	-
2020年10月末日	4,711	-	0.5451	-
2020年11月末日	4,862	-	0.5713	-
2020年12月末日	4,771	-	0.5813	-
第23特定期間末 (2021年1月18日)	4,612	4,689	0.5728	0.5818
2021年1月末日	4,590	-	0.5741	-
2021年2月末日	4,443	-	0.5635	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

#### 【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	0.0450
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	0.0475
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	0.0480
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	0.0480
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	0.0480
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	0.0480
第10特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	0.0480
第11特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	0.0480
第12特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	0.0480
第13特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	0.0480
第14特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	0.0480
第15特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	0.0480
第16特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	0.0480
第17特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	0.0480
第18特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	0.0280
第19特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	0.0140
第20特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	0.0120
第21特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	0.0095
第22特定期間(2020年1月17日～2020年7月16日)	0.0090
第23特定期間(2020年7月17日～2021年1月18日)	0.0090

#### 【收益率の推移】

期間	收益率
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	2.9%
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	0.2%
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	7.3%
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	5.1%
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	7.0%
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	1.0%

期間	收益率
第10特定期間（2014年1月17日～2014年7月16日）	6.7%
第11特定期間（2014年7月17日～2015年1月16日）	4.2%
第12特定期間（2015年1月17日～2015年7月16日）	1.1%
第13特定期間（2015年7月17日～2016年1月18日）	4.8%
第14特定期間（2016年1月19日～2016年7月19日）	11.8%
第15特定期間（2016年7月20日～2017年1月16日）	0.5%
第16特定期間（2017年1月17日～2017年7月18日）	3.6%
第17特定期間（2017年7月19日～2018年1月16日）	2.7%
第18特定期間（2018年1月17日～2018年7月17日）	5.0%
第19特定期間（2018年7月18日～2019年1月16日）	1.6%
第20特定期間（2019年1月17日～2019年7月16日）	7.4%
第21特定期間（2019年7月17日～2020年1月16日）	1.8%
第22特定期間（2020年1月17日～2020年7月16日）	7.1%
第23特定期間（2020年7月17日～2021年1月18日）	6.4%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配落基準価額) ÷ 前特定期末分配落基準価額 × 100

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第4特定期間（2011年1月18日～2011年7月19日）	6,089,709,707	6,938,085,542
第5特定期間（2011年7月20日～2012年1月16日）	46,558,461,946	10,558,161,914
第6特定期間（2012年1月17日～2012年7月17日）	28,510,312,565	19,945,366,893
第7特定期間（2012年7月18日～2013年1月16日）	32,965,692,636	21,416,371,194
第8特定期間（2013年1月17日～2013年7月16日）	14,656,075,658	28,854,948,282
第9特定期間（2013年7月17日～2014年1月16日）	2,877,531,522	16,934,705,189
第10特定期間（2014年1月17日～2014年7月16日）	1,958,943,704	10,698,753,246
第11特定期間（2014年7月17日～2015年1月16日）	1,144,650,777	7,045,207,443
第12特定期間（2015年1月17日～2015年7月16日）	774,356,729	5,722,038,238
第13特定期間（2015年7月17日～2016年1月18日）	703,142,919	4,557,488,535
第14特定期間（2016年1月19日～2016年7月19日）	1,009,970,294	3,265,363,781
第15特定期間（2016年7月20日～2017年1月16日）	1,391,295,879	3,355,656,443
第16特定期間（2017年1月17日～2017年7月18日）	1,386,380,485	2,072,461,781
第17特定期間（2017年7月19日～2018年1月16日）	1,314,128,208	2,987,193,320
第18特定期間（2018年1月17日～2018年7月17日）	452,327,832	2,337,043,645
第19特定期間（2018年7月18日～2019年1月16日）	142,038,005	2,516,552,446
第20特定期間（2019年1月17日～2019年7月16日）	585,760,458	2,105,331,559
第21特定期間（2019年7月17日～2020年1月16日）	163,096,244	1,339,208,725
第22特定期間（2020年1月17日～2020年7月16日）	110,042,897	742,407,599
第23特定期間（2020年7月17日～2021年1月18日）	68,400,212	919,054,480

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 【エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）】

##### (1) 【投資状況】

(2021年2月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	132,654,685	1.03%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	12,596,892,245	98.25%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		91,732,396	0.72%
純資産総額		12,821,279,326	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

##### (2) 【投資資産】

###### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年2月末現在)

###### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券	20,973,846,562	0.5912	0.6006	-	98.25%
		-		12,399,738,091	12,596,892,245	-	
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	130,604,200	1.0156	1.0157	-	1.03%
		-		132,654,685	132,654,685	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.25%
親投資信託受益証券	1.03%
合計	99.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間末 (2011年7月19日)	17,953	18,960	1.1473	1.2283
第5特定期間末 (2012年1月16日)	122,291	129,330	1.0017	1.1067
第6特定期間末 (2012年7月17日)	163,786	179,591	1.0083	1.1163
第7特定期間末 (2013年1月16日)	168,435	182,770	1.1501	1.2401
第8特定期間末 (2013年7月16日)	123,532	135,244	0.9674	1.0574
第9特定期間末 (2014年1月16日)	129,830	142,351	0.9210	1.0110
第10特定期間末 (2014年7月16日)	106,737	118,139	0.9231	1.0131
第11特定期間末 (2015年1月16日)	89,815	99,915	0.8171	0.9071
第12特定期間末 (2015年7月16日)	73,451	83,089	0.7097	0.7997
第13特定期間末 (2016年1月18日)	47,886	55,634	0.5277	0.6077
第14特定期間末 (2016年7月19日)	44,593	49,802	0.5326	0.5926
第15特定期間末 (2017年1月16日)	39,986	44,801	0.5110	0.5710
第16特定期間末 (2017年7月18日)	39,016	43,842	0.4831	0.5431
第17特定期間末 (2018年1月16日)	37,162	42,144	0.4377	0.4977
第18特定期間末 (2018年7月17日)	27,996	30,874	0.3651	0.4001
第19特定期間末 (2019年1月16日)	20,799	22,029	0.3243	0.3418
第20特定期間末 (2019年7月16日)	18,560	19,453	0.3267	0.3417
第21特定期間末 (2020年1月16日)	16,330	16,997	0.3219	0.3344
2020年2月末日	14,992	-	0.3048	-
2020年3月末日	10,814	-	0.2259	-
2020年4月末日	11,323	-	0.2377	-
2020年5月末日	12,311	-	0.2598	-
2020年6月末日	12,901	-	0.2768	-
第22特定期間末 (2020年7月16日)	13,071	13,551	0.2834	0.2934
2020年7月末日	13,204	-	0.2878	-
2020年8月末日	13,558	-	0.3010	-
2020年9月末日	12,392	-	0.2828	-
2020年10月末日	11,849	-	0.2756	-

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2020年11月末日	12,800	-	0.3023	-
2020年12月末日	12,960	-	0.3152	-
第23特定期間末 (2021年1月18日)	12,766	13,024	0.3146	0.3206
2021年1月末日	12,657	-	0.3153	-
2021年2月末日	12,821	-	0.3267	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

#### 【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	0.0810
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	0.1050
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	0.1080
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	0.0900
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	0.0900
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	0.0900
第10特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	0.0900
第11特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	0.0900
第12特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	0.0900
第13特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	0.0800
第14特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	0.0600
第15特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	0.0600
第16特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	0.0600
第17特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	0.0600
第18特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	0.0350
第19特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	0.0175
第20特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	0.0150
第21特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	0.0125
第22特定期間(2020年1月17日～2020年7月16日)	0.0100
第23特定期間(2020年7月17日～2021年1月18日)	0.0060

#### 【收益率の推移】

期間	收益率
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	7.2%
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	3.5%
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	11.4%
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	23.0%
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	8.1%
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	4.5%
第10特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	10.0%
第11特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	1.7%
第12特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	2.1%
第13特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	14.4%
第14特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	12.3%
第15特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	7.2%
第16特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	6.3%
第17特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	3.0%
第18特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	8.6%
第19特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	6.4%
第20特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	5.4%
第21特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	2.4%
第22特定期間(2020年1月17日～2020年7月16日)	8.9%
第23特定期間(2020年7月17日～2021年1月18日)	13.1%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配落基準価額) ÷ 前特定期末分配落基準価額 × 100

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	8,959,869,024	4,160,924,975
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	114,065,772,244	7,626,603,988
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	89,663,753,666	49,315,158,518
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	50,006,541,022	65,992,519,377
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	36,447,324,564	55,196,338,717
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	38,260,767,070	24,997,108,621
第10特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	19,535,312,226	44,867,960,678
第11特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	14,163,321,749	19,879,046,928
第12特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	10,114,462,815	16,538,284,629

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第13特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	5,812,475,597	18,561,775,017
第14特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	4,257,277,958	11,277,400,271
第15特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	5,090,442,665	10,561,645,342
第16特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	11,186,500,287	8,684,119,809
第17特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	13,011,512,494	8,860,449,888
第18特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	5,640,729,577	13,853,608,612
第19特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	1,459,830,009	14,017,161,857
第20特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	1,824,880,528	9,141,542,040
第21特定期間(2019年7月17日~2020年1月16日)	1,027,374,032	7,116,815,074
第22特定期間(2020年1月17日~2020年7月16日)	598,204,284	5,209,666,316
第23特定期間(2020年7月17日~2021年1月18日)	281,742,360	5,816,068,034

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 【エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)】

##### (1)【投資状況】

(2021年2月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	6,154,918	0.66%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	922,557,469	98.40%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		8,863,640	0.95%
純資産総額		937,576,027	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

##### (2)【投資資産】

###### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年2月末現在)

###### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	1,331,443,888	0.6791 904,307,389	0.6929 922,557,469	- -	98.40%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	6,059,780	1.0156 6,154,918	1.0157 6,154,918	- -	0.66%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

###### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.40%
親投資信託受益証券	0.66%
合計	99.05%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

###### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

###### 【投資不動産物件】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

###### 【その他投資資産の主要なものの】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

##### (3)【運用実績】

###### 【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期期末 (2011年7月19日)	687	732	1.1438	1.2098
第5特定期期末 (2012年1月16日)	849	903	0.9983	1.0643
第6特定期期末 (2012年7月17日)	1,269	1,339	1.0554	1.1214

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7特定期間末 (2013年1月16日)	1,219	1,290	1.2556	1.3216
第8特定期間末 (2013年7月16日)	2,159	2,263	1.1678	1.2338
第9特定期間末 (2014年1月16日)	2,457	2,591	1.2566	1.3226
第10特定期間末 (2014年7月16日)	2,723	2,851	1.3198	1.3858
第11特定期間末 (2015年1月16日)	2,437	2,571	1.2523	1.3183
第12特定期間末 (2015年7月16日)	2,212	2,344	1.1053	1.1713
第13特定期間末 (2016年1月18日)	1,597	1,719	0.9177	0.9837
第14特定期間末 (2016年7月19日)	1,579	1,688	0.9684	1.0344
第15特定期間末 (2017年1月16日)	1,635	1,741	0.9933	1.0593
第16特定期間末 (2017年7月18日)	1,685	1,799	0.9816	1.0476
第17特定期間末 (2018年1月16日)	1,816	1,940	0.9277	0.9937
第18特定期間末 (2018年7月17日)	1,712	1,829	0.7880	0.8440
第19特定期間末 (2019年1月16日)	1,378	1,446	0.7307	0.7647
第20特定期間末 (2019年7月16日)	1,312	1,367	0.7467	0.7767
第21特定期間末 (2020年1月16日)	1,137	1,172	0.7437	0.7662
2020年2月末日	1,075	-	0.7082	-
2020年3月末日	793	-	0.5339	-
2020年4月末日	805	-	0.5414	-
2020年5月末日	883	-	0.5930	-
2020年6月末日	938	-	0.6307	-
第22特定期間末 (2020年7月16日)	954	986	0.6457	0.6667
2020年7月末日	964	-	0.6519	-
2020年8月末日	983	-	0.6703	-
2020年9月末日	922	-	0.6340	-
2020年10月末日	900	-	0.6282	-
2020年11月末日	984	-	0.6941	-
2020年12月末日	993	-	0.7146	-
第23特定期間末 (2021年1月18日)	945	975	0.7023	0.7233
2021年1月末日	949	-	0.7092	-
2021年2月末日	937	-	0.7344	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

#### 【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第4特定期間(2011年1月18日~2011年7月19日)	0.0660
第5特定期間(2011年7月20日~2012年1月16日)	0.0660
第6特定期間(2012年1月17日~2012年7月17日)	0.0660
第7特定期間(2012年7月18日~2013年1月16日)	0.0660
第8特定期間(2013年1月17日~2013年7月16日)	0.0660
第9特定期間(2013年7月17日~2014年1月16日)	0.0660
第10特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	0.0660
第11特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	0.0660
第12特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	0.0660
第13特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	0.0660
第14特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	0.0660
第15特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	0.0660
第16特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	0.0660
第17特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	0.0660
第18特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	0.0560

期間	1口当たりの分配金(円)
第19特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	0.0340
第20特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	0.0300
第21特定期間(2019年7月17日~2020年1月16日)	0.0225
第22特定期間(2020年1月17日~2020年7月16日)	0.0210
第23特定期間(2020年7月17日~2021年1月18日)	0.0210

【収益率の推移】

期間	収益率
第4特定期間(2011年1月18日~2011年7月19日)	8.8%
第5特定期間(2011年7月20日~2012年1月16日)	7.0%
第6特定期間(2012年1月17日~2012年7月17日)	12.3%
第7特定期間(2012年7月18日~2013年1月16日)	25.2%
第8特定期間(2013年1月17日~2013年7月16日)	1.7%
第9特定期間(2013年7月17日~2014年1月16日)	13.3%
第10特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	10.3%
第11特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	0.1%
第12特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	6.5%
第13特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	11.0%
第14特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	12.7%
第15特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	9.4%
第16特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	5.5%
第17特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	1.2%
第18特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	9.0%
第19特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	3.0%
第20特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	6.3%
第21特定期間(2019年7月17日~2020年1月16日)	2.6%
第22特定期間(2020年1月17日~2020年7月16日)	10.4%
第23特定期間(2020年7月17日~2021年1月18日)	12.0%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配落基準価額) ÷ 前特定期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第4特定期間(2011年1月18日~2011年7月19日)	325,859,175	481,280,183
第5特定期間(2011年7月20日~2012年1月16日)	688,211,812	437,899,145
第6特定期間(2012年1月17日~2012年7月17日)	774,171,011	422,784,701
第7特定期間(2012年7月18日~2013年1月16日)	718,813,150	950,233,813
第8特定期間(2013年1月17日~2013年7月16日)	1,894,873,822	1,017,000,483
第9特定期間(2013年7月17日~2014年1月16日)	859,470,155	752,857,324
第10特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	1,525,578,412	1,417,905,550
第11特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	981,274,346	1,097,768,921
第12特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	684,106,812	629,457,166
第13特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	269,197,271	530,195,017
第14特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	185,140,801	295,119,281
第15特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	529,279,920	513,459,190
第16特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	511,457,496	441,063,000
第17特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	584,717,557	343,522,056
第18特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	457,112,717	241,583,609
第19特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	175,097,158	462,715,706
第20特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	109,771,340	238,132,371
第21特定期間(2019年7月17日~2020年1月16日)	78,157,030	306,655,198
第22特定期間(2020年1月17日~2020年7月16日)	37,052,042	87,509,632
第23特定期間(2020年7月17日~2021年1月18日)	40,268,882	171,895,063

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

(2021年2月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	148,973,376	1.09%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	13,331,371,618	97.78%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		153,292,888	1.12%
純資産総額		13,633,637,882	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年2月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class ケイマン諸島	投資信託受益証券	716,740,409,575	0.0192 13,833,077,828	0.0186 13,331,371,618	- -	97.78%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	146,670,647	1.0156 148,973,376	1.0157 148,973,376	- -	1.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.78%
親投資信託受益証券	1.09%
合計	98.88%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間末 (2011年7月19日)	389,383	423,443	1.0103	1.1063
第5特定期間末 (2012年1月16日)	351,754	392,479	0.8031	0.8991
第6特定期間末 (2012年7月17日)	341,443	385,208	0.7209	0.8169
第7特定期間末 (2013年1月16日)	334,470	364,243	0.8037	0.8697
第8特定期間末 (2013年7月16日)	246,807	271,003	0.7163	0.7823
第9特定期間末 (2014年1月16日)	221,166	243,250	0.6811	0.7471
第10特定期間末 (2014年7月16日)	173,384	191,723	0.7137	0.7797
第11特定期間末 (2015年1月16日)	139,303	154,262	0.6351	0.7011
第12特定期間末 (2015年7月16日)	108,663	122,513	0.5304	0.5964
第13特定期間末 (2016年1月18日)	63,281	74,913	0.3441	0.4041
第14特定期間末 (2016年7月19日)	66,774	75,127	0.3987	0.4467
第15特定期間末 (2017年1月16日)	65,461	73,182	0.4070	0.4550
第16特定期間末 (2017年7月18日)	62,984	70,682	0.3884	0.4364
第17特定期間末 (2018年1月16日)	59,545	67,454	0.3551	0.4031
第18特定期間末 (2018年7月17日)	38,451	42,876	0.2650	0.2930
第19特定期間末 (2019年1月16日)	32,055	33,940	0.2552	0.2692

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20特定期間末 (2019年7月16日)	29,706	31,125	0.2644	0.2764
第21特定期間末 (2020年1月16日)	24,983	26,272	0.2408	0.2528
2020年2月末日	22,761	-	0.2226	-
2020年3月末日	15,486	-	0.1546	-
2020年4月末日	14,540	-	0.1462	-
2020年5月末日	15,602	-	0.1581	-
2020年6月末日	15,564	-	0.1606	-
第22特定期間末 (2020年7月16日)	15,617	16,616	0.1630	0.1730
2020年7月末日	16,030	-	0.1682	-
2020年8月末日	15,350	-	0.1626	-
2020年9月末日	14,154	-	0.1518	-
2020年10月末日	13,406	-	0.1464	-
2020年11月末日	14,805	-	0.1641	-
2020年12月末日	15,065	-	0.1706	-
第23特定期間末 (2021年1月18日)	14,472	15,021	0.1651	0.1711
2021年1月末日	14,079	-	0.1617	-
2021年2月末日	13,633	-	0.1588	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

#### 【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	0.0960
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	0.0960
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	0.0960
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	0.0660
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	0.0660
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	0.0660
第10特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	0.0660
第11特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	0.0660
第12特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	0.0660
第13特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	0.0600
第14特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	0.0480
第15特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	0.0480
第16特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	0.0480
第17特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	0.0480
第18特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	0.0280
第19特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	0.0140
第20特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	0.0120
第21特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	0.0120
第22特定期間(2020年1月17日～2020年7月16日)	0.0100
第23特定期間(2020年7月17日～2021年1月18日)	0.0060

#### 【收益率の推移】

期間	收益率
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	7.8%
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	11.0%
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	1.7%
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	20.6%
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	2.7%
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	4.3%
第10特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	14.5%
第11特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	1.8%
第12特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	6.1%
第13特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	23.8%
第14特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	29.8%
第15特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	14.1%
第16特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	7.2%
第17特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	3.8%
第18特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	17.5%
第19特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	1.6%
第20特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	8.3%
第21特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	4.4%

期間	收益率
第22特定期間（2020年1月17日～2020年7月16日）	28.2%
第23特定期間（2020年7月17日～2021年1月18日）	5.0%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配落基準価額) ÷ 前特定期末分配落基準価額 × 100

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	139,802,305,748	64,537,190,265
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	149,707,173,597	97,119,652,542
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	120,939,570,757	85,310,198,271
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	74,357,521,307	131,843,345,851
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	57,596,184,197	129,206,089,908
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	41,997,319,256	61,798,223,624
第10特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	15,142,179,864	96,946,785,043
第11特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	13,834,270,900	37,409,573,204
第12特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	17,736,532,358	32,239,354,435
第13特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	10,819,996,822	31,744,935,430
第14特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	7,385,620,159	23,840,091,905
第15特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	16,275,765,945	22,894,028,514
第16特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	20,341,807,736	19,041,459,221
第17特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	19,765,699,041	14,214,269,066
第18特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	7,537,606,778	30,173,927,273
第19特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	3,200,490,086	22,662,167,909
第20特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	2,192,236,846	15,433,828,361
第21特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	1,922,116,749	10,523,657,712
第22特定期間(2020年1月17日～2020年7月16日)	1,694,290,741	9,646,712,991
第23特定期間(2020年7月17日～2021年1月18日)	936,741,914	9,115,675,480

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 【エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)】

##### (1) 【投資状況】

(2021年2月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	5,476,872	0.73%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	735,870,630	98.11%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		8,665,705	1.16%
純資産総額		750,013,207	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

##### (2) 【投資資産】

###### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年2月末現在)

###### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率
1	TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	9,040,179,735	0.0837 757,560,472	0.0814 735,870,630	-	-	98.11%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	5,392,215	1.0156 5,476,872	1.0157 5,476,872	-	-	0.73%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

###### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.11%
親投資信託受益証券	0.73%
合計	98.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

###### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

###### 【投資不動産物件】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

( 2021年 2月末現在 )

該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間末 (2011年7月19日)	4,094	4,310	1.0197	1.1037
第5特定期間末 (2012年1月16日)	6,831	7,455	0.7928	0.8828
第6特定期間末 (2012年7月17日)	8,488	9,370	0.8015	0.8915
第7特定期間末 (2013年1月16日)	5,850	6,366	0.8468	0.9068
第8特定期間末 (2013年7月16日)	5,213	5,628	0.7467	0.8067
第9特定期間末 (2014年1月16日)	4,222	4,618	0.6776	0.7376
第10特定期間末 (2014年7月16日)	3,003	3,325	0.6734	0.7334
第11特定期間末 (2015年1月16日)	2,204	2,434	0.6539	0.7139
第12特定期間末 (2015年7月16日)	1,954	2,152	0.6096	0.6696
第13特定期間末 (2016年1月18日)	1,122	1,288	0.3799	0.4339
第14特定期間末 (2016年7月19日)	1,221	1,343	0.4187	0.4607
第15特定期間末 (2017年1月16日)	1,409	1,534	0.4488	0.4908
第16特定期間末 (2017年7月18日)	1,745	1,901	0.4487	0.4907
第17特定期間末 (2018年1月16日)	1,698	1,865	0.4431	0.4851
第18特定期間末 (2018年7月17日)	1,267	1,363	0.3877	0.4147
第19特定期間末 (2019年1月16日)	966	1,016	0.3506	0.3671
第20特定期間末 (2019年7月16日)	940	979	0.3687	0.3837
第21特定期間末 (2020年1月16日)	836	873	0.3663	0.3813
2020年2月末日	783	-	0.3417	-
2020年3月末日	521	-	0.2346	-
2020年4月末日	513	-	0.2301	-
2020年5月末日	580	-	0.2585	-
2020年6月末日	620	-	0.2702	-
第22特定期間末 (2020年7月16日)	665	694	0.2822	0.2952
2020年7月末日	656	-	0.2770	-
2020年8月末日	668	-	0.2860	-
2020年9月末日	632	-	0.2722	-
2020年10月末日	639	-	0.2788	-
2020年11月末日	711	-	0.3119	-
2020年12月末日	772	-	0.3287	-
第23特定期間末 (2021年1月18日)	733	754	0.3134	0.3224
2021年1月末日	740	-	0.3175	-
2021年2月末日	750	-	0.3242	-

( 注 ) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	0.0840
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	0.0900
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	0.0900

期間	1口当りの分配金(円)
第7特定期間(2012年7月18日~2013年1月16日)	0.0600
第8特定期間(2013年1月17日~2013年7月16日)	0.0600
第9特定期間(2013年7月17日~2014年1月16日)	0.0600
第10特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	0.0600
第11特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	0.0600
第12特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	0.0600
第13特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	0.0540
第14特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	0.0420
第15特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	0.0420
第16特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	0.0420
第17特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	0.0420
第18特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	0.0270
第19特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	0.0165
第20特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	0.0150
第21特定期間(2019年7月17日~2020年1月16日)	0.0150
第22特定期間(2020年1月17日~2020年7月16日)	0.0130
第23特定期間(2020年7月17日~2021年1月18日)	0.0090

【収益率の推移】

期間	収益率
第4特定期間(2011年1月18日~2011年7月19日)	0.2%
第5特定期間(2011年7月20日~2012年1月16日)	13.4%
第6特定期間(2012年1月17日~2012年7月17日)	12.4%
第7特定期間(2012年7月18日~2013年1月16日)	13.1%
第8特定期間(2013年1月17日~2013年7月16日)	4.7%
第9特定期間(2013年7月17日~2014年1月16日)	1.2%
第10特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	8.2%
第11特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	6.0%
第12特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	2.4%
第13特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	28.8%
第14特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	21.3%
第15特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	17.2%
第16特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	9.3%
第17特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	8.1%
第18特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	6.4%
第19特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	5.3%
第20特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	9.4%
第21特定期間(2019年7月17日~2020年1月16日)	3.4%
第22特定期間(2020年1月17日~2020年7月16日)	19.4%
第23特定期間(2020年7月17日~2021年1月18日)	14.2%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配落基準価額) ÷ 前特定期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第4特定期間(2011年1月18日~2011年7月19日)	2,673,735,412	403,210,041
第5特定期間(2011年7月20日~2012年1月16日)	5,829,713,133	1,227,917,718
第6特定期間(2012年1月17日~2012年7月17日)	7,052,429,493	5,078,409,981
第7特定期間(2012年7月18日~2013年1月16日)	2,323,551,335	6,005,920,242
第8特定期間(2013年1月17日~2013年7月16日)	4,686,748,693	4,613,949,193
第9特定期間(2013年7月17日~2014年1月16日)	849,273,890	1,599,677,230
第10特定期間(2014年1月17日~2014年7月16日)	715,929,523	2,487,155,872
第11特定期間(2014年7月17日~2015年1月16日)	269,224,439	1,358,470,626
第12特定期間(2015年1月17日~2015年7月16日)	324,492,262	489,262,065
第13特定期間(2015年7月17日~2016年1月18日)	197,324,279	449,215,254
第14特定期間(2016年1月19日~2016年7月19日)	379,531,378	416,373,348
第15特定期間(2016年7月20日~2017年1月16日)	705,333,826	481,739,347
第16特定期間(2017年1月17日~2017年7月18日)	1,511,747,232	762,248,511
第17特定期間(2017年7月19日~2018年1月16日)	657,506,770	713,746,875
第18特定期間(2018年1月17日~2018年7月17日)	592,139,661	1,157,574,126
第19特定期間(2018年7月18日~2019年1月16日)	241,903,581	754,474,951
第20特定期間(2019年1月17日~2019年7月16日)	115,962,650	321,307,555
第21特定期間(2019年7月17日~2020年1月16日)	187,735,190	454,639,210
第22特定期間(2020年1月17日~2020年7月16日)	318,468,582	245,638,777
第23特定期間(2020年7月17日~2021年1月18日)	160,303,573	175,929,882

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）】

(1) 【投資状況】

(2021年2月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	47,914,398	0.88%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	5,365,169,168	98.38%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		40,455,383	0.74%
純資産総額		5,453,538,949	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年2月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	33,179,772,223	0.1675 5,557,961,849	0.1617 5,365,169,168	- -	98.38%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	47,173,770	1.0156 47,914,398	1.0157 47,914,398	- -	0.88%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.38%
親投資信託受益証券	0.88%
合計	99.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間末 (2011年7月19日)	20,467	21,169	0.8347	0.9127
第5特定期間末 (2012年1月16日)	29,686	32,785	0.6786	0.7566
第6特定期間末 (2012年7月17日)	58,462	63,656	0.7181	0.7961
第7特定期間末 (2013年1月16日)	49,508	53,919	0.8257	0.8857
第8特定期間末 (2013年7月16日)	50,445	54,352	0.7465	0.8065
第9特定期間末 (2014年1月16日)	37,873	41,569	0.6621	0.7221
第10特定期間末 (2014年7月16日)	28,922	31,854	0.6818	0.7418
第11特定期間末 (2015年1月16日)	23,718	26,041	0.6624	0.7224
第12特定期間末 (2015年7月16日)	20,051	22,112	0.5857	0.6457
第13特定期間末 (2016年1月18日)	12,523	14,282	0.4337	0.4897

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14特定期間末 (2016年7月19日)	10,534	11,815	0.4255	0.4735
第15特定期間末 (2017年1月16日)	7,154	8,229	0.3359	0.3839
第16特定期間末 (2017年7月18日)	15,164	16,739	0.3325	0.3805
第17特定期間末 (2018年1月16日)	26,863	30,455	0.2886	0.3366
第18特定期間末 (2018年7月17日)	17,483	20,069	0.2052	0.2332
第19特定期間末 (2019年1月16日)	12,777	13,673	0.1793	0.1908
第20特定期間末 (2019年7月16日)	11,549	12,135	0.1977	0.2067
第21特定期間末 (2020年1月16日)	9,378	9,701	0.2070	0.2135
2020年2月末日	8,701	-	0.1981	-
2020年3月末日	6,355	-	0.1493	-
2020年4月末日	6,019	-	0.1426	-
2020年5月末日	6,567	-	0.1574	-
2020年6月末日	6,526	-	0.1633	-
第22特定期間末 (2020年7月16日)	6,323	6,534	0.1635	0.1685
2020年7月末日	6,133	-	0.1603	-
2020年8月末日	5,845	-	0.1590	-
2020年9月末日	5,213	-	0.1455	-
2020年10月末日	4,739	-	0.1373	-
2020年11月末日	5,154	-	0.1532	-
2020年12月末日	5,416	-	0.1664	-
第23特定期間末 (2021年1月18日)	5,263	5,367	0.1631	0.1661
2021年1月末日	5,349	-	0.1669	-
2021年2月末日	5,453	-	0.1711	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

#### 【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	0.0780
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	0.0780
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	0.0780
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	0.0600
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	0.0600
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	0.0600
第10特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	0.0600
第11特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	0.0600
第12特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	0.0600
第13特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	0.0560
第14特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	0.0480
第15特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	0.0480
第16特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	0.0480
第17特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	0.0480
第18特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	0.0280
第19特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	0.0115
第20特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	0.0090
第21特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	0.0065
第22特定期間(2020年1月17日～2020年7月16日)	0.0050
第23特定期間(2020年7月17日～2021年1月18日)	0.0030

#### 【收益率の推移】

期間	收益率
第4特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	4.7%
第5特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	9.4%
第6特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	17.3%
第7特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	23.3%
第8特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	2.3%
第9特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	3.3%

期間	收益率
第10特定期間（2014年1月17日～2014年7月16日）	12.0%
第11特定期間（2014年7月17日～2015年1月16日）	6.0%
第12特定期間（2015年1月17日～2015年7月16日）	2.5%
第13特定期間（2015年7月17日～2016年1月18日）	16.4%
第14特定期間（2016年1月19日～2016年7月19日）	9.2%
第15特定期間（2016年7月20日～2017年1月16日）	9.8%
第16特定期間（2017年1月17日～2017年7月18日）	13.3%
第17特定期間（2017年7月19日～2018年1月16日）	1.2%
第18特定期間（2018年1月17日～2018年7月17日）	19.2%
第19特定期間（2018年7月18日～2019年1月16日）	7.0%
第20特定期間（2019年1月17日～2019年7月16日）	15.3%
第21特定期間（2019年7月17日～2020年1月16日）	8.0%
第22特定期間（2020年1月17日～2020年7月16日）	18.6%
第23特定期間（2020年7月17日～2021年1月18日）	1.6%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配落基準価額) ÷ 前特定期末分配落基準価額 × 100

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第4特定期間（2011年1月18日～2011年7月19日）	22,232,380,472	738,354,865
第5特定期間（2011年7月20日～2012年1月16日）	24,295,764,649	5,070,766,664
第6特定期間（2012年1月17日～2012年7月17日）	61,008,589,651	23,344,115,786
第7特定期間（2012年7月18日～2013年1月16日）	31,330,656,272	52,783,068,892
第8特定期間（2013年1月17日～2013年7月16日）	42,242,893,328	34,625,045,087
第9特定期間（2013年7月17日～2014年1月16日）	4,955,262,858	15,328,426,951
第10特定期間（2014年1月17日～2014年7月16日）	5,997,807,626	20,779,252,185
第11特定期間（2014年7月17日～2015年1月16日）	3,639,327,935	10,255,929,049
第12特定期間（2015年1月17日～2015年7月16日）	4,003,631,840	5,574,630,801
第13特定期間（2015年7月17日～2016年1月18日）	993,804,167	6,353,002,733
第14特定期間（2016年1月19日～2016年7月19日）	878,452,278	4,991,815,878
第15特定期間（2016年7月20日～2017年1月16日）	1,677,056,706	5,135,960,976
第16特定期間（2017年1月17日～2017年7月18日）	28,247,000,079	3,943,033,975
第17特定期間（2017年7月19日～2018年1月16日）	56,570,365,294	9,089,648,851
第18特定期間（2018年1月17日～2018年7月17日）	14,555,073,701	22,424,359,970
第19特定期間（2018年7月18日～2019年1月16日）	6,826,365,684	20,770,052,619
第20特定期間（2019年1月17日～2019年7月16日）	6,667,545,219	19,525,299,703
第21特定期間（2019年7月17日～2020年1月16日）	1,491,768,532	14,596,448,314
第22特定期間（2020年1月17日～2020年7月16日）	1,075,042,445	7,716,979,638
第23特定期間（2020年7月17日～2021年1月18日）	439,933,458	6,836,005,130

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 【エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）】

##### (1) 【投資状況】

(2021年2月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	1,360,809	0.45%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	295,131,059	97.96%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,795,084	1.59%
純資産総額		301,286,952	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

##### (2) 【投資資産】

###### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年2月末現在)

###### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	315,412,055	0.9473 298,808,076	0.9357 295,131,059	- -	97.96%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	1,339,775	1.0156 1,360,809	1.0157 1,360,809	- -	0.45%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	97.96%
親投資信託受益証券	0.45%
合計	98.41%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3特定期間末 (2011年7月19日)	1,895	1,954	0.9483	0.9723
第4特定期間末 (2012年1月16日)	1,282	1,320	0.9240	0.9480
第5特定期間末 (2012年7月17日)	1,050	1,079	0.9939	1.0179
第6特定期間末 (2013年1月16日)	734	753	1.1879	1.2119
第7特定期間末 (2013年7月16日)	649	663	1.2253	1.2493
第8特定期間末 (2014年1月16日)	680	691	1.2913	1.3153
第9特定期間末 (2014年7月16日)	480	490	1.2980	1.3220
第10特定期間末 (2015年1月16日)	521	529	1.4178	1.4418
第11特定期間末 (2015年7月16日)	621	630	1.5157	1.5397
第12特定期間末 (2016年1月18日)	400	407	1.3092	1.3332
第13特定期間末 (2016年7月19日)	325	332	1.3161	1.3401
第14特定期間末 (2017年1月16日)	311	316	1.3866	1.4106
第15特定期間末 (2017年7月18日)	305	310	1.4405	1.4645
第16特定期間末 (2018年1月16日)	345	350	1.5350	1.5590
第17特定期間末 (2018年7月17日)	337	342	1.4364	1.4604
第18特定期間末 (2019年1月16日)	296	301	1.3576	1.3816
第19特定期間末 (2019年7月16日)	298	303	1.4302	1.4542
第20特定期間末 (2020年1月16日)	281	286	1.4867	1.5107
2020年2月末日	251	-	1.4612	-
2020年3月末日	206	-	1.1607	-
2020年4月末日	195	-	1.1640	-
2020年5月末日	260	-	1.2442	-
2020年6月末日	268	-	1.3058	-
第21特定期間末 (2020年7月16日)	268	273	1.3239	1.3479
2020年7月末日	269	-	1.3239	-
2020年8月末日	277	-	1.3726	-
2020年9月末日	269	-	1.3429	-
2020年10月末日	272	-	1.3537	-

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2020年11月末日	290	-	1,4376	-
2020年12月末日	303	-	1,4721	-
第22特定期間末 (2021年1月18日)	299	304	1,4689	1,4929
2021年1月末日	304	-	1,4791	-
2021年2月末日	301	-	1,4870	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

#### 【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第3特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	0.0240
第4特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	0.0240
第5特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	0.0240
第6特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	0.0240
第7特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	0.0240
第8特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	0.0240
第9特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	0.0240
第10特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	0.0240
第11特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	0.0240
第12特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	0.0240
第13特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	0.0240
第14特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	0.0240
第15特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	0.0240
第16特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	0.0240
第17特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	0.0240
第18特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	0.0240
第19特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	0.0240
第20特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	0.0240
第21特定期間(2020年1月17日～2020年7月16日)	0.0240
第22特定期間(2020年7月17日～2021年1月18日)	0.0240

#### 【收益率の推移】

期間	收益率
第3特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	1.0%
第4特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	0.0%
第5特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	10.2%
第6特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	21.9%
第7特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	5.2%
第8特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	7.3%
第9特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	2.4%
第10特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	11.1%
第11特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	8.6%
第12特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	12.0%
第13特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	2.4%
第14特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	7.2%
第15特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	5.6%
第16特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	8.2%
第17特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	4.9%
第18特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	3.8%
第19特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	7.1%
第20特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	5.6%
第21特定期間(2020年1月17日～2020年7月16日)	9.3%
第22特定期間(2020年7月17日～2021年1月18日)	12.8%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配落基準価額) ÷ 前特定期末分配落基準価額 × 100

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第3特定期間(2011年1月18日～2011年7月19日)	242,343,336	1,235,646,674
第4特定期間(2011年7月20日～2012年1月16日)	47,685,811	659,065,309
第5特定期間(2012年1月17日～2012年7月17日)	352,308,864	682,683,075
第6特定期間(2012年7月18日～2013年1月16日)	117,520,592	556,112,323
第7特定期間(2013年1月17日～2013年7月16日)	511,289,882	599,992,923
第8特定期間(2013年7月17日～2014年1月16日)	163,900,603	166,966,515
第9特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日)	32,931,146	189,936,578
第10特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日)	154,112,456	156,416,208
第11特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日)	136,098,992	93,780,053

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第12特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日)	37,040,995	141,357,719
第13特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日)	7,230,230	65,142,373
第14特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日)	7,855,144	30,940,077
第15特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日)	12,595,350	25,281,779
第16特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日)	52,398,903	39,056,649
第17特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日)	55,057,031	45,402,437
第18特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日)	7,466,319	23,948,512
第19特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日)	25,093,710	34,788,390
第20特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日)	21,345,554	40,422,146
第21特定期間(2020年1月17日～2020年7月16日)	81,602,830	68,013,402
第22特定期間(2020年7月17日～2021年1月18日)	11,696,091	10,904,352

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 【エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)】

##### (1)【投資状況】

(2021年2月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド)	日本	277,127,157	100.02%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		64,308	0.02%
純資産総額		277,062,849	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

##### (2)【投資資産】

###### 【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年2月末現在)

###### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 -	272,843,514	1.0157 277,127,194	1.0157 277,127,157	- -	100.02%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

###### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.02%
合計	100.02%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

###### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

###### 【投資不動産物件】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

###### 【その他投資資産の主要なもの】

(2021年2月末現在)

該当事項はありません。

##### (3)【運用実績】

###### 【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間末 (2011年7月19日)	393	-	1.0015	-
第5計算期間末 (2012年1月16日)	1,153	-	1.0016	-
第6計算期間末 (2012年7月17日)	1,469	-	1.0018	-
第7計算期間末 (2013年1月16日)	910	-	1.0020	-
第8計算期間末 (2013年7月16日)	2,425	-	1.0022	-

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末 (2014年1月16日)	1,549	-	1.0024	-
第10計算期間末 (2014年7月16日)	1,349	-	1.0024	-
第11計算期間末 (2015年1月16日)	1,000	-	1.0023	-
第12計算期間末 (2015年7月16日)	1,037	-	1.0023	-
第13計算期間末 (2016年1月18日)	1,115	-	1.0022	-
第14計算期間末 (2016年7月19日)	1,049	-	1.0026	-
第15計算期間末 (2017年1月16日)	816	-	1.0021	-
第16計算期間末 (2017年7月18日)	491	-	1.0016	-
第17計算期間末 (2018年1月16日)	388	-	1.0015	-
第18計算期間末 (2018年7月17日)	274	-	1.0011	-
第19計算期間末 (2019年1月16日)	247	-	1.0009	-
第20計算期間末 (2019年7月16日)	222	-	1.0005	-
第21計算期間末 (2020年1月16日)	309	-	1.0000	-
2020年2月末日	312	-	1.0001	-
2020年3月末日	426	-	0.9998	-
2020年4月末日	317	-	0.9998	-
2020年5月末日	311	-	0.9998	-
2020年6月末日	307	-	0.9999	-
第22計算期間末 (2020年7月16日)	308	-	0.9998	-
2020年7月末日	315	-	0.9998	-
2020年8月末日	313	-	0.9997	-
2020年9月末日	310	-	0.9997	-
2020年10月末日	311	-	0.9996	-
2020年11月末日	336	-	0.9995	-
2020年12月末日	288	-	0.9995	-
第23計算期間末 (2021年1月18日)	285	-	0.9995	-
2021年1月末日	279	-	0.9995	-
2021年2月末日	277	-	0.9995	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

#### 【分配の推移】

該当事項はありません。

#### 【收益率の推移】

期間	收益率
第4期(2011年1月18日～2011年7月19日)	0.1%
第5期(2011年7月20日～2012年1月16日)	0.0%
第6期(2012年1月17日～2012年7月17日)	0.0%
第7期(2012年7月18日～2013年1月16日)	0.0%
第8期(2013年1月17日～2013年7月16日)	0.0%
第9期(2013年7月17日～2014年1月16日)	0.0%
第10期(2014年1月17日～2014年7月16日)	0.0%
第11期(2014年7月17日～2015年1月16日)	0.0%
第12期(2015年1月17日～2015年7月16日)	0.0%
第13期(2015年7月17日～2016年1月18日)	0.0%
第14期(2016年1月19日～2016年7月19日)	0.0%
第15期(2016年7月20日～2017年1月16日)	0.0%
第16期(2017年1月17日～2017年7月18日)	0.0%
第17期(2017年7月19日～2018年1月16日)	0.0%
第18期(2018年1月17日～2018年7月17日)	0.0%
第19期(2018年7月18日～2019年1月16日)	0.0%

期間	收益率
第20期（2019年1月17日～2019年7月16日）	0.0%
第21期（2019年7月17日～2020年1月16日）	0.0%
第22期（2020年1月17日～2020年7月16日）	0.0%
第23期（2020年7月17日～2021年1月18日）	0.0%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第4期（2011年1月18日～2011年7月19日）	1,502,577,720	1,490,224,626
第5期（2011年7月20日～2012年1月16日）	5,105,935,530	4,346,677,515
第6期（2012年1月17日～2012年7月17日）	6,558,252,160	6,243,614,877
第7期（2012年7月18日～2013年1月16日）	3,406,055,597	3,963,358,349
第8期（2013年1月17日～2013年7月16日）	7,232,843,198	5,722,428,723
第9期（2013年7月17日～2014年1月16日）	4,524,841,110	5,398,446,830
第10期（2014年1月17日～2014年7月16日）	1,764,961,896	1,964,871,588
第11期（2014年7月17日～2015年1月16日）	1,007,799,497	1,355,792,467
第12期（2015年1月17日～2015年7月16日）	843,742,386	806,694,692
第13期（2015年7月17日～2016年1月18日）	977,777,122	900,080,126
第14期（2016年1月19日～2016年7月19日）	477,507,834	543,848,190
第15期（2016年7月20日～2017年1月16日）	254,893,689	486,246,335
第16期（2017年1月17日～2017年7月18日）	148,976,644	473,605,673
第17期（2017年7月19日～2018年1月16日）	290,212,077	393,171,295
第18期（2018年1月17日～2018年7月17日）	237,622,695	351,098,093
第19期（2018年7月18日～2019年1月16日）	139,244,770	165,785,917
第20期（2019年1月17日～2019年7月16日）	205,201,060	230,680,614
第21期（2019年7月17日～2020年1月16日）	239,169,874	151,561,984
第22期（2020年1月17日～2020年7月16日）	215,619,252	216,469,622
第23期（2020年7月17日～2021年1月18日）	54,117,302	77,587,786

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### (参考) マザーファンドの運用状況

##### キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

###### (1) 投資状況

(2021年2月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
地方債証券	日本	100,278,100	2.14%
特殊債券	日本	2,593,149,355	55.24%
社債券	日本	300,529,300	6.40%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,700,428,550	36.22%
純資産総額		4,694,385,305	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

###### (2) 投資資産

###### 投資有価証券の主要銘柄

(2021年2月末現在)

###### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率
1 9 政保道路機構 日本	特殊債券	1,000,000,000	100.68 1,006,840,000	100.14 1,001,452,000	1.9000 2021/03/26	21.33%		
2 1政保地方公共8年 日本	特殊債券	700,000,000	100.38 702,681,000	100.31 702,231,600	0.5760 2021/09/24	14.96%		
3 149 政保道路機構 日本	特殊債券	260,000,000	101.01 262,644,200	100.74 261,925,040	1.0000 2021/11/30	5.58%		
4 135 政保道路機構 日本	特殊債券	130,000,000	100.95 131,244,100	100.26 130,349,050	1.1000 2021/05/31	2.78%		
5 14 政保政策投資B 日本	特殊債券	100,000,000	101.78 101,783,000	101.12 101,124,600	2.1000 2021/09/13	2.15%		
6 34 東京瓦斯 日本	社債券	100,000,000	100.61 100,614,000	100.58 100,587,400	1.0640 2021/09/22	2.14%		
7 145 政保道路機構 日本	特殊債券	100,000,000	101.01 101,010,000	100.57 100,577,700	1.0000 2021/09/30	2.14%		
8 23-1 横浜市公債 日本	地方債証券	100,000,000	100.40 100,405,000	100.27 100,278,100	1.1890 2021/05/24	2.14%		

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
9 22	国際協力銀行 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.22 101,224,500	100.12 100,125,000	1.8900 2021/03/22	2.13%
10 58	日本学生支援 日本	特殊債券 -	100,000,000	100.03 100,030,000	99.99 99,995,100	0.0010 2022/02/18	2.13%
11 43	三菱UFJリース 日本	社債券 -	100,000,000	100.05 100,052,000	99.99 99,991,300	0.0600 2021/10/25	2.13%
12 23	リコーリース 日本	社債券 -	100,000,000	100.04 100,044,000	99.95 99,950,600	0.0500 2021/09/24	2.13%
13 137	政保道路機構 日本	特殊債券 -	95,000,000	100.98 95,934,800	100.38 95,369,265	1.2000 2021/06/30	2.03%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### □ . 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	55.24%
社債券	6.40%
地方債証券	2.14%
合計	63.78%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

#### 八 . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

( 2021年 2月末現在 )

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

( 2021年 2月末現在 )

該当事項はありません。

(参考情報)

基準日:2021年2月26日

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

## 分配の推移

### ■ 円コース(毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	15円
2021年 1月	15円
2020年12月	15円
2020年11月	15円
2020年10月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	8,755円

\*分配金は1万口当たり、税引前

### ■ 豪ドルコース(毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	10円
2021年 1月	10円
2020年12月	10円
2020年11月	10円
2020年10月	10円
直近1年間累計	150円
設定来累計	14,940円

\*分配金は1万口当たり、税引前

### ■ ニュージーランドドルコース(毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	35円
2021年 1月	35円
2020年12月	35円
2020年11月	35円
2020年10月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	13,570円

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

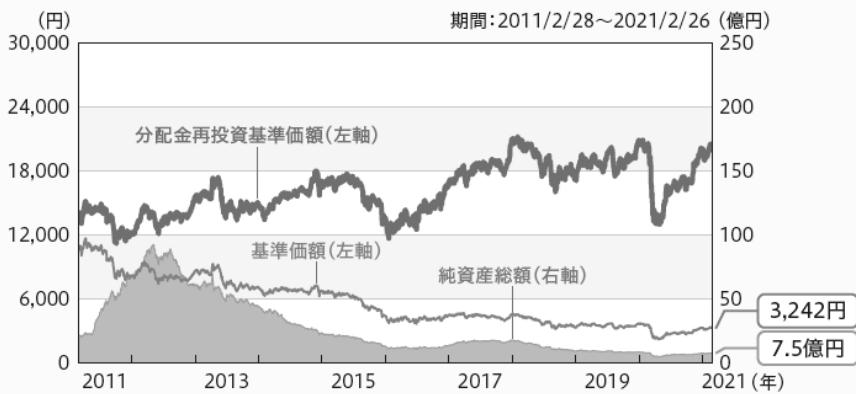
### □ ブラジルレアルコース(毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	10円
2021年 1月	10円
2020年12月	10円
2020年11月	10円
2020年10月	10円
直近1年間累計	150円
設定来累計	13,320円

\*分配金は1万口当たり、税引前

### □ 南アフリカランドコース(毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	15円
2021年 1月	15円
2020年12月	15円
2020年11月	15円
2020年10月	15円
直近1年間累計	210円
設定来累計	12,110円

\*分配金は1万口当たり、税引前

### □ トルコリラコース(毎月分配型)



決算期	分配金
2021年 2月	5円
2021年 1月	5円
2020年12月	5円
2020年11月	5円
2020年10月	5円
直近1年間累計	75円
設定来累計	11,285円

\*分配金は1万口当たり、税引前

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

## □ 中国元コース(毎月分配型)



\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

決算期	分配金
2021年 2月	40円
2021年 1月	40円
2020年12月	40円
2020年11月	40円
2020年10月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	5,280円

\*分配金は1万口当たり、税引前

## □ マネーポールファンド



決算期	分配金
2021年1月	0円
2020年7月	0円
2020年1月	0円
2019年7月	0円
2019年1月	0円
設定来累計	0円

\*分配金は1万口当たり、税引前

## 主要な資産の状況

### □ 円コース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class	97.9%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.8%

### □ 豪ドルコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class	98.2%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	1.0%

### □ ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class	98.4%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.7%

### □ ブラジルレアルコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class	97.8%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	1.1%

\*投資比率は全て純資産総額対比

□ 南アフリカランドコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class	98.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.7%

□ トルコリラコース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class	98.4%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.9%

□ 中国元コース(毎月分配型)

投資銘柄	投資比率
TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class	98.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.5%

□ マネーピールファンド

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.0%

\*投資比率は全て純資産総額対比

## ▶投資対象とする投資信託の現況

□グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

上位10銘柄

	投資銘柄	国名	種別	クーポン	償還日	投資比率
1	UKRAINE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	ウクライナ	国債証券	7.750%	2025/9/1	3.7%
2	PERTAMINA PERSERO PT	インドネシア	社債券	6.000%	2042/5/3	2.9%
3	EGYPT GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	エジプト	国債証券	8.500%	2047/1/31	2.8%
4	VIETNAM GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	ベトナム	国債証券	4.800%	2024/11/19	2.8%
5	MEXICO CITY AIRPORT TRUST	メキシコ	社債券	5.500%	2047/7/31	2.4%
6	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND	ドミニカ共和国	国債証券	6.850%	2045/1/27	2.3%
7	PETROLEOS MEXICANOS	メキシコ	社債券	5.625%	2046/1/23	2.3%
8	GHANA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	ガーナ	国債証券	8.125%	2026/1/18	2.1%
9	EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA	インド	社債券	3.375%	2026/8/5	2.1%
10	BAHAMAS GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	バハマ	国債証券	7.125%	2038/4/2	2.1%

\*投資比率はグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの純資産総額対比

□キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

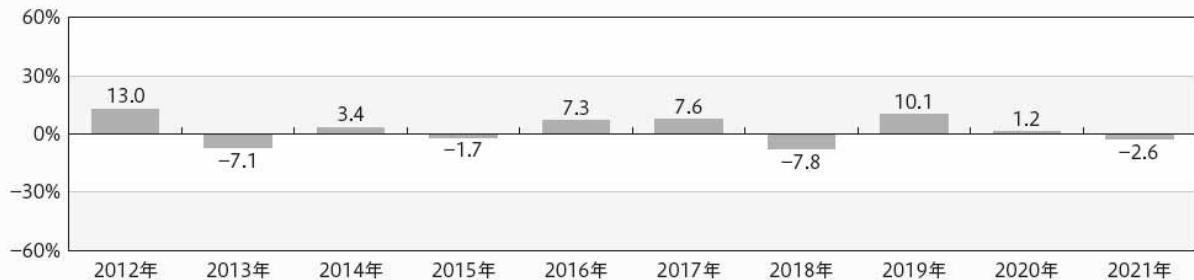
上位10銘柄

	投資銘柄	種別	投資比率
1	9 政保道路機構	特殊債券	21.3%
2	1政保地方公共8年	特殊債券	15.0%
3	149 政保道路機構	特殊債券	5.6%
4	135 政保道路機構	特殊債券	2.8%
5	14 政保政策投資B	特殊債券	2.2%
6	34 東京瓦斯	社債券	2.1%
7	145 政保道路機構	特殊債券	2.1%
8	23-1 横浜市公債	地方債証券	2.1%
9	22 国際協力銀行	特殊債券	2.1%
10	58 日本学生支援	特殊債券	2.1%

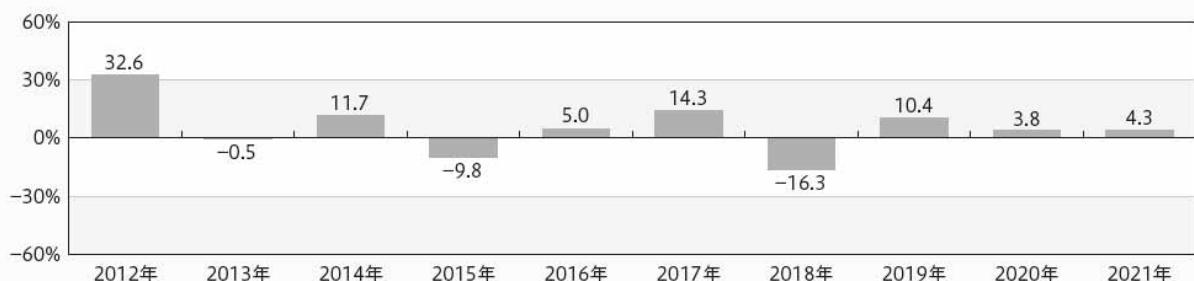
\*投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

## 年間收益率の推移(暦年ベース)

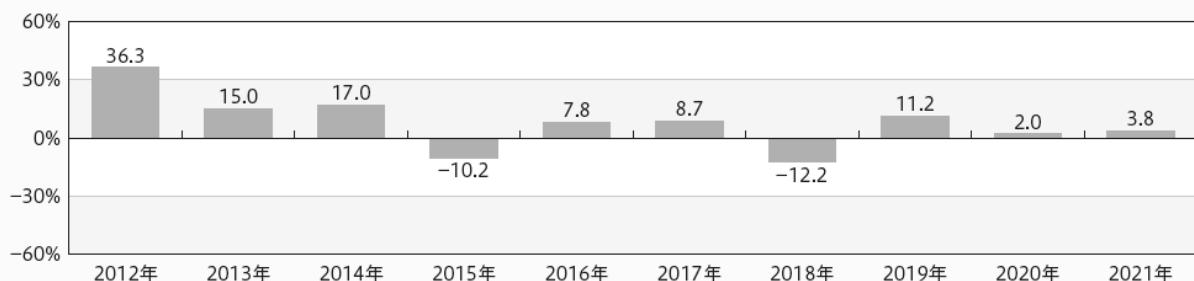
### □ 円コース(毎月分配型)



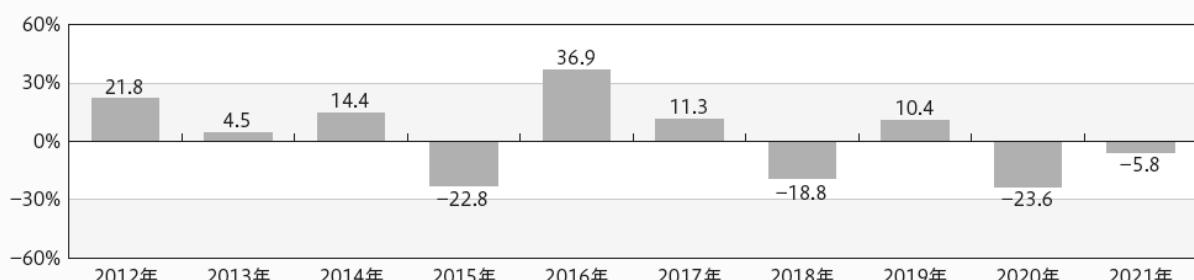
### □ 豪ドルコース(毎月分配型)



### □ ニュージーランドドルコース(毎月分配型)



### □ ブラジルレアルコース(毎月分配型)

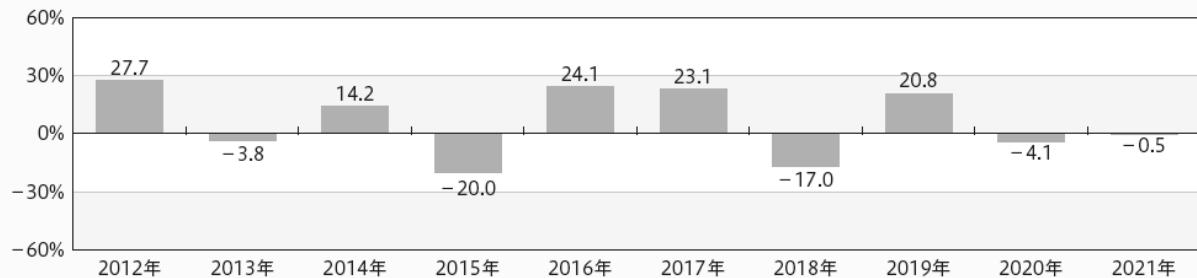


\*ファンドの收益率は暦年ベースで表示しております。但し、2021年は2月末までの收益率です。

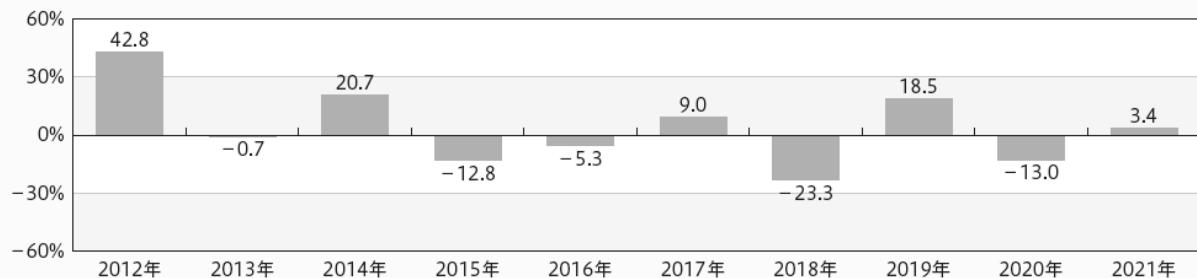
\*ファンドの年間收益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

\*ファンドには、ベンチマークはありません。

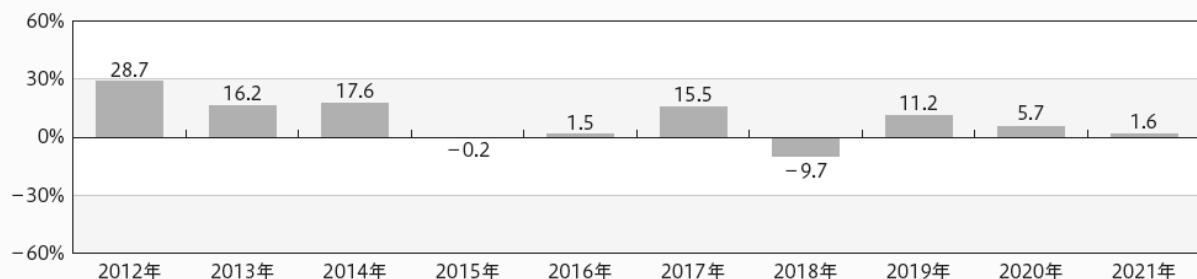
#### □ 南アフリカランドコース(毎月分配型)



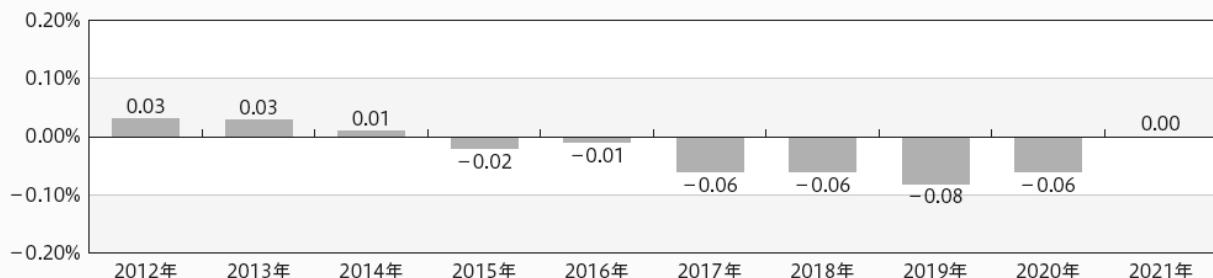
#### □ トルコリラコース(毎月分配型)



#### □ 中国元コース(毎月分配型)



#### □ マネーポールファンド



\*ファンドの收益率は暦年ベースで表示しております。但し、2021年は2月末までの收益率です。

\*ファンドの年間收益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

\*ファンドには、ベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

なお、マネープールファンドの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

#### （二）申込不可日

上記にかかわらず、各ファンド（マネープールファンドを除く）につき、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・英國証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

#### □ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

#### ハ 申込手数料

##### [各ファンド（マネープールファンドを除く）]

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数）に、3.3%（税抜き 3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

[マネーポールファンド]

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D S アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

[各ファンド（マネーポールファンドを除く）]

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

[マネーポールファンド]

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

[各ファンド（マネーポールファンドを除く）]

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・英國証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

#### [マネーブールファンド]

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）

<主要投資対象の評価方法>

ファンド名	有価証券等	評価方法
円コース（毎月分配型） 豪ドルコース（毎月分配型） ニュージーランドドルコース (毎月分配型) ブラジルレアルコース (毎月分配型) 南アフリカランドコース (毎月分配型) トルコリラコース（毎月分配型） 中国元コース（毎月分配型）	投資信託証券 (外国籍)	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。
マネーパールファンド	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）</li> <li>・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）</li> <li>・価格情報会社の提供する価額</li> </ul> <p>残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。</p>

□ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「円コース（毎月分配型）」は「通工マ円」、「豪ドルコース（毎月分配型）」は「通工マ豪」、「ニュージーランドドルコース（毎月分配型）」は「通工マニ」、「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」は「通工マブ」、「南アフリカランドコース（毎月分配型）」は「通工マ南」、「トルコリラコース（毎月分配型）」は「通工マト」、「中国元コース（毎月分配型）」は「通工マ元」として掲載されます（ただし、マネーパールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。）。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D S アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、原則として午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

[各ファンド（中国元コース（毎月分配型）を除く）]

2009年7月17日から2024年7月16日まで、もしくは下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と

協議の上、信託期間を延長することができます。

[中国元コース（毎月分配型）]

2010年2月1日から2024年7月16日まで、もしくは下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

[各ファンド（マネーパールファンドを除く）]

毎月17日から翌月16日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

[マネーパールファンド]

毎年1月17日から7月16日まで、7月17日から翌年1月16日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

[各ファンド（マネーパールファンドを除く）]

- a . 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなつたときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c . 委託会社は、上記bの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d . 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . 書面決議は議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f . 上記c～eまでの取扱いは、上記aに基づいてこの信託契約を解約するときおよび委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには

適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c ~ eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

[マネープールファンド]

- a . 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、上記 a の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c . 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多數をもって行います。
- e . 上記 b ~ dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b ~ dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b . 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c . 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a . 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額

について保証するものではありません。

b . 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （口）償還金

償還金は、信託終了後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

### ハ 信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（口）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（口）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（二）書面決議は議決権行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（口）から（二）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

### 二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

#### ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

#### ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### チ 運用にかかる報告書の開示方法

##### [各ファンド（マネープールファンドを除く）]

委託会社は6ヵ月（原則として1月、7月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

##### [マネープールファンド]

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

### 4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはあります。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該

収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

□ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参考ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）  
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2020年7月17日から2021年1月18日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

### エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（2020年7月17日から2021年1月18日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）の2020年7月17日から2021年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）の2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

【エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	97,911,558	83,453,055
投資信託受益証券	4,755,077,557	4,511,441,097
親投資信託受益証券	37,130,038	37,119,074
未収入金	4,599,830	24,735,544
<b>流動資産合計</b>	<b>4,894,718,983</b>	<b>4,656,748,770</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,894,718,983</b>	<b>4,656,748,770</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金	-	189,428
未払収益分配金	13,354,120	12,078,139
未払解約金	6,405,187	25,090,802
未払受託者報酬	132,242	142,142
未払委託者報酬	6,392,059	6,870,719
その他未払費用	162,876	163,683
<b>流動負債合計</b>	<b>26,446,484</b>	<b>44,534,913</b>
<b>負債合計</b>	<b>26,446,484</b>	<b>44,534,913</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	8,902,747,053	8,052,092,785
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( ) (分配準備積立金)	4,034,474,554 965,390,028	3,439,878,928 899,035,052
<b>元本等合計</b>	<b>4,868,272,499</b>	<b>4,612,213,857</b>
<b>純資産合計</b>	<b>4,868,272,499</b>	<b>4,612,213,857</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,894,718,983</b>	<b>4,656,748,770</b>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自至 2020年1月17日 2020年7月16日	当期 自至 2020年7月17日 2021年1月18日
営業収益		
受取配当金	130,317,031	135,447,003
受取利息	1,142	904
有価証券売買等損益	<u>485,486,080</u>	<u>210,947,382</u>
営業収益合計	<u>355,167,907</u>	<u>346,395,289</u>
営業費用		
支払利息	23,539	19,222
受託者報酬	814,834	818,809
委託者報酬	39,386,213	39,578,111
その他費用	<u>162,876</u>	<u>163,751</u>
営業費用合計	<u>40,387,462</u>	<u>40,579,893</u>
営業利益又は営業損失( )	<u>395,555,369</u>	<u>305,815,396</u>
経常利益又は経常損失( )	<u>395,555,369</u>	<u>305,815,396</u>
当期純利益又は当期純損失( )	<u>395,555,369</u>	<u>305,815,396</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,933,384	1,674,265
期首剩余金又は期首次損金( )	3,833,554,454	4,034,474,554
剩余金増加額又は欠損金減少額	325,652,957	397,410,736
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	325,652,957	397,410,736
剩余金減少額又は欠損金増加額	50,978,532	29,850,718
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	50,978,532	29,850,718
分配金	<u>81,972,540</u>	<u>77,105,523</u>
期末剩余金又は期末欠損金( )	<u>4,034,474,554</u>	<u>3,439,878,928</u>

(3)【注記表】  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、2020年7月17日から2021年1月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
1. 元本状況		
期首元本額	9,535,111,755円	8,902,747,053円
期中追加設定元本額	110,042,897円	68,400,212円
期中一部解約元本額	742,407,599円	919,054,480円
2. 受益権の総数	8,902,747,053口	8,052,092,785口
3. 元本の欠損	4,034,474,554円	3,439,878,928円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日																																
<b>分配金の計算過程</b> 第125期計算期間末(2020年2月17日)に、投資信託約款に基づき計算した1,748,115,136円(1万口当たり1,866.41円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い14,049,320円(1万口当たり15円)を分配しております。	<b>分配金の計算過程</b> 第131期計算期間末(2020年8月17日)に、投資信託約款に基づき計算した1,689,512,164円(1万口当たり1,906.79円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,290,760円(1万口当たり15円)を分配しております。																																
<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>15,905,954円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>736,845,025円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>995,364,157円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>1,748,115,136円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり分配可能額)</td> <td>(1,866.41円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>14,049,320円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり収益分配金)</td> <td>(15円)</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	15,905,954円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円	収益調整金	736,845,025円	分配準備積立金	995,364,157円	分配可能額	1,748,115,136円	(1万口当たり分配可能額)	(1,866.41円)	収益分配金	14,049,320円	(1万口当たり収益分配金)	(15円)	<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>23,842,128円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>705,846,824円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>959,823,212円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>1,689,512,164円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり分配可能額)</td> <td>(1,906.79円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>13,290,760円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり収益分配金)</td> <td>(15円)</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	23,842,128円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円	収益調整金	705,846,824円	分配準備積立金	959,823,212円	分配可能額	1,689,512,164円	(1万口当たり分配可能額)	(1,906.79円)	収益分配金	13,290,760円	(1万口当たり収益分配金)	(15円)
配当等収益 (費用控除後)	15,905,954円																																
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円																																
収益調整金	736,845,025円																																
分配準備積立金	995,364,157円																																
分配可能額	1,748,115,136円																																
(1万口当たり分配可能額)	(1,866.41円)																																
収益分配金	14,049,320円																																
(1万口当たり収益分配金)	(15円)																																
配当等収益 (費用控除後)	23,842,128円																																
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円																																
収益調整金	705,846,824円																																
分配準備積立金	959,823,212円																																
分配可能額	1,689,512,164円																																
(1万口当たり分配可能額)	(1,906.79円)																																
収益分配金	13,290,760円																																
(1万口当たり収益分配金)	(15円)																																
<b>第126期計算期間末(2020年3月16日)に、投資信託約款に基づき計算した1,710,046,597円(1万口当たり1,861.97円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,776,082円(1万口当たり15円)を分配しております。</b>	<b>第132期計算期間末(2020年9月16日)に、投資信託約款に基づき計算した1,683,013,656円(1万口当たり1,911.14円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,209,518円(1万口当たり15円)を分配しております。</b>																																
<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>9,595,379円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>723,028,627円</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	9,595,379円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	723,028,627円	<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>16,996,196円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>703,076,638円</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	16,996,196円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	703,076,638円																				
配当等収益 (費用控除後)	9,595,379円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	723,028,627円																																
配当等収益 (費用控除後)	16,996,196円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	703,076,638円																																

分配準備積立金	977,422,591円
分配可能額	1,710,046,597円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,861.97円)
収益分配金	13,776,082円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 127 期計算期間末（2020 年 4 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,700,618,297 円（1 万口当たり 1,865.73 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 13,672,539 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	17,042,760円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	721,942,641円
分配準備積立金	961,632,896円
分配可能額	1,700,618,297円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,865.73円)
収益分配金	13,672,539円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 128 期計算期間末（2020 年 5 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,703,699,529 円（1 万口当たり 1,872.42 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 13,648,360 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	19,718,883円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	721,968,109円
分配準備積立金	962,012,537円
分配可能額	1,703,699,529円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,872.42円)
収益分配金	13,648,360円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 129 期計算期間末（2020 年 6 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,692,492,208 円（1 万口当たり 1,884.44 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 13,472,119 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	24,213,900円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	713,442,518円
分配準備積立金	954,835,790円
分配可能額	1,692,492,208円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,884.44円)
収益分配金	13,472,119円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 130 期計算期間末（2020 年 7 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,686,936,296 円（1 万口当たり 1,894.85 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 13,354,120 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	22,581,077円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	708,192,148円
分配準備積立金	956,163,071円
分配可能額	1,686,936,296円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,894.85円)
収益分配金	13,354,120円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

分配準備積立金	962,940,822円
分配可能額	1,683,013,656円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,911.14円)
収益分配金	13,209,518円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 133 期計算期間末（2020 年 10 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,659,332,820 円（1 万口当たり 1,913.85 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 13,005,161 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	15,280,703円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	692,788,007円
分配準備積立金	951,264,110円
分配可能額	1,659,332,820円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,913.85円)
収益分配金	13,005,161円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 134 期計算期間末（2020 年 11 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,648,974,298 円（1 万口当たり 1,925.18 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 12,847,981 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	22,432,351円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	687,141,663円
分配準備積立金	939,400,284円
分配可能額	1,648,974,298円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,925.18円)
収益分配金	12,847,981円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 135 期計算期間末（2020 年 12 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,633,912,045 円（1 万口当たり 1,933.78 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 12,673,964 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	19,874,984円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	678,984,158円
分配準備積立金	935,052,903円
分配可能額	1,633,912,045円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,933.78円)
収益分配金	12,673,964円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 136 期計算期間末（2021 年 1 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,558,642,287 円（1 万口当たり 1,935.70 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 12,078,139 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	13,390,998円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	647,529,096円
分配準備積立金	897,722,193円
分配可能額	1,558,642,287円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,935.70円)
収益分配金	12,078,139円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2021年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(2020年7月16日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2
投資信託受益証券	78,467,913
合計	78,467,911

当期(2021年1月18日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	49,163,512
合計	49,163,512

( デリバティブ取引等関係に関する注記 )  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
前期( 2020 年 7 月 16 日現在 )  
該当事項はありません。

当期( 2021 年 1 月 18 日現在 )  
該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )  
当期( 自 2020 年 7 月 17 日 至 2021 年 1 月 18 日 )  
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

( 1 口当たり情報 )

前期 2020年 7 月 16 日現在		当期 2021 年 1 月 18 日現在	
1 口当たり純資産額 0.5468円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 5,468 円 ) 」		1 口当たり純資産額 0.5728円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 5,728 円 ) 」	

( 4 ) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class	9,300,022,877	4,511,441,097	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	36,545,313	37,119,074	
合計		2 銘柄	9,336,568,190	4,548,560,171	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

**キャッシュ・マネジメント・マザーファンド**

(1)貸借対照表

区分	2020年7月16日現在 金額(円)	2021年1月18日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	724,813,451	1,639,413,072
地方債証券	301,088,500	300,519,800
特殊債券	2,724,218,760	2,394,852,190
社債券	1,002,076,500	500,011,700
未収利息	7,058,580	8,362,998
前払費用	2,470,450	11,388,602
流動資産合計	4,761,726,241	4,854,548,362
資産合計	4,761,726,241	4,854,548,362
負債の部		
流動負債		
未払金	100,331,000	100,405,000
未払解約金	4,851,076	4,935,569
流動負債合計	105,182,076	105,340,569
負債合計	105,182,076	105,340,569
純資産の部		
元本等		
元本	4,583,173,483	4,675,731,853
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	73,370,682	73,475,940
元本等合計	4,656,544,165	4,749,207,793
純資産合計	4,656,544,165	4,749,207,793
負債純資産合計	4,761,726,241	4,854,548,362

(2) 注記表  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2020年7月16日現在	2021年1月18日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	4,523,292,730円	4,583,173,483円
期中追加設定元本額	2,691,326,073円	2,590,734,355円
期中一部解約元本額	2,631,445,320円	2,498,175,985円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・日本バリュー株	984,252円	984,252円
S M B C ファンドラップ・J-REIT	984,252円	984,252円
S M B C ファンドラップ・G-REIT	93,018,163円	93,018,163円
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円	311,216,889円
S M B C ファンドラップ・米国株	-	984,543円
S M B C ファンドラップ・欧州株	89,718,432円	89,718,432円
S M B C ファンドラップ・新興国株	61,111,034円	61,111,034円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	30,882,058円	30,882,058円
S M B C ファンドラップ・米国債	136,874,567円	136,874,567円
S M B C ファンドラップ・欧州債	68,341,252円	68,341,252円
S M B C ファンドラップ・新興国債	54,958,024円	54,958,024円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円	167,596,581円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円	27,029,827円
S M B C ファンドラップ・日本債	964,891,078円	964,891,078円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	36,545,313円	36,545,313円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	130,604,200円	130,604,200円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	6,059,780円	6,059,780円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	146,670,647円	146,670,647円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	5,392,215円	5,392,215円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	47,173,770円	47,173,770円
エマージング・ボンド・ファンド（マネーブールファンド）	304,513,277円	280,950,944円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	232,752,778円	56,627,113円
エマージング好配当株オーブン マネー・ポートフォリオ	2,082,400円	-
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	1,339,775円	1,339,775円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	8,932,999円	-
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	754,055円	-
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネーブールファンド）	1,006,475円	-
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株225・ブラジルレアルコース	393,895円	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルC B オープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円

グローバルC B オープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルC B オープン(マネーブールファンド)	2,000,648円	1,942,584円
オーストラリア高配当株プレミアム(毎月分配型)	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円	4,566,053円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ポンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)	320,670円	320,670円
エマージング・ポンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)	2,042,379円	2,042,379円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
米国短期社債戦略ファンド 2017-03(為替ヘッジあり)	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス(資産成長型)	2,567,864円	2,567,864円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	250,513,033円	433,383,490円
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	1,185,391,763円	1,304,353,344円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円	445,153円
グローバルD X 関連株式ファンド(予想分配金提示型)	-	295,276円
グローバルD X 関連株式ファンド(資産成長型)	-	1,968,504円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド(ヘッジ付)(適格機関投資家限定)	98,396,143円	98,396,143円
合計	4,583,173,483円	4,675,731,853円
2. 受益権の総数	4,583,173,483口	4,675,731,853口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(2020年7月16日現在)

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	616,500
特殊債券	6,389,940
社債券	4,096,500
合計	11,102,940

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年7月26日から2020年7月16日まで）を指しております。

(2021年1月18日現在)

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	685,000
特殊債券	8,494,410
社債券	650,000
合計	9,829,410

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2020年7月28日から2021年1月18日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(2020年7月16日現在)

該当事項はありません。

(2021年1月18日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 2020年7月17日 至 2021年1月18日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

2020年7月16日現在	2021年1月18日現在
1口当たり純資産額 1.0160円 「1口 = 1円 (10,000口 = 10,160円)」	1口当たり純資産額 1.0157円 「1口 = 1円 (10,000口 = 10,157円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	地方債証券	347 大阪府公債	100,000,000	100,120,000	
	地方債証券	23-1 横浜市公債	100,000,000	100,400,000	
	地方債証券	27-1 仙台市5年	100,000,000	99,999,800	
	特殊債券	14 政保政策投資B	100,000,000	101,353,400	
	特殊債券	6 政保道路機構	400,000,000	400,740,800	
	特殊債券	9 政保道路機構	1,000,000,000	1,003,342,000	
	特殊債券	129 政保道路機構	200,000,000	200,221,800	
	特殊債券	135 政保道路機構	130,000,000	130,495,300	
	特殊債券	137 政保道路機構	95,000,000	95,494,570	
	特殊債券	145 政保道路機構	100,000,000	100,682,100	
	特殊債券	149 政保道路機構	260,000,000	262,207,920	
	特殊債券	22 国際協力銀行	100,000,000	100,314,300	
	社債券	57 クレディセゾン	100,000,000	99,999,800	
	社債券	23 リコーリース	100,000,000	99,950,700	
	社債券	185 オリックス	100,000,000	100,017,800	
	社債券	27 三菱UFJリース	100,000,000	100,036,500	
	社債券	379 中国電力	100,000,000	100,006,900	
合計 17銘柄			3,185,000,000	3,195,383,690	

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）の2020年7月17日から2021年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）の2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	222,264,676	171,397,574
投資信託受益証券	12,786,936,800	12,524,298,287
親投資信託受益証券	132,693,867	132,654,685
未収入金	15,394,264	55,663,557
<b>流動資産合計</b>	<b>13,157,289,607</b>	<b>12,884,014,103</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,157,289,607</b>	<b>12,884,014,103</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	46,118,144	40,583,819
未払解約金	22,125,193	57,053,412
未払受託者報酬	353,299	387,779
未払委託者報酬	17,076,717	18,743,227
その他未払費用	378,652	385,521
<b>流動負債合計</b>	<b>86,052,005</b>	<b>117,153,758</b>
<b>負債合計</b>	<b>86,052,005</b>	<b>117,153,758</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	46,118,144,791	40,583,819,117
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( ) (分配準備積立金)	33,046,907,189 40,337,853	27,816,958,772 111,198,142
<b>元本等合計</b>	<b>13,071,237,602</b>	<b>12,766,860,345</b>
<b>純資産合計</b>	<b>13,071,237,602</b>	<b>12,766,860,345</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>13,157,289,607</b>	<b>12,884,014,103</b>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 2020年7月17日 至 2021年1月18日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	369,349,085	373,236,449
受取利息	2,376	1,714
有価証券売買等損益	<u>1,743,853,752</u>	<u>1,346,380,195</u>
<b>営業収益合計</b>	<u>1,374,502,291</u>	<u>1,719,618,358</u>
<b>営業費用</b>		
支払利息	54,552	37,010
受託者報酬	2,143,289	2,174,419
委託者報酬	103,594,556	105,098,998
その他費用	<u>378,652</u>	<u>385,651</u>
<b>営業費用合計</b>	<u>106,171,049</u>	<u>107,696,078</u>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<u>1,480,673,340</u>	<u>1,611,922,280</u>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<u>1,480,673,340</u>	<u>1,611,922,280</u>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<u>1,480,673,340</u>	<u>1,611,922,280</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	26,357,595	15,024,698
期首剩余金又は期首次損金( )	34,399,458,956	33,046,907,189
剩余金増加額又は欠損金減少額	3,725,547,099	4,089,151,616
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	3,725,547,099	4,089,151,616
剩余金減少額又は欠損金増加額	438,703,093	198,158,906
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	438,703,093	198,158,906
分配金	<u>479,976,494</u>	<u>257,941,875</u>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<u>33,046,907,189</u>	<u>27,816,958,772</u>

(3)【注記表】  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、2020年7月17日から2021年1月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
1. 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	50,729,606,823円 598,204,284円 5,209,666,316円	46,118,144,791円 281,742,360円 5,816,068,034円
2. 受益権の総数	46,118,144,791口	40,583,819,117口
3. 元本の欠損	33,046,907,189円	27,816,958,772円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
<b>分配金の計算過程</b> 第125期計算期間末(2020年2月17日)に、投資信託約款に基づき計算した1,419,102,327円(1万口当たり284.82円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い99,650,686円(1万口当たり20円)を分配しております。	<b>分配金の計算過程</b> 第131期計算期間末(2020年8月17日)に、投資信託約款に基づき計算した1,169,494,867円(1万口当たり256.72円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い45,555,965円(1万口当たり10円)を分配しております。
配当等収益 (費用控除後) 36,848,588円	配当等収益 (費用控除後) 67,589,701円
有価証券売買等損益 0円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) 0円
収益調整金 1,380,641,317円	収益調整金 1,062,075,733円
分配準備積立金 1,612,422円	分配準備積立金 39,829,433円
分配可能額 1,419,102,327円 (1万口当たり分配可能額) (284.82円)	分配可能額 1,169,494,867円 (1万口当たり分配可能額) (256.72円)
収益分配金 99,650,686円 (1万口当たり収益分配金) (20円)	収益分配金 45,555,965円 (1万口当たり収益分配金) (10円)
<b>第126期計算期間末(2020年3月16日)に、投資信託約款に基づき計算した1,316,744,467円(1万口当たり272.03円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い96,808,627円(1万口当たり20円)を分配しております。</b>	<b>第132期計算期間末(2020年9月16日)に、投資信託約款に基づき計算した1,147,783,756円(1万口当たり260.67円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い44,032,221円(1万口当たり10円)を分配しております。</b>
配当等収益 (費用控除後) 34,615,430円	配当等収益 (費用控除後) 61,230,611円
有価証券売買等損益 0円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) 0円

収益調整金	1,278,357,186円
分配準備積立金	3,771,851円
分配可能額	1,316,744,467円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 272.03円 )
収益分配金	96,808,627円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 20円 )

第 127 期計算期間末（2020 年 4 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,249,357,095 円（1 万口当たり 261.59 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 95,521,669 円（1 万口当たり 20 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	45,546,234円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,199,303,065円
分配準備積立金	4,507,796円
分配可能額	1,249,357,095円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 261.59円 )
収益分配金	95,521,669円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 20円 )

第 128 期計算期間末（2020 年 5 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,202,955,443 円（1 万口当たり 253.93 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 94,746,295 円（1 万口当たり 20 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	58,443,132円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	1,142,216,873円
分配準備積立金	2,295,438円
分配可能額	1,202,955,443円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 253.93円 )
収益分配金	94,746,295円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 20円 )

第 129 期計算期間末（2020 年 6 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,168,042,221 円（1 万口当たり 247.83 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 47,131,073 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	65,492,037円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	1,098,686,423円
分配準備積立金	3,863,761円
分配可能額	1,168,042,221円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 247.83円 )
収益分配金	47,131,073円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 10円 )

第 130 期計算期間末（2020 年 7 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,161,557,821 円（1 万口当たり 251.87 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 46,118,144 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	64,698,277円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	1,075,101,824円
分配準備積立金	21,757,720円
分配可能額	1,161,557,821円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 251.87円 )
収益分配金	46,118,144円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 10円 )

収益調整金	1,026,658,900円
分配準備積立金	59,894,245円
分配可能額	1,147,783,756円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 260.67円 )
収益分配金	44,032,221円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 10円 )

第 133 期計算期間末（2020 年 10 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,128,571,767 円（1 万口当たり 260.38 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 43,342,463 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	41,934,976円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,010,641,775円
分配準備積立金	75,995,016円
分配可能額	1,128,571,767円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 260.38円 )
収益分配金	43,342,463円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 10円 )

第 134 期計算期間末（2020 年 11 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,127,426,185 円（1 万口当たり 264.47 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 42,629,964 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	59,886,591円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	994,086,475円
分配準備積立金	73,453,119円
分配可能額	1,127,426,185円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 264.47円 )
収益分配金	42,629,964円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 10円 )

第 135 期計算期間末（2020 年 12 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,119,184,859 円（1 万口当たり 267.76 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 41,797,443 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	55,489,563円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	974,744,878円
分配準備積立金	88,950,418円
分配可能額	1,119,184,859円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 267.76円 )
収益分配金	41,797,443円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 10円 )

第 136 期計算期間末（2021 年 1 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,098,307,165 円（1 万口当たり 270.63 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 40,583,819 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	52,020,875円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	946,525,204円
分配準備積立金	99,761,086円
分配可能額	1,098,307,165円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 270.63円 )
収益分配金	40,583,819円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 10円 )

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2021年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(2020年7月16日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3
投資信託受益証券	441,093,354
合計	441,093,351

当期(2021年1月18日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	139,872,127
合計	139,872,127

( デリバティブ取引等関係に関する注記 )  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
前期( 2020 年 7 月 16 日現在 )  
該当事項はありません。

当期( 2021 年 1 月 18 日現在 )  
該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )  
当期( 自 2020 年 7 月 17 日 至 2021 年 1 月 18 日 )  
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

( 1 口当たり情報 )

前期 2020年 7 月 16 日現在		当期 2021 年 1 月 18 日現在
1 口当たり純資産額 0.2834 円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 2,834 円 ) 」	1 口当たり純資産額 0.3146 円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 3,146 円 ) 」	

( 4 ) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class	21,683,341,910	12,524,298,287	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	130,604,200	132,654,685	
合計 2 銘柄			21,813,946,110	12,656,952,972	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）の2020年7月17日から2021年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）の2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	27,512,035	16,941,594
投資信託受益証券	934,190,029	929,018,709
親投資信託受益証券	6,156,736	6,154,918
未収入金	-	1,575,173
<b>流動資産合計</b>	<b>967,858,800</b>	<b>953,690,394</b>
<b>資産合計</b>	<b>967,858,800</b>	<b>953,690,394</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	5,174,880	4,714,189
未払解約金	6,690,024	1,624,073
未払受託者報酬	25,792	29,269
未払委託者報酬	1,246,802	1,415,263
その他未払費用	30,733	32,286
<b>流動負債合計</b>	<b>13,168,231</b>	<b>7,815,080</b>
<b>負債合計</b>	<b>13,168,231</b>	<b>7,815,080</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1,478,537,388	1,346,911,207
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金( ) (分配準備積立金)	523,846,819 85,346	401,035,893 98,101
<b>元本等合計</b>	<b>954,690,569</b>	<b>945,875,314</b>
<b>純資産合計</b>	<b>954,690,569</b>	<b>945,875,314</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>967,858,800</b>	<b>953,690,394</b>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 2020年7月17日 至 2021年1月18日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	27,525,337	28,639,592
受取利息	198	174
有価証券売買等損益	138,477,159	90,873,783
<b>営業収益合計</b>	<b>110,951,624</b>	<b>119,513,549</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	4,634	3,535
受託者報酬	154,094	161,833
委託者報酬	7,449,951	7,824,151
その他費用	30,733	32,297
<b>営業費用合計</b>	<b>7,639,412</b>	<b>8,021,816</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>118,591,036</b>	<b>111,491,733</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>118,591,036</b>	<b>111,491,733</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>118,591,036</b>	<b>111,491,733</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,767,212	2,168,661
期首剩余金又は期首次損金( )	391,830,201	523,846,819
剩余金増加額又は欠損金減少額	29,650,166	56,466,699
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	29,650,166	56,466,699
剩余金減少額又は欠損金増加額	14,493,434	13,169,328
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	14,493,434	13,169,328
分配金	31,349,526	29,809,517
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>523,846,819</b>	<b>401,035,893</b>

(3)【注記表】  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、2020年7月17日から2021年1月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
1. 元本状況		
期首元本額	1,528,994,978円	1,478,537,388円
期中追加設定元本額	37,052,042円	40,268,882円
期中一部解約元本額	87,509,632円	171,895,063円
2. 受益権の総数	1,478,537,388口	1,346,911,207口
3. 元本の欠損		
	523,846,819円	401,035,893円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
<b>分配金の計算過程</b> 第125期計算期間末(2020年2月17日)に、投資信託約款に基づき計算した728,474,795円(1万口当たり4,780.26円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い5,333,730円(1万口当たり35円)を分配しております。	<b>分配金の計算過程</b> 第131期計算期間末(2020年8月17日)に、投資信託約款に基づき計算した693,347,853円(1万口当たり4,732.27円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い5,128,017円(1万口当たり35円)を分配しております。
配当等収益 (費用控除後)	4,913,237円
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円
収益調整金	688,350,366円
分配準備積立金	84,250円
分配可能額 (1万口当たり分配可能額)	693,347,853円
収益分配金 (1万口当たり収益分配金)	5,128,017円
	(35円)
第126期計算期間末(2020年3月16日)に、投資信託約款に基づき計算した711,905,990円(1万口当たり4,763.33円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い5,230,946円(1万口当たり35円)を分配しております。	第132期計算期間末(2020年9月16日)に、投資信託約款に基づき計算した687,598,911円(1万口当たり4,729.43円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い5,088,556円(1万口当たり35円)を分配しております。
配当等収益 (費用控除後)	4,672,948円
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円

収益調整金	709,183,557円
分配準備積立金	26,473円
分配可能額	711,905,990円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,763.33円 )
収益分配金	5,230,946円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

第 127 期計算期間末（2020 年 4 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 703,868,963 円（1 万口当たり 4,750.75 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,185,586 円（1 万口当たり 35 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	3,316,679円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	700,515,773円
分配準備積立金	36,511円
分配可能額	703,868,963円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,750.75円 )
収益分配金	5,185,586円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

第 128 期計算期間末（2020 年 5 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 706,221,438 円（1 万口当たり 4,739.23 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,215,560 円（1 万口当たり 35 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	3,494,457円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	702,633,255円
分配準備積立金	93,726円
分配可能額	706,221,438円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,739.23円 )
収益分配金	5,215,560円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

第 129 期計算期間末（2020 年 6 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 704,897,779 円（1 万口当たり 4,736.47 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,208,824 円（1 万口当たり 35 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	4,797,047円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	700,088,994円
分配準備積立金	11,738円
分配可能額	704,897,779円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,736.47円 )
収益分配金	5,208,824円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

第 130 期計算期間末（2020 年 7 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 699,899,972 円（1 万口当たり 4,733.73 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,174,880 円（1 万口当たり 35 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	4,770,634円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	695,083,307円
分配準備積立金	46,031円
分配可能額	699,899,972円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,733.73円 )
収益分配金	5,174,880円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

収益調整金	682,909,164円
分配準備積立金	16,799円
分配可能額	687,598,911円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,729.43円 )
収益分配金	5,088,556円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

第 133 期計算期間末（2020 年 10 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 679,101,441 円（1 万口当たり 4,716.90 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,039,019 円（1 万口当たり 35 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	3,232,357円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	675,829,499円
分配準備積立金	39,585円
分配可能額	679,101,441円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,716.90円 )
収益分配金	5,039,019円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

第 134 期計算期間末（2020 年 11 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 668,852,435 円（1 万口当たり 4,715.01 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 4,964,956 円（1 万口当たり 35 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	4,693,254円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	664,052,769円
分配準備積立金	106,412円
分配可能額	668,852,435円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,715.01円 )
収益分配金	4,964,956円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

第 135 期計算期間末（2020 年 12 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 656,268,650 円（1 万口当たり 4,711.88 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 4,874,780 円（1 万口当たり 35 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	4,438,976円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	651,714,087円
分配準備積立金	115,587円
分配可能額	656,268,650円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,711.88円 )
収益分配金	4,874,780円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

第 136 期計算期間末（2021 年 1 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 633,036,413 円（1 万口当たり 4,699.91 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 4,714,189 円（1 万口当たり 35 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	3,100,470円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	629,840,416円
分配準備積立金	95,527円
分配可能額	633,036,413円
( 1万口当たり分配可能額 )	( 4,699.91円 )
収益分配金	4,714,189円
( 1万口当たり収益分配金 )	( 35円 )

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2021年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(2020年7月16日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1
投資信託受益証券	29,363,833
合計	29,363,834

当期(2021年1月18日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	921,207
合計	921,207

( デリバティブ取引等関係に関する注記 )  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
前期(2020年7月16日現在)  
該当事項はありません。

当期(2021年1月18日現在)  
該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )  
当期(自2020年7月17日至2021年1月18日)  
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

( 1 口当たり情報 )

前期 2020年7月16日現在		当期 2021年1月18日現在	
1口当たり純資産額 0.6457円 「1口 = 1円 (10,000口 = 6,457円)」		1口当たり純資産額 0.7023円 「1口 = 1円 (10,000口 = 7,023円)」	

( 4 ) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class	1,406,325,627	929,018,709	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	6,059,780	6,154,918	
合計		2銘柄	1,412,385,407	935,173,627	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）の2020年7月17日から2021年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）の2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	360,319,851	287,982,476
投資信託受益証券	15,241,588,288	14,151,592,426
親投資信託受益証券	149,017,377	148,973,376
未収入金	23,183,678	44,867,599
<b>流動資産合計</b>	<b>15,774,109,194</b>	<b>14,633,415,877</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,774,109,194</b>	<b>14,633,415,877</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	95,816,224	87,637,291
未払解約金	39,119,813	50,545,659
未払受託者報酬	431,755	444,688
未払委託者報酬	20,868,582	21,493,534
その他未払費用	452,384	420,860
<b>流動負債合計</b>	<b>156,688,758</b>	<b>160,542,032</b>
<b>負債合計</b>	<b>156,688,758</b>	<b>160,542,032</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	95,816,224,648	87,637,291,082
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( ) (分配準備積立金)	80,198,804,212 52,288,741,487	73,164,417,237 46,821,362,781
<b>元本等合計</b>	<b>15,617,420,436</b>	<b>14,472,873,845</b>
<b>純資産合計</b>	<b>15,617,420,436</b>	<b>14,472,873,845</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>15,774,109,194</b>	<b>14,633,415,877</b>

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 2020年7月17日 至 2021年1月18日
<b>営業収益</b>		
受取利息	3,666	2,552
有価証券売買等損益	<u>6,799,281,299</u>	863,197,313
<b>営業収益合計</b>	<u>6,799,277,633</u>	863,199,865
<b>営業費用</b>		
支払利息	89,412	54,984
受託者報酬	2,975,994	2,527,817
委託者報酬	143,842,099	122,179,293
その他費用	<u>452,384</u>	421,048
<b>営業費用合計</b>	<u>147,359,889</u>	125,183,142
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<u>6,946,637,522</u>	738,016,723
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<u>6,946,637,522</u>	738,016,723
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<u>6,946,637,522</u>	738,016,723
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	78,671,351	4,385,817
期首剰余金又は期首次損金( )	78,784,681,820	80,198,804,212
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,842,258,875	7,633,266,968
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,842,258,875	7,633,266,968
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,389,628,569	784,050,100
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,389,628,569	784,050,100
<b>分配金</b>	<u>998,786,527</u>	548,460,799
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<u>80,198,804,212</u>	73,164,417,237

(3)【注記表】  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、2020年7月17日から2021年1月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
1. 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	103,768,646,898円 1,694,290,741円 9,646,712,991円	95,816,224,648円 936,741,914円 9,115,675,480円
2. 受益権の総数	95,816,224,648口	87,637,291,082口
3. 元本の欠損	80,198,804,212円	73,164,417,237円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
分配金の計算過程 第125期計算期間末(2020年2月17日)に、投資信託約款に基づき計算した74,479,329,771円(1万口当たり7,254.23円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い205,340,309円(1万口当たり20円)を分配しております。	分配金の計算過程 第131期計算期間末(2020年8月17日)に、投資信託約款に基づき計算した67,820,700,631円(1万口当たり7,154.43円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い94,795,347円(1万口当たり10円)を分配しております。
配当等収益 (費用控除後) 0円	配当等収益 (費用控除後) 82,715円
有価証券売買等損益 (費用控除後) 0円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) 0円
収益調整金 16,604,935,170円	収益調整金 16,166,944,373円
分配準備積立金 57,874,394,601円	分配準備積立金 51,653,673,543円
分配可能額 (1万口当たり分配可能額) (7,254.23円)	分配可能額 (1万口当たり分配可能額) (7,154.43円)
収益分配金 205,340,309円 (1万口当たり収益分配金) (20円)	収益分配金 94,795,347円 (1万口当たり収益分配金) (10円)
第126期計算期間末(2020年3月16日)に、投資信託約款に基づき計算した73,194,601,500円(1万口当たり7,234.27円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い202,355,136円(1万口当たり20円)を分配しております。	第132期計算期間末(2020年9月16日)に、投資信託約款に基づき計算した66,953,120,075円(1万口当たり7,144.46円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い93,713,384円(1万口当たり10円)を分配しております。
配当等収益 (費用控除後) 0円	配当等収益 (費用控除後) 61,662円
有価証券売買等損益 (費用控除後) 0円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) 0円
収益調整金 16,492,450,618円	収益調整金 16,060,771,213円
分配準備積立金 56,702,150,882円	分配準備積立金 50,892,287,200円
分配可能額 73,194,601,500円	分配可能額 66,953,120,075円

( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,234.27円)
収益分配金	202,355,136円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(20円)

第 127 期計算期間末（2020 年 4 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 71,847,153,465 円（1 万口当たり 7,214.32 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 199,179,382 円（1 万口当たり 20 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	0円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後 )	0円
収益調整金	16,418,761,147円
分配準備積立金	55,428,392,318円
分配可能額	71,847,153,465円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,214.32円)
収益分配金	199,179,382円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(20円)

第 128 期計算期間末（2020 年 5 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 71,170,590,613 円（1 万口当たり 7,194.32 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 197,852,211 円（1 万口当たり 20 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	0円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後 )	0円
収益調整金	16,475,678,408円
分配準備積立金	54,694,912,205円
分配可能額	71,170,590,613円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,194.32円)
収益分配金	197,852,211円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(20円)

第 129 期計算期間末（2020 年 6 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 70,483,124,697 円（1 万口当たり 7,174.35 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 98,243,265 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益	70,335円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	16,568,835,845円
分配準備積立金	53,914,218,517円
分配可能額	70,483,124,697円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,174.35円)
収益分配金	98,243,265円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(10円)

第 130 期計算期間末（2020 年 7 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 68,646,594,080 円（1 万口当たり 7,164.40 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 95,816,224 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	0円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後 )	0円
収益調整金	16,262,036,369円
分配準備積立金	52,384,557,711円
分配可能額	68,646,594,080円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,164.40円)
収益分配金	95,816,224円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(10円)

( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,144.46円)
収益分配金	93,713,384円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(10円)

第 133 期計算期間末（2020 年 10 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 65,911,054,546 円（1 万口当たり 7,134.48 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 92,383,788 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	0円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後 )	0円
収益調整金	15,923,046,030円
分配準備積立金	49,988,008,516円
分配可能額	65,911,054,546円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,134.48円)
収益分配金	92,383,788円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(10円)

第 134 期計算期間末（2020 年 11 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 64,739,331,606 円（1 万口当たり 7,124.52 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 90,868,297 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	65,776円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	15,736,017,709円
分配準備積立金	49,003,248,121円
分配可能額	64,739,331,606円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,124.52円)
収益分配金	90,868,297円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(10円)

第 135 期計算期間末（2020 年 12 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 63,364,291,810 円（1 万口当たり 7,114.57 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 89,062,692 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	99,873円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	15,508,055,724円
分配準備積立金	47,856,136,213円
分配可能額	63,364,291,810円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,114.57円)
収益分配金	89,062,692円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(10円)

第 136 期計算期間末（2021 年 1 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 62,262,841,723 円（1 万口当たり 7,104.61 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 87,637,291 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	0円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後 )	0円
収益調整金	15,353,841,651円
分配準備積立金	46,909,000,072円
分配可能額	62,262,841,723円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(7,104.61円)
収益分配金	87,637,291円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(10円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2021年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(2020年7月16日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5
投資信託受益証券	84,362,627
合計	84,362,632

当期(2021年1月18日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	515,943,484
合計	515,943,484

( デリバティブ取引等関係に関する注記 )  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
前期( 2020 年 7 月 16 日現在 )  
該当事項はありません。

当期( 2021 年 1 月 18 日現在 )  
該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )  
当期( 自 2020 年 7 月 17 日 至 2021 年 1 月 18 日 )  
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

( 1 口当たり情報 )

前期 2020年 7 月 16 日現在		当期 2021 年 1 月 18 日現在
1 口当たり純資産額 0.1630円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 1,630 円 ) 」	1 口当たり純資産額 0.1651円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 1,651 円 ) 」	

( 4 ) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class	737,062,105,554	14,151,592,426	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	146,670,647	148,973,376	
合計		2 銘柄	737,208,776,201	14,300,565,802	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）の2020年7月17日から2021年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）の2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	14,111,971	15,473,992
投資信託受益証券	650,188,994	718,562,365
親投資信託受益証券	5,478,490	5,476,872
未収入金	-	823,388
<b>流動資産合計</b>	<b>669,779,455</b>	<b>740,336,617</b>
<b>資産合計</b>	<b>669,779,455</b>	<b>740,336,617</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金	230,875	848,940
未払収益分配金	3,535,247	3,511,807
未払解約金	119,469	1,059,428
未払受託者報酬	17,173	22,468
未払委託者報酬	830,502	1,086,290
その他未払費用	20,970	22,957
<b>流動負債合計</b>	<b>4,754,236</b>	<b>6,551,890</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,754,236</b>	<b>6,551,890</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	2,356,831,542	2,341,205,233
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金( ) (分配準備積立金)	1,691,806,323 762,893,870	1,607,420,506 716,750,705
<b>元本等合計</b>	<b>665,025,219</b>	<b>733,784,727</b>
<b>純資産合計</b>	<b>665,025,219</b>	<b>733,784,727</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>669,779,455</b>	<b>740,336,617</b>

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 2020年7月17日 至 2021年1月18日
営業収益		
受取配当金	32,780,569	33,946,734
受取利息	149	123
有価証券売買等損益	<u>190,549,456</u>	<u>62,855,396</u>
営業収益合計	<u>157,768,738</u>	<u>96,802,253</u>
営業費用		
支払利息	3,781	2,606
受託者報酬	105,277	115,206
委託者報酬	5,090,845	5,570,400
その他費用	<u>20,970</u>	<u>22,964</u>
営業費用合計	<u>5,220,873</u>	<u>5,711,176</u>
営業利益又は営業損失( )	<u>162,989,611</u>	<u>91,091,077</u>
経常利益又は経常損失( )	<u>162,989,611</u>	<u>91,091,077</u>
当期純利益又は当期純損失( )	<u>162,989,611</u>	<u>91,091,077</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	4,518,678	366,189
期首剩余金又は期首次損金( )	1,447,430,235	1,691,806,323
剩余金増加額又は欠損金減少額	167,580,437	124,816,193
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	167,580,437	124,816,193
剩余金減少額又は欠損金増加額	224,099,224	110,323,159
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	224,099,224	110,323,159
分配金	<u>29,386,368</u>	<u>20,832,105</u>
期末剩余金又は期末欠損金( )	<u>1,691,806,323</u>	<u>1,607,420,506</u>

(3)【注記表】  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、2020年7月17日から2021年1月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
1. 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,284,001,737円 318,468,582円 245,638,777円	2,356,831,542円 160,303,573円 175,929,882円
2. 受益権の総数	2,356,831,542口	2,341,205,233口
3. 元本の欠損	1,691,806,323円	1,607,420,506円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日																																
<b>分配金の計算過程</b> 第125期計算期間末(2020年2月17日)に、投資信託約款に基づき計算した1,467,131,407円(1万口当たり6,519.15円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い5,626,235円(1万口当たり25円)を分配しております。	<b>分配金の計算過程</b> 第131期計算期間末(2020年8月17日)に、投資信託約款に基づき計算した1,543,194,520円(1万口当たり6,513.27円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,553,961円(1万口当たり15円)を分配しております。																																
<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>5,525,555円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>635,194,497円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>826,411,355円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>1,467,131,407円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり分配可能額)</td> <td>(6,519.15円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>5,626,235円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり収益分配金)</td> <td>(25円)</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	5,525,555円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	635,194,497円	分配準備積立金	826,411,355円	分配可能額	1,467,131,407円	(1万口当たり分配可能額)	(6,519.15円)	収益分配金	5,626,235円	(1万口当たり収益分配金)	(25円)	<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>4,516,705円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>779,090,116円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>759,587,699円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>1,543,194,520円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり分配可能額)</td> <td>(6,513.27円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>3,553,961円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり収益分配金)</td> <td>(15円)</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	4,516,705円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	779,090,116円	分配準備積立金	759,587,699円	分配可能額	1,543,194,520円	(1万口当たり分配可能額)	(6,513.27円)	収益分配金	3,553,961円	(1万口当たり収益分配金)	(15円)
配当等収益 (費用控除後)	5,525,555円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	635,194,497円																																
分配準備積立金	826,411,355円																																
分配可能額	1,467,131,407円																																
(1万口当たり分配可能額)	(6,519.15円)																																
収益分配金	5,626,235円																																
(1万口当たり収益分配金)	(25円)																																
配当等収益 (費用控除後)	4,516,705円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	779,090,116円																																
分配準備積立金	759,587,699円																																
分配可能額	1,543,194,520円																																
(1万口当たり分配可能額)	(6,513.27円)																																
収益分配金	3,553,961円																																
(1万口当たり収益分配金)	(15円)																																
<b>第126期計算期間末(2020年3月16日)に、投資信託約款に基づき計算した1,469,126,547円(1万口当たり6,517.81円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い5,635,047円(1万口当たり25円)を分配しております。</b>	<b>第132期計算期間末(2020年9月16日)に、投資信託約款に基づき計算した1,511,823,202円(1万口当たり6,521.15円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い3,477,507円(1万口当たり15円)を分配しております。</b>																																
<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>5,309,786円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>663,780,490円</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	5,309,786円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	663,780,490円	<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>5,282,667円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>764,938,153円</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	5,282,667円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円	収益調整金	764,938,153円																				
配当等収益 (費用控除後)	5,309,786円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	663,780,490円																																
配当等収益 (費用控除後)	5,282,667円																																
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円																																
収益調整金	764,938,153円																																

分配準備積立金	800,036,271円
分配可能額	1,469,126,547円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,517.81円)
収益分配金	5,635,047円
( 1万口当たり収益分配金 )	(25円)

第 127 期計算期間末（2020 年 4 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,450,488,752 円（1 万口当たり 6,514.05 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,566,771 円（1 万口当たり 25 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	4,718,912円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	661,885,900円
分配準備積立金	783,883,940円
分配可能額	1,450,488,752円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,514.05円)
収益分配金	5,566,771円
( 1万口当たり収益分配金 )	(25円)

第 128 期計算期間末（2020 年 5 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,452,812,443 円（1 万口当たり 6,507.01 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,581,719 円（1 万口当たり 25 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	4,007,482円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	670,387,612円
分配準備積立金	778,417,349円
分配可能額	1,452,812,443円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,507.01円)
収益分配金	5,581,719円
( 1万口当たり収益分配金 )	(25円)

第 129 期計算期間末（2020 年 6 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,491,909,721 円（1 万口当たり 6,502.87 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 3,441,349 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	4,738,610円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	715,555,893円
分配準備積立金	771,615,218円
分配可能額	1,491,909,721円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,502.87円)
収益分配金	3,441,349円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 130 期計算期間末（2020 年 7 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,534,108,209 円（1 万口当たり 6,509.20 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 3,535,247 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	5,020,576円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	767,679,092円
分配準備積立金	761,408,541円
分配可能額	1,534,108,209円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,509.20円)
収益分配金	3,535,247円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

分配準備積立金	741,602,382円
分配可能額	1,511,823,202円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,521.15円)
収益分配金	3,477,507円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 133 期計算期間末（2020 年 10 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,502,499,695 円（1 万口当たり 6,525.07 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 3,453,983 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	4,349,127円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	762,486,670円
分配準備積立金	735,663,898円
分配可能額	1,502,499,695円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,525.07円)
収益分配金	3,453,983円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 134 期計算期間末（2020 年 11 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,499,709,206 円（1 万口当たり 6,533.81 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 3,442,959 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	5,441,466円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	763,565,771円
分配準備積立金	730,701,969円
分配可能額	1,499,709,206円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,533.81円)
収益分配金	3,442,959円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 135 期計算期間末（2020 年 12 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,479,785,837 円（1 万口当たり 6,544.08 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 3,391,888 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	5,692,214円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	756,313,243円
分配準備積立金	717,780,380円
分配可能額	1,479,785,837円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,544.08円)
収益分配金	3,391,888円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

第 136 期計算期間末（2021 年 1 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,533,961,498 円（1 万口当たり 6,552.02 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 3,511,807 円（1 万口当たり 15 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	5,362,187円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	813,698,986円
分配準備積立金	714,900,325円
分配可能額	1,533,961,498円
( 1万口当たり分配可能額 )	(6,552.02円)
収益分配金	3,511,807円
( 1万口当たり収益分配金 )	(15円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2021年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(2020年7月16日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1
投資信託受益証券	33,333,719
合計	33,333,720

当期(2021年1月18日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	23,995,184
合計	23,995,184

( デリバティブ取引等関係に関する注記 )  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
前期(2020年7月16日現在)  
該当事項はありません。

当期(2021年1月18日現在)  
該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )  
当期(自2020年7月17日至2021年1月18日)  
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

( 1 口当たり情報 )

前期 2020年7月16日現在		当期 2021年1月18日現在	
1口当たり純資産額 0.2822円 「1口 = 1円 (10,000口 = 2,822円)」		1口当たり純資産額 0.3134円 「1口 = 1円 (10,000口 = 3,134円)」	

( 4 ) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class	9,118,811,746	718,562,365	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	5,392,215	5,476,872	
合計		2銘柄	9,124,203,961	724,039,237	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）の2020年7月17日から2021年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）の2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	134,407,925	70,295,152
投資信託受益証券	6,172,162,347	5,170,579,842
親投資信託受益証券	47,928,550	47,914,398
未収入金	16,150,976	24,958,370
<b>流動資産合計</b>	<b>6,370,649,798</b>	<b>5,313,747,762</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,370,649,798</b>	<b>5,313,747,762</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	19,334,741	16,136,705
未払解約金	19,136,495	25,751,259
未払受託者報酬	176,993	158,576
未払委託者報酬	8,554,945	7,664,995
その他未払費用	237,383	184,274
<b>流動負債合計</b>	<b>47,440,557</b>	<b>49,895,809</b>
<b>負債合計</b>	<b>47,440,557</b>	<b>49,895,809</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	38,669,482,162	32,273,410,490
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( ) (分配準備積立金)	32,346,272,921 1,627,126,246	27,009,558,537 1,682,899,448
<b>元本等合計</b>	<b>6,323,209,241</b>	<b>5,263,851,953</b>
<b>純資産合計</b>	<b>6,323,209,241</b>	<b>5,263,851,953</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>6,370,649,798</b>	<b>5,313,747,762</b>

## (2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自至 2020年1月17日 2020年7月16日	当期 自至 2020年7月17日 2021年1月18日
営業収益		
受取配当金	500,937,256	505,242,253
受取利息	1,857	1,024
有価証券売買等損益	<u>2,147,770,189</u>	427,007,789
営業収益合計	<u>1,646,831,076</u>	78,235,488
営業費用		
支払利息	43,768	22,664
受託者報酬	1,187,239	921,760
委託者報酬	57,385,197	44,554,442
その他費用	<u>237,383</u>	184,357
営業費用合計	<u>58,853,587</u>	45,683,223
営業利益又は営業損失( )	<u>1,705,684,663</u>	32,552,265
経常利益又は経常損失( )	<u>1,705,684,663</u>	32,552,265
当期純利益又は当期純損失( )	<u>1,705,684,663</u>	32,552,265
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	16,219,881	8,620,891
期首剩余金又は期首次損金( )	35,933,026,002	32,346,272,921
剩余金増加額又は欠損金減少額	6,370,441,628	5,771,771,733
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	6,370,441,628	5,771,771,733
剩余金減少額又は欠損金増加額	882,718,109	372,220,932
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	882,718,109	372,220,932
分配金	<u>211,505,656</u>	104,009,573
期末剩余金又は期末欠損金( )	<u>32,346,272,921</u>	27,009,558,537

(3)【注記表】  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、2020年7月17日から2021年1月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
1. 元本状況		
期首元本額	45,311,419,355円	38,669,482,162円
期中追加設定元本額	1,075,042,445円	439,933,458円
期中一部解約元本額	7,716,979,638円	6,836,005,130円
2. 受益権の総数	38,669,482,162口	32,273,410,490口
3. 元本の欠損	32,346,272,921円	27,009,558,537円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日																																
<b>分配金の計算過程</b> 第125期計算期間末(2020年2月17日)に、投資信託約款に基づき計算した5,186,747,953円(1万口当たり1,168.88円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い44,373,751円(1万口当たり10円)を分配しております。	<b>分配金の計算過程</b> 第131期計算期間末(2020年8月17日)に、投資信託約款に基づき計算した4,613,616,769円(1万口当たり1,223.84円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い18,848,896円(1万口当たり5円)を分配しております。																																
<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>91,915,599円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>3,453,871,819円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>1,640,960,535円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>5,186,747,953円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり分配可能額)</td> <td>(1,168.88円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>44,373,751円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり収益分配金)</td> <td>(10円)</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	91,915,599円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	3,453,871,819円	分配準備積立金	1,640,960,535円	分配可能額	5,186,747,953円	(1万口当たり分配可能額)	(1,168.88円)	収益分配金	44,373,751円	(1万口当たり収益分配金)	(10円)	<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>65,415,783円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>2,965,099,765円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>1,583,101,221円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>4,613,616,769円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり分配可能額)</td> <td>(1,223.84円)</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>18,848,896円</td> </tr> <tr> <td>(1万口当たり収益分配金)</td> <td>(5円)</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	65,415,783円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	2,965,099,765円	分配準備積立金	1,583,101,221円	分配可能額	4,613,616,769円	(1万口当たり分配可能額)	(1,223.84円)	収益分配金	18,848,896円	(1万口当たり収益分配金)	(5円)
配当等収益 (費用控除後)	91,915,599円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	3,453,871,819円																																
分配準備積立金	1,640,960,535円																																
分配可能額	5,186,747,953円																																
(1万口当たり分配可能額)	(1,168.88円)																																
収益分配金	44,373,751円																																
(1万口当たり収益分配金)	(10円)																																
配当等収益 (費用控除後)	65,415,783円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	2,965,099,765円																																
分配準備積立金	1,583,101,221円																																
分配可能額	4,613,616,769円																																
(1万口当たり分配可能額)	(1,223.84円)																																
収益分配金	18,848,896円																																
(1万口当たり収益分配金)	(5円)																																
<b>第126期計算期間末(2020年3月16日)に、投資信託約款に基づき計算した5,096,314,462円(1万口当たり1,177.32円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い43,287,476円(1万口当たり10円)を分配しております。</b>	<b>第132期計算期間末(2020年9月16日)に、投資信託約款に基づき計算した4,462,364,823円(1万口当たり1,239.57円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い17,999,714円(1万口当たり5円)を分配しております。</b>																																
<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>79,542,547円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>3,382,143,778円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>1,634,628,137円</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	79,542,547円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	3,382,143,778円	分配準備積立金	1,634,628,137円	<table border="1"> <tr> <td>配当等収益 (費用控除後)</td> <td>74,256,259円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>2,834,268,199円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>1,553,840,365円</td> </tr> </table>	配当等収益 (費用控除後)	74,256,259円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	2,834,268,199円	分配準備積立金	1,553,840,365円																
配当等収益 (費用控除後)	79,542,547円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	3,382,143,778円																																
分配準備積立金	1,634,628,137円																																
配当等収益 (費用控除後)	74,256,259円																																
有価証券売買等損益	0円																																
収益調整金	2,834,268,199円																																
分配準備積立金	1,553,840,365円																																

分配可能額	5,096,314,462円
( 1万口当たり分配可能額 )	(1,177.32円)
収益分配金	43,287,476円
( 1万口当たり収益分配金 )	(10円)

第 127 期計算期間末（2020 年 4 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 4,997,628,483 円（1 万口当たり 1,184.77 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 42,182,391 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益	
( 費用控除後 )	73,428,561円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	3,301,567,697円
分配準備積立金	1,622,632,225円
分配可能額	4,997,628,483円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(1,184.77円)
収益分配金	42,182,391円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(10円)

第 128 期計算期間末（2020 年 5 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 4,975,884,003 円（1 万口当たり 1,190.46 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 41,797,844 円（1 万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益	
( 費用控除後 )	65,535,547円
有価証券売買等損益	
( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	3,277,388,784円
分配準備積立金	1,632,959,672円
分配可能額	4,975,884,003円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(1,190.46円)
収益分配金	41,797,844円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(10円)

第 129 期計算期間末（2020 年 6 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 4,922,186,595 円（1 万口当たり 1,198.81 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 20,529,453 円（1 万口当たり 5 円）を分配しております。

配当等収益	
( 費用控除後 )	75,200,787円
有価証券売買等損益	
( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	3,223,774,114円
分配準備積立金	1,623,211,694円
分配可能額	4,922,186,595円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(1,198.81円)
収益分配金	20,529,453円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(5円)

第 130 期計算期間末（2020 年 7 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 4,684,544,339 円（1 万口当たり 1,211.43 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 19,334,741 円（1 万口当たり 5 円）を分配しております。

配当等収益	
( 費用控除後 )	67,710,309円
有価証券売買等損益	
( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	3,038,083,352円
分配準備積立金	1,578,750,678円
分配可能額	4,684,544,339円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(1,211.43円)
収益分配金	19,334,741円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(5円)

分配可能額	4,462,364,823円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(1,239.57円)
収益分配金	17,999,714円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(5円)

第 133 期計算期間末（2020 年 10 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 4,405,526,393 円（1 万口当たり 1,254.28 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 17,561,987 円（1 万口当たり 5 円）を分配しております。

配当等収益	
( 費用控除後 )	69,117,079円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	2,769,238,020円
分配準備積立金	1,567,171,294円
分配可能額	4,405,526,393円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(1,254.28円)
収益分配金	17,561,987円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(5円)

第 134 期計算期間末（2020 年 11 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 4,314,882,057 円（1 万口当たり 1,272.93 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 16,948,576 円（1 万口当たり 5 円）を分配しております。

配当等収益	
( 費用控除後 )	80,047,704円
有価証券売買等損益	
( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	2,676,455,744円
分配準備積立金	1,558,378,609円
分配可能額	4,314,882,057円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(1,272.93円)
収益分配金	16,948,576円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(5円)

第 135 期計算期間末（2020 年 12 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 4,267,623,490 円（1 万口当たり 1,292.15 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 16,513,695 円（1 万口当たり 5 円）を分配しております。

配当等収益	
( 費用控除後 )	79,786,327円
有価証券売買等損益	
0円	
収益調整金	2,610,921,462円
分配準備積立金	1,576,915,701円
分配可能額	4,267,623,490円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(1,292.15円)
収益分配金	16,513,695円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(5円)

第 136 期計算期間末（2021 年 1 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 4,252,799,993 円（1 万口当たり 1,317.74 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 16,136,705 円（1 万口当たり 5 円）を分配しております。

配当等収益	
( 費用控除後 )	98,586,854円
有価証券売買等損益	
( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	2,553,763,840円
分配準備積立金	1,600,449,299円
分配可能額	4,252,799,993円
( 1 万口当たり分配可能額 )	(1,317.74円)
収益分配金	16,136,705円
( 1 万口当たり収益分配金 )	(5円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2021年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(2020年7月16日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3
投資信託受益証券	44,113,123
合計	44,113,120

当期(2021年1月18日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	184,570,137
合計	184,570,137

( デリバティブ取引等関係に関する注記 )  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
前期( 2020 年 7 月 16 日現在 )  
該当事項はありません。

当期( 2021 年 1 月 18 日現在 )  
該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )  
当期( 自 2020 年 7 月 17 日 至 2021 年 1 月 18 日 )  
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

( 1 口当たり情報 )

前期 2020年7月16日現在		当期 2021年1月18日現在	
1 口当たり純資産額 0.1635円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 1,635 円 ) 」		1 口当たり純資産額 0.1631円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 1,631 円 ) 」	

( 4 ) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class	33,102,303,728	5,170,579,842	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	47,173,770	47,914,398	
合計		2 銘柄	33,149,477,498	5,218,494,240	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）の2020年7月17日から2021年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）の2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	5,853,924	6,612,659
投資信託受益証券	262,993,584	293,218,853
親投資信託受益証券	1,361,211	1,360,809
未収入金	1,835,183	3,817,169
<b>流動資産合計</b>	<b>272,043,902</b>	<b>305,009,490</b>
<b>資産合計</b>	<b>272,043,902</b>	<b>305,009,490</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金	-	228,326
未払収益分配金	812,766	815,933
未払解約金	1,865,206	3,870,396
未払受託者報酬	7,313	9,059
未払委託者報酬	353,706	438,334
その他未払費用	7,920	9,470
<b>流動負債合計</b>	<b>3,046,911</b>	<b>5,371,518</b>
<b>負債合計</b>	<b>3,046,911</b>	<b>5,371,518</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	203,191,646	203,983,385
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金( )	65,805,345	95,654,587
( 分配準備積立金 )	28,377,461	32,321,360
<b>元本等合計</b>	<b>268,996,991</b>	<b>299,637,972</b>
<b>純資産合計</b>	<b>268,996,991</b>	<b>299,637,972</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>272,043,902</b>	<b>305,009,490</b>

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 2020年7月17日 至 2021年1月18日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	8,819,919	11,560,982
受取利息	66	61
有価証券売買等損益	<u>28,514,819</u>	<u>25,168,278</u>
<b>営業収益合計</b>	<u>19,694,834</u>	<u>36,729,321</u>
<b>営業費用</b>		
支払利息	2,128	1,239
受託者報酬	40,002	47,805
委託者報酬	1,935,983	2,313,141
その他費用	<u>7,920</u>	<u>9,474</u>
<b>営業費用合計</b>	<u>1,986,033</u>	<u>2,371,659</u>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<u>21,680,867</u>	<u>34,357,662</u>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<u>21,680,867</u>	<u>34,357,662</u>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<u>21,680,867</u>	<u>34,357,662</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,052,136	102,712
期首剰余金又は期首次損金( )	92,271,097	65,805,345
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,031,336	4,962,692
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,031,336	4,962,692
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,258,389	4,492,088
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,258,389	4,492,088
分配金	<u>4,609,968</u>	<u>4,876,312</u>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<u>65,805,345</u>	<u>95,654,587</u>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。  また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、2020年7月17日から2021年1月18日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2020年7月16日現在	当期 2021年1月18日現在
1. 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	189,602,218円 81,602,830円 68,013,402円	203,191,646円 11,696,091円 10,904,352円
2. 受益権の総数	203,191,646口	203,983,385口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年1月17日 至 2020年7月16日	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
分配金の計算過程 第118期計算期間末(2020年2月17日)に、投資信託約款に基づき計算した149,397,146円(1万口当たり8,619.12円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い693,329円(1万口当たり40円)を分配しております。	分配金の計算過程 第124期計算期間末(2020年8月17日)に、投資信託約款に基づき計算した179,214,897円(1万口当たり8,808.75円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い813,803円(1万口当たり40円)を分配しております。
配当等収益 (費用控除後) 1,031,280円	配当等収益 (費用控除後) 1,835,416円
有価証券売買等損益 0円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) 0円
収益調整金 114,181,239円	収益調整金 149,103,916円
分配準備積立金 34,184,627円	分配準備積立金 28,275,565円
分配可能額 (1万口当たり分配可能額) (8,619.12円)	分配可能額 (1万口当たり分配可能額) (8,808.75円)
収益分配金 693,329円	収益分配金 813,803円
(1万口当たり収益分配金) (40円)	(1万口当たり収益分配金) (40円)
第119期計算期間末(2020年3月16日)に、投資信託約款に基づき計算した158,183,564円(1万口当たり8,626.82円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い733,450円(1万口当たり40円)を分配しております。	第125期計算期間末(2020年9月16日)に、投資信託約款に基づき計算した178,514,747円(1万口当たり8,857.20円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い806,190円(1万口当たり40円)を分配しております。
配当等収益 (費用控除後) 867,830円	配当等収益 (費用控除後) 1,778,650円
有価証券売買等損益 0円	有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) 0円
収益調整金 123,695,353円	収益調整金 147,812,187円
分配準備積立金 33,620,381円	分配準備積立金 28,923,910円
分配可能額 (1万口当たり分配可能額) (8,626.82円)	分配可能額 (1万口当たり分配可能額) (8,857.20円)

収益分配金	733,450円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

第 120 期計算期間末（2020 年 4 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 151,994,534 円（1 万口当たり 8,653.95 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 702,544 円（1 万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	1,132,012円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	122,216,784円
分配準備積立金	28,645,738円
分配可能額	151,994,534円
( 1万口当たり分配可能額 )	(8,653.95円)
収益分配金	702,544円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

第 121 期計算期間末（2020 年 5 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 181,012,508 円（1 万口当たり 8,673.94 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 834,742 円（1 万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	986,932円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	152,280,023円
分配準備積立金	27,745,553円
分配可能額	181,012,508円
( 1万口当たり分配可能額 )	(8,673.94円)
収益分配金	834,742円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

第 122 期計算期間末（2020 年 6 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 181,484,886 円（1 万口当たり 8,713.33 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 833,137 円（1 万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	1,650,732円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	152,380,379円
分配準備積立金	27,453,775円
分配可能額	181,484,886円
( 1万口当たり分配可能額 )	(8,713.33円)
収益分配金	833,137円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

第 123 期計算期間末（2020 年 7 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 177,962,286 円（1 万口当たり 8,758.35 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 812,766 円（1 万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	1,720,816円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	148,772,059円
分配準備積立金	27,469,411円
分配可能額	177,962,286円
( 1万口当たり分配可能額 )	(8,758.35円)
収益分配金	812,766円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

収益分配金	806,190円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

第 126 期計算期間末（2020 年 10 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 178,814,225 円（1 万口当たり 8,889.97 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 804,566 円（1 万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	1,462,371円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	147,605,698円
分配準備積立金	29,746,156円
分配可能額	178,814,225円
( 1万口当たり分配可能額 )	(8,889.97円)
収益分配金	804,566円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

第 127 期計算期間末（2020 年 11 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 180,808,610 円（1 万口当たり 8,945.53 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 808,487 円（1 万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	1,930,029円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	148,618,560円
分配準備積立金	30,260,021円
分配可能額	180,808,610円
( 1万口当たり分配可能額 )	(8,945.53円)
収益分配金	808,487円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

第 128 期計算期間末（2020 年 12 月 16 日）に、投資信託約款に基づき計算した 186,053,476 円（1 万口当たり 8,995.33 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 827,333 円（1 万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	1,846,585円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	153,028,475円
分配準備積立金	31,178,416円
分配可能額	186,053,476円
( 1万口当たり分配可能額 )	(8,995.33円)
収益分配金	827,333円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

第 129 期計算期間末（2021 年 1 月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 184,267,445 円（1 万口当たり 9,033.45 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 815,933 円（1 万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 ( 費用控除後 )	1,586,329円
有価証券売買等損益 ( 費用控除後、繰越欠損金補填後 )	0円
収益調整金	151,130,152円
分配準備積立金	31,550,964円
分配可能額	184,267,445円
( 1万口当たり分配可能額 )	(9,033.45円)
収益分配金	815,933円
( 1万口当たり収益分配金 )	(40円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2021年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(2020年7月16日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2
投資信託受益証券	6,625,874
合計	6,625,872

当期(2021年1月18日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	-
投資信託受益証券	284,333
合計	284,333

( デリバティブ取引等関係に関する注記 )  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
前期( 2020 年 7 月 16 日現在 )  
該当事項はありません。

当期( 2021 年 1 月 18 日現在 )  
該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )  
当期( 自 2020 年 7 月 17 日 至 2021 年 1 月 18 日 )  
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

( 1 口当たり情報 )

前期 2020年 7 月 16 日現在		当期 2021 年 1 月 18 日現在	
1 口当たり純資産額  「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 13,239 円 ) 」	1.3239 円	1 口当たり純資産額  「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 14,689 円 ) 」	1.4689 円

( 4 ) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class	316,685,229	293,218,853	
	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	1,339,775	1,360,809	
合計		2 銘柄	318,025,004	294,579,662	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ボンド・ファンド（マネーパールファンド）の2020年7月17日から2021年1月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ボンド・ファンド（マネーパールファンド）の2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいていが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 2020年7月16日現在	第23期 2021年1月18日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	-	149,999
親投資信託受益証券	309,385,489	285,361,873
未収入金	99,999	210,359
<b>流動資産合計</b>	<b>309,485,488</b>	<b>285,722,231</b>
<b>資産合計</b>	<b>309,485,488</b>	<b>285,722,231</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	700,997	499,947
その他未払費用	11,338	10,347
<b>流動負債合計</b>	<b>712,335</b>	<b>510,294</b>
<b>負債合計</b>	<b>712,335</b>	<b>510,294</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	308,829,953	285,359,469
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	56,800	147,532
(分配準備積立金)	2,136,224	2,728,071
<b>元本等合計</b>	<b>308,773,153</b>	<b>285,211,937</b>
<b>純資産合計</b>	<b>308,773,153</b>	<b>285,211,937</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>309,485,488</b>	<b>285,722,231</b>

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期 2020年1月17日 至 2020年7月16日	第23期 2020年7月17日 至 2021年1月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	86,081	94,979
営業収益合計	<u>86,081</u>	<u>94,979</u>
営業費用		
その他費用	11,338	10,347
営業費用合計	<u>11,338</u>	<u>10,347</u>
営業利益又は営業損失( )	97,419	105,326
経常利益又は経常損失( )	97,419	105,326
当期純利益又は当期純損失( )	<u>97,419</u>	<u>105,326</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	29,091	17,543
期首剰余金又は期首次損金( )	5,239	56,800
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,741	15,635
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	15,635
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,741	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,452	18,584
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,452	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	18,584
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	<u>56,800</u>	<u>147,532</u>

( 3 ) 【注記表】  
 ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第23期 自 2020年 7月17日 至 2021年 1月18日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンの計算期間は、当計算期末が休日のため、2020年 7月 17 日から 2021 年 1月 18 日までとなっております。

( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第22期 2020年 7月16日現在	第23期 2021年 1月18日現在
1 . 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	309,680,323円 215,619,252円 216,469,622円	308,829,953円 54,117,302円 77,587,786円
2 . 受益権の総数	308,829,953口	285,359,469口
3 . 元本の欠損	56,800円	147,532円

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第22期 自 2020年 1月17日 至 2020年 7月16日	第23期 自 2020年 7月17日 至 2021年 1月18日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の状況に関する事項

項目	第23期 自 2020年7月17日 至 2021年1月18日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2 . 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期 2021年1月18日現在
1 . 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

( 有価証券に関する注記 )

売買目的有価証券

第22期(2020年7月16日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	70,520
合計	70,520

第23期(2021年1月18日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	78,483
合計	78,483

( デリバティブ取引等関係に関する注記 )  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
第22期(2020年7月16日現在)  
該当事項はありません。

第23期(2021年1月18日現在)  
該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )  
第23期(自 2020年7月17日 至 2021年1月18日 )  
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

( 1 口当たり情報 )

第22期 2020年7月16日現在	第23期 2021年1月18日現在
1 口当たり純資産額 0.9998円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 9,998 円 ) 」	1 口当たり純資産額 0.9995円 「 1 口 = 1 円 ( 10,000 口 = 9,995 円 ) 」

( 4 ) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	280,950,944	285,361,873	
	合計	1 銘柄	280,950,944	285,361,873	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの状況は、前記「エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

( 2021 年 2 月末現在 )

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

資産総額	4,472,905,185 円
負債総額	29,655,008 円
純資産総額( - )	4,443,250,177 円
発行済数量	7,885,378,254 口
1単位当り純資産額( / )	0.5635 円

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)

資産総額	12,849,951,345 円
負債総額	28,672,019 円
純資産総額( - )	12,821,279,326 円
発行済数量	39,240,539,116 口
1単位当り純資産額( / )	0.3267 円

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

資産総額	975,406,064 円
負債総額	37,830,037 円
純資産総額( - )	937,576,027 円
発行済数量	1,276,716,108 口
1単位当り純資産額( / )	0.7344 円

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)

資産総額	13,670,126,788 円
負債総額	36,488,906 円
純資産総額( - )	13,633,637,882 円
発行済数量	85,828,985,879 口
1単位当り純資産額( / )	0.1588 円

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)

資産総額	751,544,429 円
負債総額	1,531,222 円
純資産総額( - )	750,013,207 円
発行済数量	2,313,250,069 口
1単位当り純資産額( / )	0.3242 円

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)

資産総額	5,487,686,301 円
負債総額	34,147,352 円
純資産総額( - )	5,453,538,949 円
発行済数量	31,868,644,518 口
1単位当り純資産額( / )	0.1711 円

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)

資産総額	308,450,245 円
負債総額	7,163,293 円
純資産総額( - )	301,286,952 円
発行済数量	202,611,346 口
1単位当り純資産額( / )	1.4870 円

エマージング・ボンド・ファンド(マネーブールファンド)

資産総額	277,634,141 円
負債総額	571,292 円
純資産総額( - )	277,062,849 円
発行済数量	277,208,262 口
1単位当り純資産額( / )	0.9995 円

(参考) キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	5,001,496,685 円
負債総額	307,111,380 円
純資産総額( - )	4,694,385,305 円
発行済数量	4,621,983,740 口
1単位当り純資産額( / )	1.0157 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

##### イ 名義書換

該当事項はありません。

##### ロ 受益者名簿

作成しません。

##### ハ 受益者に対する特典

ありません。

#### 二 受益権の譲渡および譲渡制限等

##### (イ) 受益権の譲渡

- a . 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b . 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c . 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

##### ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### イ 資本金の額および株式数

2021年2月26日現在

資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

###### ロ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

###### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

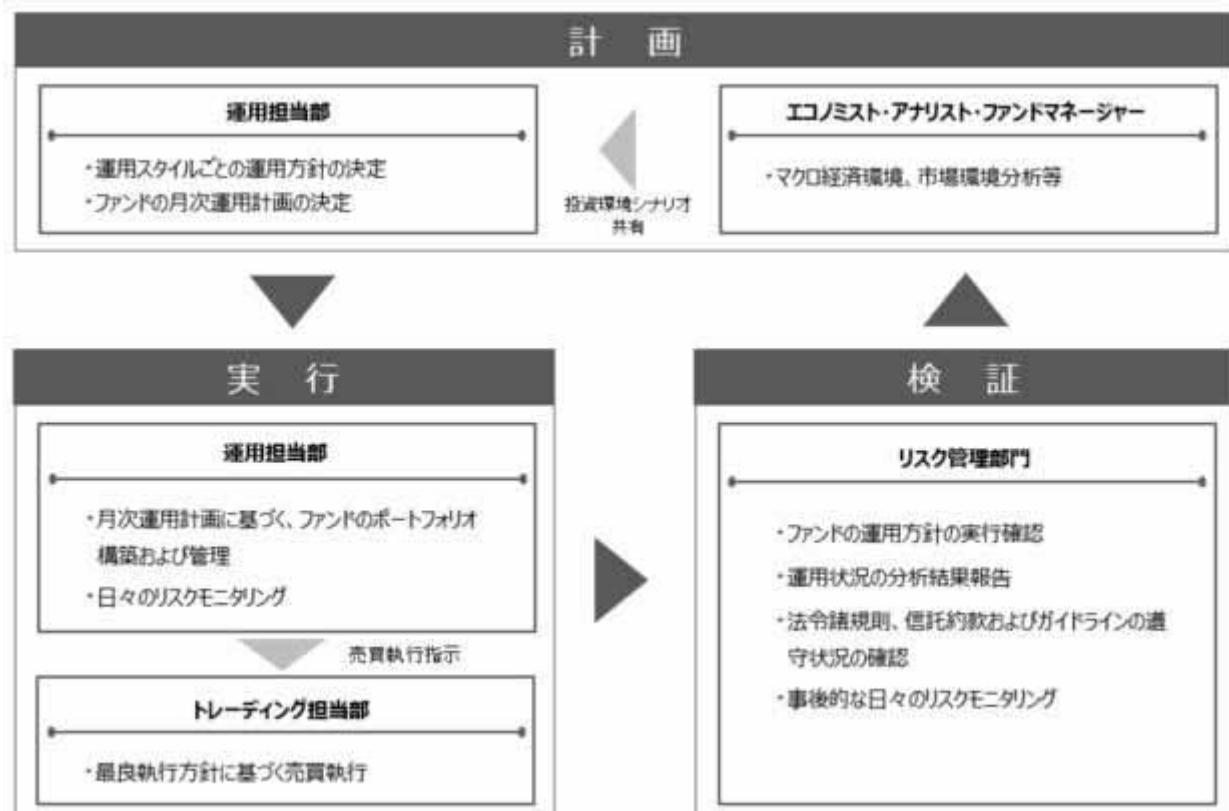
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

##### 二 投資信託の運用の流れ



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2021年2月26日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	736	8,626,084
単位型株式投資信託	115	616,880
追加型公社債投資信託	1	32,120
単位型公社債投資信託	194	471,251
合 計	1,046	9,746,336

### 3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。  
なお、当中間会計期間(2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで)は、改正府令附則第 3 条第 1 項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第 35 期(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 36 期中間会計期間(2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 羽太典明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 菅野雅子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐藤栄裕 印

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示について投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	13,755,961	33,264,545
顧客分別金信託	20,011	300,021
前払費用	476,456	515,226
未収入金	64,856	602,605
未収委託者報酬	6,963,077	8,404,880
未収運用受託報酬	1,129,548	2,199,785
未収投資助言報酬	285,668	299,826
未収収益	44,150	37,702
その他の流動資産	31,771	40,119
<b>流動資産合計</b>	<b>22,771,504</b>	<b>45,664,712</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>	※1	
建物	173,517	101,609
器具備品	751,471	783,224
土地	-	710
リース資産	-	968
建設仮勘定	-	66,498
<b>有形固定資産合計</b>	<b>924,988</b>	<b>953,010</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	479,867	909,133
ソフトウェア仮勘定	183,528	508,733
のれん	-	34,397,824
顧客関連資産	-	17,785,166
電話加入権	44	12,739
商標権	60	54
<b>無形固定資産合計</b>	<b>663,501</b>	<b>53,613,651</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	10,829,628	19,436,480
関係会社株式	10,252,067	11,246,398
長期差入保証金	2,004,451	2,523,637
長期前払費用	97,107	113,852
会員権	7,819	90,479
繰延税金資産	1,426,381	-
貸倒引当金	-	△ 20,750
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>24,617,457</b>	<b>33,390,098</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>26,205,946</b>	<b>87,956,760</b>
<b>資産合計</b>	<b>48,977,450</b>	<b>133,621,473</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
顧客からの預り金	4,534	14,285
その他の預り金	1,480,229	146,200
未払金		
未払収益分配金	1,122	1,629
未払償還金	137,522	131,338
未払手数料	3,246,133	3,776,873
その他未払金	768,373	502,211
リース債務	-	1,064
未払費用	3,535,589	3,935,582
未払消費税等	84,966	305,513
未払法人税等	670,761	489,151
賞与引当金	1,302,052	1,716,321
その他の流動負債	18,110	30,951
<b>流動負債合計</b>	<b>11,249,395</b>	<b>11,051,125</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814
賞与引当金	5,074	14,767
繰延税金負債	-	2,963,538
その他の固定負債	5,074	172,918
<b>固定負債合計</b>	<b>3,428,751</b>	<b>8,451,038</b>
<b>負債合計</b>	<b>14,678,146</b>	<b>19,502,164</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>2,000,000</b>	<b>2,000,000</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>8,628,984</b>	<b>8,628,984</b>
その他資本剰余金	-	81,927,000
<b>資本剰余金合計</b>	<b>8,628,984</b>	<b>90,555,984</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	<b>284,245</b>	<b>284,245</b>
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	21,255,054	19,364,265
<b>利益剰余金合計</b>	<b>23,076,258</b>	<b>21,185,470</b>
<b>株主資本計</b>	<b>33,705,242</b>	<b>113,741,454</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	594,061	377,855
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>594,061</b>	<b>377,855</b>
<b>純資産合計</b>	<b>34,299,304</b>	<b>114,119,309</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>48,977,450</b>	<b>133,621,473</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	39,156,499	54,615,133
運用受託報酬	6,277,217	9,389,058
投資助言報酬	1,332,888	1,303,595
その他営業収益		
サービス支援手数料	182,502	181,061
その他	49,507	32,421
<b>営業収益計</b>	<b>46,998,614</b>	<b>65,521,269</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	18,499,433	24,888,040
広告宣伝費	361,696	447,024
公告費	125	-
調査費		
調査費	1,752,905	3,214,679
委託調査費	6,050,441	7,702,309
<b>営業雑経費</b>		
通信費	46,551	70,007
印刷費	338,465	612,249
協会費	24,700	45,117
諸会費	23,756	32,199
情報機器関連費	2,872,416	4,349,174
販売促進費	49,118	68,688
その他	148,307	154,201
<b>営業費用合計</b>	<b>30,167,918</b>	<b>41,583,691</b>
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬	190,951	264,325
給料・手当	6,308,066	9,789,691
賞与	514,259	914,702
賞与引当金繰入額	1,235,936	1,726,013
交際費	27,802	30,898
寄付金	82	2,022
事務委託費	286,905	956,931
旅費交通費	228,538	249,359
租税公課	285,369	389,032
不動産賃借料	612,410	1,121,553
退職給付費用	463,553	797,158
固定資産減価償却費	378,530	3,044,658
のれん償却費	-	2,645,986
諸経費	290,243	482,324
<b>一般管理費合計</b>	<b>10,822,651</b>	<b>22,414,658</b>
<b>営業利益</b>	<b>6,008,044</b>	<b>1,522,919</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	-	778,113
受取利息	623	947
時効成立分配金・償還金	72	1,041
原稿・講演料	1,951	2,061
投資有価証券償還益	289,451	6,398
投資有価証券売却益	7,247	24,206
雑収入	36,408	53,484
<b>営業外収益合計</b>	<b>335,754</b>	<b>866,254</b>
<b>営業外費用</b>		
為替差損	15,760	72,457
投資有価証券償還損	13,668	129,006
投資有価証券売却損	14,605	12,906
雑損失	7,027	8,334
<b>営業外費用合計</b>	<b>51,061</b>	<b>222,704</b>
<b>経常利益</b>	<b>6,292,738</b>	<b>2,166,469</b>
<b>特別利益</b>		
過去勤務費用償却益	79,850	-
<b>特別利益合計</b>	<b>79,850</b>	
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	※1 1,462	110,668
関係会社株式評価損	160,455	-
合併関連費用	※2 187,140	42,800
本社移転費用	※3 -	133,168
減損損失	※4 -	46,417
<b>特別損失合計</b>	<b>349,058</b>	<b>333,054</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>6,023,530</b>	<b>1,833,414</b>
法人税、住民税及び事業税	1,750,031	1,874,278
法人税等調整額	90,084	△ 619,676
法人税等合計	1,840,116	1,254,602
<b>当期純利益</b>	<b>4,183,413</b>	<b>578,811</b>

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			繰越剰余金
				配当準備 積立金	別途積立金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							△ 9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△ 5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802	
当期変動額						
剰余金の配当	△ 9,489,438	△ 9,489,438			△ 9,489,438	
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413	
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 276,474	△ 276,474	△ 276,474	
当期変動額合計	△ 5,306,024	△ 5,306,024	△ 276,474	△ 276,474	△ 5,582,498	
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304	

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	—	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								△ 2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	—	—	81,927,000	81,927,000	—	—	—	△ 1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304	
当期変動額						
剰余金の配当	△ 2,469,600	△ 2,469,600			△ 2,469,600	
当期純利益	578,811	578,811			578,811	
合併による増加		81,927,000			81,927,000	
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 216,206	△ 216,206	△ 216,206	
当期変動額合計	△ 1,890,788	80,036,211	△ 216,206	△ 216,206	79,820,005	
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309	

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
器具備品	3～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において「特別利益」に含めていた「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」を「営業外収益」として、「特別損失」に含めていた「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」を「営業外費用」として、表示する方法に変更しております。これは、合併を契機に検討した結果、投資有価証券の売却及び償還の大勢が自社設定投信等の処分によるものであり毎期経常的に発生するものとして、当事業年度から取引実態に沿った表示へと変更したものであります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」に表示していた7,247千円及び289,451千円は「営業外収益」として、「特別損失」の「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」に表示していた14,605千円及び13,668千円は「営業外費用」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	350,176千円	466,875千円
器具備品	922,553千円	1,225,261千円
リース資産	一千円	1,452千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	174,854千円	132,559千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	一千円	879千円
器具備品	695千円	119千円
リース資産	一千円	5,377千円
ソフトウェア	766千円	1,596千円
ソフトウェア仮勘定	一千円	102,695千円

※2 合併関連費用

前事業年度の合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

当事業年度の合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等及び海外現地法人の統合に関する弁護士費用であります。

### ※3 本社移転費用

本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分（2020年7月13日から2020年9月30日まで）の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

### ※4 減損損失

当社は以下のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の單一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	—	17,640,000株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1)配当金支払額等

当社は2018年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は2018年11月1日を効力発生日としておりますので、2019年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	2018年 3月31日	2018年 6月27日
2019年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	2019年 1月31日	2019年 3月22日

##### (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2019年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### 1. 発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	—	33,870,060株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
2020年6月29日開催の第35回定期株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定期株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

#### (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

##### (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年以内	597,239	1,618,641
1年超	6,115,662	5,844,934
合計	6,712,901	7,463,576

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

###### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	—
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	—
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	—
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	—
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	10,829,330	10,829,330	—
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	—
資産計	34,988,051	34,988,051	—
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	—
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	—
負債計	3,250,667	3,250,667	—

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	—
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	—
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	—
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	—
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	19,391,111	19,391,111	—
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	—
資産計	66,383,807	66,383,807	—
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	—
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	—
負債計	3,791,158	3,791,158	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

- (7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

- (1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	45,369
合計	298	45,369
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,252,067	11,246,398
合計	10,252,067	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	—	—	—
顧客分別金信託	20,011	—	—	—
未収委託者報酬	6,963,077	—	—	—
未収運用受託報酬	1,129,548	—	—	—
未収投資助言報酬	285,668	—	—	—
長期差入保証金	54,900	1,949,551	—	—
合計	22,209,168	1,949,551	—	—

当事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	—	—	—
顧客分別金信託	300,021	—	—	—
未収委託者報酬	8,404,880	—	—	—
未収運用受託報酬	2,199,785	—	—	—
未収投資助言報酬	299,826	—	—	—
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	—	—
合計	45,594,350	1,398,345	—	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2019年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	△76,080
小計	3,283,920	3,360,000	△76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	△349,858
小計	6,413,317	6,063,458	△349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 45,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,578,762	289,451	13,668

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 160,455 千円（関係会社株式 160,455 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,319,830	3,418,601
勤務費用	267,362	523,396
利息費用	—	—
数理計算上の差異の発生額	△3,658	△195
退職給付の支払額	△85,082	△349,050
過去勤務費用の発生額	△79,850	—
合併による発生額	—	1,707,062
退職給付債務の期末残高	3,418,601	5,299,814

###### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,418,601	5,299,814
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814

###### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	267,362	492,511
利息費用	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	△3,658	△195
過去勤務費用償却益	△79,850	—
その他	199,849	304,842
確定給付制度に係る退職給付費用	383,703	797,158

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

###### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.000%	0.000%

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 156,457 千円、当事業年度 248,932 千円であります。

(税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	1,046,775	1,622,803
賞与引当金	400,242	530,059
調査費	80,983	178,573
未払金	57,192	162,557
未払事業税	54,797	46,423
ソフトウェア償却	17,501	91,937
子会社株式評価損	50,580	114,876
その他有価証券評価差額金	—	150,771
その他	32,218	88,250
繰延税金資産小計	1,740,292	2,986,254
評価性引当額（注）	$\triangle$ 51,729	$\triangle$ 193,485
繰延税金資産合計	1,688,563	2,792,768
<b>繰延税金負債</b>		
無形固定資産	—	5,445,817
その他有価証券評価差額金	262,181	310,488
繰延税金負債合計	262,181	5,756,306
繰延税金資産（負債）の純額	1,426,381	$\triangle$ 2,963,538
（注）評価性引当額が 141,756 千円増加しております。この増加の内容は、主として大和住銀投信投資顧問株式会社との合併によるものであります。		

#### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.8	3.5
受取配当等永久に益金に算入されない項目	—	$\triangle$ 13.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	7.3
住民税均等割等	0.1	0.5
所得税額控除による税額控除	$\triangle$ 1.4	$\triangle$ 0.5
のれん償却費	—	44.1
その他	$\triangle$ 0.4	$\triangle$ 3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5	68.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% —	投信販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,499,836	未払手数料	399,447
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% —	投信販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,789,062	未払手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% —	投信販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	3,703,669	未払手数料	644,246
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% —	投信販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	6,265,593	未払手数料	890,935

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

### (1) 株当たり情報

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,944.40 円	3,369.33 円
1株当たり当期純利益金額	237.15 円	17.09 円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 2. 当社は、2018年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。  
 1株当たり情報については、当該株式分割を2019年3月期の期首（2018年4月1日）に行ったものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。  
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	4,183,413	578,811
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	4,183,413	578,811
期中平均株式数（株）	17,640,000	33,870,060

### (企業結合等関係)

#### (取得による企業結合)

当社は、2018年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年4月1日付で合併いたしました。

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社  
 事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

##### (2) 企業結合を行った主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューディーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

##### (3) 企業結合日

2019年4月1日

##### (4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

##### (5) 結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	81,927,000千円
取得原価		81,927,000千円

4. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4,2156株を割当交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はPwCアドバイザリ一合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

業務委託費用及びデューデリジェンス費用等 37,723千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれんの金額

37,043,811千円

(2)発生原因

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

(3)償却方法及び償却期間

14年にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24,546,329千円
固定資産	34,001,531千円
資産合計	58,547,860千円
流動負債	5,406,939千円
固定負債	8,257,731千円
負債合計	13,664,671千円

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金		30,600,006
顧客分別金信託		300,033
前払費用		491,960
未収委託者報酬		8,462,795
未収運用受託報酬		2,637,333
未収投資助言報酬		403,508
未収収益		39,908
その他		127,104
流动資産合計		<u>43,062,650</u>
固定資産		
有形固定資産	※1	2,622,154
無形固定資産		
のれん		33,074,831
顧客関連資産		16,728,528
その他		1,741,538
無形固定資産合計		<u>51,544,898</u>
投資その他の資産		
投資有価証券		21,128,629
関係会社株式		11,246,398
その他		2,228,340
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産合計		<u>34,582,618</u>
固定資産合計		<u>88,749,672</u>
資産合計		<u>131,812,323</u>
<b>負債の部</b>		
流动負債		
リース債務		266
顧客からの預り金		2,366
その他の預り金		118,688
未払金		3,919,626
未払費用		4,532,572
未払法人税等		330,248
前受収益		28,358
賞与引当金		1,343,147
その他	※2	25,119
流动負債合計		<u>10,300,393</u>
固定負債		
繰延税金負債		3,126,317
退職給付引当金		5,442,936
賞与引当金		7,383

その他	150, 104
固定負債合計	8, 726, 742
負債合計	19, 027, 135
純資産の部	
株主資本	
資本金	2, 000, 000
資本剰余金	
資本準備金	8, 628, 984
その他資本剰余金	81, 927, 000
資本剰余金合計	90, 555, 984
利益剰余金	
利益準備金	284, 245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60, 000
別途積立金	1, 476, 959
繰越利益剰余金	17, 495, 141
利益剰余金合計	19, 316, 346
株主資本合計	111, 872, 330
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	912, 856
評価・換算差額等合計	912, 856
純資産合計	112, 785, 187
負債純資産合計	131, 812, 323

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	23,512,538
運用受託報酬	4,131,413
投資助言報酬	637,750
その他の営業収益	115,543
営業収益計	28,397,245
営業費用	
一般管理費	※1 11,009,285
営業損失(△)	△ 973,645
営業外収益	※2 130,819
営業外費用	※3 22,619
経常損失(△)	△ 865,445
特別損失	※4 179,016
税引前中間純損失(△)	△ 1,044,462
法人税、住民税及び事業税	223,963
法人税等調整額	△ 110,573
法人税等合計	113,390
中間純損失(△)	△ 1,157,852

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	配当準備 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当中間期変動額								
剩余金の配当								△ 711,271
中間純損失(△)								△ 1,157,852
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△ 1,869,124
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	17,495,141

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309	
当中間期変動額						
剩余金の配当	△ 711,271	△ 711,271			△ 711,271	
中間純損失(△)	△ 1,157,852	△ 1,157,852			△ 1,157,852	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)			535,001	535,001	535,001	
当中間期変動額合計	△ 1,869,124	△ 1,869,124	535,001	535,001	△ 1,334,122	
当中間期末残高	19,316,346	111,872,330	912,856	912,856	112,785,187	

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### ①子会社株式

移動平均法による原価法

###### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

器具備品 3～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2019年7月4日)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従つて、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(中間貸借対照表関係)

第36期中間会計期間 (2020年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	991,194千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 一 差引額 10,000,000千円
※4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額109,041千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	1,322,993千円
減価償却実施額	
有形固定資産	288,293千円
無形固定資産	1,209,507千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
為替差益	4,544千円
受取配当金	5,845千円
投資有価証券償還益	9,936千円
投資有価証券売却益	59,364千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	1千円
投資有価証券売却損	21,377千円
※4. 特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	51,972千円
本社移転費用	127,044千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

## (リース取引関係)

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	1,192,635千円
1年超	4,091,860千円
合 計	5,284,495千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

第36期中間会計期間（2020年9月30日）

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	30,600,006	30,600,006	—
(2)顧客分別金信託	300,033	300,033	—
(3)未収委託者報酬	8,462,795	8,462,795	—
(4)未収運用受託報酬	2,637,333	2,637,333	—
(5)未収投資助言報酬	403,508	403,508	—
(6)投資有価証券 ①その他有価証券	21,083,260	21,083,260	—
(7)投資その他の資産 ①長期差入保証金	2,006,627	2,006,627	—
資産計	65,493,564	65,493,564	—
(1)顧客からの預り金	2,366	2,366	—
(2)未払金 ①未払手数料	3,761,585	3,761,585	—
負債計	3,763,951	3,763,951	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、及び (5) 未収投資助言報酬  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

①その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7) 投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

負債

- (1) 顧客からの預り金、及び (2) 未払金①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	45,369
合計	45,369
子会社株式	
非上場株式	11,246,398
合計	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(有価証券関係)

第36期中間会計期間（2020年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,043,944	14,414,570	1,629,373
小計	16,043,944	14,414,570	1,629,373
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,039,315	5,294,354	△255,038
小計	5,039,315	5,294,354	△255,038
合計	21,083,260	19,708,925	1,374,335

(注) 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 45,369千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	23,512,538	4,131,413	637,750	115,543	28,397,245

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第36期中間会計期間

(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1株当たり純資産額 3,329円93銭

1株当たり中間純損失(△) △34円18銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(参考) 大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

※当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田浩司 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤栄裕 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金・預金	21,360,895	20,475,527
前払費用	204,460	230,059
未収入金	12,823	4,542
未収委託者報酬	3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬	1,198,432	870,546
未収收益	41,310	38,738
その他	7,553	3,324
<b>流动資産計</b>	<b>26,188,788</b>	<b>24,546,329</b>
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	75,557
器具備品	※1	122,169
土地		710
リース資産	※1	7,275
<b>有形固定資産計</b>	<b>205,712</b>	<b>330,198</b>
無形固定資産		
ソフトウェア		73,887
ソフトウェア仮勘定		—
電話加入権		12,706
<b>無形固定資産計</b>	<b>86,593</b>	<b>177,909</b>
投資その他の資産		
投資有価証券	10,257,600	11,025,039
関係会社株式	956,115	956,115
従業員長期貸付金	1,170	—
長期差入保証金	534,699	534,270
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	1,041,251	1,009,250
その他		8,397
貸倒引当金	△20,750	△20,750
<b>投資その他の資産計</b>	<b>12,852,746</b>	<b>13,594,982</b>
<b>固定資産計</b>	<b>13,145,052</b>	<b>14,103,090</b>
<b>資産合計</b>	<b>39,333,840</b>	<b>38,649,419</b>

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939
固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	—
長期未払金	—	204,333
資産除去債務	—	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	△39,124
評価・換算差額等合計	55,213	△39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
<b>営業収益</b>		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
<b>営業収益計</b>	<b>31,577,899</b>	<b>28,735,066</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	—	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
<b>営業雑経費</b>		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
<b>営業費用計</b>	<b>17,381,079</b>	<b>16,727,567</b>
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
<b>一般管理費計</b>	<b>7,357,787</b>	<b>7,562,768</b>
<b>営業利益</b>	<b>6,839,032</b>	<b>4,444,730</b>
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345

その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,000	4,735
解約違約金	—	982
為替差損	1,784	828
その他	0	410
営業外費用計	6,784	6,956
経常利益	6,864,980	4,529,676
特別損失		
合併関連費用	※2	179,376
固定資産除去損	—	4,121
特別損失計	—	183,498
税引前当期純利益	6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税	2,242,775	1,339,010
法人税等調整額	△78,014	73,635
法人税等合計	2,164,761	1,412,646
当期純利益	4,700,218	2,933,531

## (3) 株主資本等変動計算書

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						△2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691	
当期変動額						
剰余金の配当	△2,413,950	△2,413,950			△2,413,950	
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			17,295	17,295	17,295	
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564	
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255	

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						△3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255	
当期変動額						
剰余金の配当	△3,803,800	△3,803,800			△3,803,800	
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			△94,337	△94,337	△94,337	
当期変動額合計	△870,268	△870,268	△94,337	△94,337	△964,605	
当期末残高	28,960,505	31,116,774	△39,124	△39,124	31,077,650	

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2~30年

器具備品 4~15年

##### (会計上の見積りの変更)

当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「税効果会計に係る会計基準」の一部改正の適用に伴う変更)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

(追加情報)

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の勞に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

(貸借対照表関係)

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	※1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

(損益計算書関係)

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
—	※2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とSMAMとの合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	—	—	3,850
合 計	3,850	—	—	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定期株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	—	—	3,850
合 計	3,850	—	—	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注2）を参照ください）。

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	—
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	—
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	—
(4) 未収入金	12,823	12,823	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	10,206,465	10,206,465	—
資産計	36,141,929	36,141,929	—
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	—
(2) 未払費用（*）	959,074	959,074	—
負債計	2,393,468	2,393,468	—

（\*）金融商品に該当するものを表示しております。

第47期（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	—
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	—
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	—
(4) 未収入金	4,542	4,542	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	10,979,968	10,979,968	—
資産計	35,778,767	35,778,767	—
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	—
(2) 未払費用（*）	807,875	807,875	—
負債計	2,030,337	2,030,337	—

（\*）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第46期(平成30年3月31日)	第47期(平成31年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については  
2. (5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	—	—	—
未収委託者報酬	3,363,312	—	—	—
未収運用受託報酬	1,198,432	—	—	—
未収入金	12,823	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	—
合計	27,858,863	373,466	657,576	—

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	—	—	—
未収委託者報酬	2,923,589	—	—	—
未収運用受託報酬	870,546	—	—	—
未収入金	4,542	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券の うち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	—
長期差入保証金	—	524,592	—	—
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式

第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	△166,093
小計	7,683,969	7,850,063	△166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが

極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他			
証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他			
証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	△296,700
小計	8,772,616	9,069,317	△296,700
合計	10,979,968	11,036,359	△56,391

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが

極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	△105,520	△61,499
その他	15,987	△20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

(注) 前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	—	—
年金資産	—	—
	—	—
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	—	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	—
その他有価証券評価差額金	—	17,266
その他	74,458	83,141
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>1,144,165</b>	<b>1,140,388</b>
<b>評価性引当額</b>	<b>△78,546</b>	<b>△76,422</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1,065,618</b>	<b>1,063,965</b>
<b>繰延税金負債</b>		
建物	—	54,715
その他有価証券評価差額金	△24,367	—
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△24,367</b>	<b>54,715</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,041,251</b>	<b>1,009,250</b>

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
<b>法定実効税率</b>	—	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	—	1.99%
税額控除	—	△0.64%
その他	—	△0.36%
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>—</b>	<b>32.50%</b>

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が

法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	—	—
見積りの変更による増加額	—	248,260
期末残高	—	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益 10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益 10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社の 子会社	大和証 券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	—	当社投資信託に 係る事務代行の 委託等	投資信託に係 る事務代行手 数料の支払※1	3,987,525	未払 手数 料	573,578
その他の 関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	—	当社投資信託に 係る事務代行の 委託等	投資信託に係 る事務代行手 数料の支払※1	1,969,101	未払 手数 料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社の 子会社	大和証 券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	—	当社投資信託に 係る事務代行の 委託等	投資信託に係 る事務代行手 数料の支払※1	4,328,153	未払 手数 料	540,879
その他の 関係 会社の 子会社	株式 会社 三井 住友 銀行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	—	当社投資信託に 係る事務代行の 委託等	投資信託に係 る事務代行手 数料の支払※1	1,465,685	未払 手数 料	228,197

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、SMAMとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、SMAMを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・  
円コース  
(毎月分配型)

約 款

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、円の買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**追加型証券投資信託  
(エマージング・ボンド・ファンド・円コース (毎月分配型) 約款)**

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年7月16日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

#### (公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### (信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（ヨール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月17日から翌月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の148の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方針により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

#### （質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### （信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年7月17日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

## I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

ケイマン籍外国投資信託

TRP Global Emerging Markets Bond Fund JPY Class

## II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キヤッショ・マネジメント・マザーファンド

## III 別に定める日

約款第12条および第36条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

## IV 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・  
豪ドルコース  
(毎月分配型)

約　　款

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、豪ドルの買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**追加型証券投資信託  
(エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース (毎月分配型) 約款)**

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託との合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年7月16日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### （受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

#### (公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### (信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（ヨール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月17日から翌月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の148の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方針により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

#### （質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### （信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年7月17日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

## I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

ケイマン籍外国投資信託

TRP Global Emerging Markets Bond Fund AUD Class

## II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キヤッショ・マネジメント・マザーファンド

## III 別に定める日

約款第12条および第36条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

## IV 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

## 追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・  
ニュージーランドドルコース  
(毎月分配型)

約 款

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、ニュージーランドドルの買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**追加型証券投資信託  
(エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース (毎月分配型) 約款)**

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年7月16日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

#### (公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### (信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（ヨール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月17日から翌月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の148の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方針により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

#### （質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### （信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年7月17日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

## I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

ケイマン籍外国投資信託

TRP Global Emerging Markets Bond Fund NZD Class

## II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キヤッショ・マネジメント・マザーファンド

## III 別に定める日

約款第12条および第36条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

## IV 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

## 追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・  
ブラジルレアルコース  
(毎月分配型)

約 款

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、ブラジルレアルの買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**追加型証券投資信託  
(エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース (毎月分配型) 約款)**

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年7月16日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

#### (公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### (信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（ヨール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月17日から翌月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の148の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方針により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

#### （質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### （信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年7月17日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

## I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

ケイマン籍外国投資信託

TRP Global Emerging Markets Bond Fund BRL Class

## II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キヤッショ・マネジメント・マザーファンド

## III 別に定める日

約款第12条および第36条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

## IV 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

## 追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・  
南アフリカランドコース  
(毎月分配型)

## 約 款

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、南アフリカランドの買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**追加型証券投資信託  
(エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース (毎月分配型) 約款)**

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年7月16日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### （受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

#### (公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### (信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（ヨール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月17日から翌月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の148の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方針により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

#### （質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### （信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年7月17日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

## I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

ケイマン籍外国投資信託

TRP Global Emerging Markets Bond Fund ZAR Class

## II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キヤッショ・マネジメント・マザーファンド

## III 別に定める日

約款第12条および第36条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

## IV 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

## 追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・  
トルコリラコース  
(毎月分配型)

約 款

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、トルコリラの買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**追加型証券投資信託  
(エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型) 約款)**

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年7月16日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

#### (公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### (信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（ヨール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月17日から翌月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年10月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の148の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方針により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

#### （質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### （信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年7月17日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

## I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

ケイマン籍外国投資信託

TRP Global Emerging Markets Bond Fund TRY Class

## II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キヤッショ・マネジメント・マザーファンド

## III 別に定める日

約款第12条および第36条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

## IV 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・  
中国元コース  
(毎月分配型)

約 款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、中国元の買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

**追加型証券投資信託  
(エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型) 約款)**

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年7月16日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

#### (公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

#### (信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（ヨール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月17日から翌月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年5月17日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の148の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方針により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

#### （質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### （信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年2月1日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

## I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

ケイマン籍外国投資信託

TRP Global Emerging Markets Bond Fund CNY Class

## II 別に定める親投資信託

約款第16条における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託

キヤッショ・マネジメント・マザーファンド

## III 別に定める日

約款第12条および第36条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

## IV 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

# 追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド  
(マネープールファンド)

約 款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

# 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① 本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資は行いません。
- ② 投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資は行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一

の運用を行います。

## 追加型証券投資信託

<エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド） 約款>

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1百万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託との合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年7月16日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1百万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰

属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって、取得申込みをした場合に、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 第3項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）  
なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第21条、第23条から第25条、第29条から第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第21条、第23条から第25条、第29条から第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のため必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類するものを含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混載寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその

つど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、原則として毎年1月17日から7月16日まで、7月17日から翌年1月16日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年1月18日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ・各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に0.6を乗じて得た率を当該月の第1営業日の計上分より適用するものとし、平成21年7月においては信託契約締結日から適用するものとします。ただし、上記無担保コール翌日物レートの平均値が年10,000分の100を超える場合には、年10,000分の60の率とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については、原則として第40条第1項に規定する支払開始日

および第40条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。  
(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第44条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡する THERE があります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、

この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第50条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第51条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告

書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第52条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

附則3 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則4 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号  
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社

(付表)

I 別に定める各信託

約款第12条第1項および約款第42条第7項の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）

追加型証券投資信託

エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）